

拓殖大学論集

政治・経済・法律研究

第 20 卷 第 1 号

2017 年 9 月

論 文

犯罪予測技法の展開

— 近接反復被害分析を中心として — ……………守山 正 (1)

環境訴訟における手続参加のあり方

— 仙台高判平成 25 年 1 月 24 日を契機に — ……………長島 光一 (33)

研究ノート

農地所有権に基づく放射性物質除去請求事件 (判例評釈)

— 福島地裁郡山支部平成 29 年 2 月 10 日判決
(訴え却下・控訴・判例集未登載) — ……………奥田 進一 (47)

産業集積における財産権の役割

— 明治・大正期の羽二重産地を例に — ……………小木田敏彦 (61)

拓殖大学 研究所紀要 投稿規則…………… (83)

「政治・経済・法律研究」執筆要領…………… (85)

犯罪予測技法の展開

— 近接反復被害分析を中心として —

守 山 正

要 旨

本稿は、近年英米を中心に展開がみられる犯罪予測（crime prediction）論を考察するものである。わが国を含め世界的な犯罪減少傾向にありながら、犯罪不安感自体は必ずしも改善されない状況の中で、犯罪の事前予防論が台頭し、その延長上で犯罪予測論が議論されており、現に犯罪予測技法の開発とその適用が進みつつある。犯罪予測が可能になれば、警察などの法執行機関の人的物的資源を効率的に活用することができ、その結果、被害発生を回避し、住民の犯罪不安感を低減できるからである。その理論的根拠としては種々提示されているが、なかでも有力なのが反復被害化（repeat victimisation）、さらには近接反復被害化（near repeat victimisation）の議論である。

反復被害は、主として未然予防を考究する環境犯罪学者が研究対象としてきた事項で、ひとたび被害にあった標的（人、物、場所）は再び被害に遭う可能性が高いという議論であり、反復被害現象は現に種々の統計や調査によって明らかにされている。そこで、一部の標的がしばしば数度の被害を受けているという実態を基に被害予測、言い換えれば犯罪予測は可能であるとするのが環境犯罪学者の主張である。

反復被害化が発生する理由としてリスク偏在性、イベント依存性などが指摘されており、犯行者の視点からも同じ標的を狙う合理性が確認されている。このほかにも動物生態学を応用した最適採餌理論などが援用されており、再被害化・反復被害化の構造が多角的に検討されている。このように、理論的にも整備されつつある犯罪予測論につき、本稿では、とくに近接反復被害に焦点を当て、犯罪予測の技法を中心に議論を進める。

もっとも、犯罪予測論については、詳細な個人情報を含むビッグデータの扱いや場所的な監視に関して、人権侵害的側面や市民的自由の喪失等の課題がみられる。わが国でも一部の都道府県警察において犯罪予測技法を取り入れ犯罪抑止を目指す動きがみられるが、これらの問題をクリアすることが課題となっている。考えてみれば、犯罪予測によって地域住民の犯罪不安感の低減を探求するのに住民の人権侵害をもたらすのは自己撞着であり、その意味でも、法学者らがこれらの動きに関わり、良好な犯罪対策を担保することが求められよう。

キーワード：犯罪予測、環境犯罪学、反復被害、近接反復被害、犯罪不安感

1. はじめに

近年、世界的に犯罪減少傾向が続くなか、犯罪対策は従来の犯罪への事後的対応から事前的対

応へと移りつつある⁽¹⁾。事実、たとえばイギリス内務省 (the Home Office) は 10 年前ほどから「リスク管理における事前介入 (proactivity)」を強調してきた⁽²⁾。この背景には、かつての犯罪激増の時代には早急な総量規制が重視され、その際十分検討することができなかった個別犯罪の分析が、犯罪減少のこんにちでは刑事司法機関の人的物的余裕から可能になったことが考えられる。その事前的対応の今後の核となるのが犯罪予測 (crime prediction) である。つまり、犯罪は時間的空間的にランダムに発生するわけではないという環境犯罪学的知見に基づき、犯罪発生が集中多発する空間、時間をあらかじめ予測し、そこに警察資源を有効活用して、警察活動の効率化を図り犯罪を事前に抑止するという発想がみられる。要するに、「場所という文脈で予見的警察活動を行うには、まず過去の犯罪データを活用して犯罪多発地点 (crime hot spots) の時空間的予測を生み出すことが必要である。これは予見された場所・時間に警察官を配置することが犯罪活動を抑止し、あるいは犯罪者を検挙することができるという期待をもって警察資源を再配置するための基盤となるであろう。」⁽³⁾

犯罪予測の基盤となるのが、一つには反復被害化 (repeat victimisation) ないし再被害化 (repeat victimisation, revictimisation) の現象である。犯罪は必ず被害をもたらすから、犯罪を予測するということは裏を返せば被害を予測することである。そこで、犯罪予測に過去の被害データを利用するのが一般的になりつつある。なかでも反復被害現象が注目されている。それは、ひとたび被害にあうと再度被害にあう可能性が高まることが多くの実証研究で明らかにされているからである。この現象は特定罪種に限らず、多くの罪種に広く分布するという⁽⁴⁾。すなわち、各種犯罪の研究において「過去の犯罪被害は将来の被害リスクを予測する最良の因子である」とされ、犯罪予測の技法に反復被害データ (さらには、後述の近接反復被害) を採用する動きが強まっており、実際、アメリカやイギリスでは具体的に特定場所における犯罪予測については過去の犯罪被害データが使用され、警察の予防活動に一定の示唆を与え、犯罪予防効果を上げている例も少なくない。要するに、一部の犯罪標的、つまり過去に被害を受けた者、場所、事物を事前にマークし、これらに対する予防活動を充実させれば犯罪を未然に防ぐことが可能と考えられている。

反復被害が広く認められるというのであれば、犯罪の被害に遭うということは次の犯罪被害の要因にもなる。反復被害ないし再被害化の発見は、後述するように、アメリカでは 1980 年代にマイケル・ヒンデラング (Micheal Hindelang) ら、イギリスでは 1990 年代にケン・ピース (Ken Pease) らによってもたらされ、さらに被害化防止を主眼とする環境犯罪学者によって研究対象に加えられ、再被害化研究はこんにちまで進展してきた。考えてみれば当然であるが、このような再被害化現象が普遍的に認められるとしたら、非常に多くの潜在的な犯罪被害者 (つまり、まだ被害にあったことがない者) に対するよりも、ごく少数の一度被害にあった人たちに對する予防措置をとる方がはるかに効率的で、効果的である。もっとも、従来特に現場の警察官などの意識としては、一度被害を受けた者は次の被害に対する警戒を強めるから、反復被害はそれ

ほど頻発しているとは思えず、したがって再被害化は犯罪防止上、重要な課題ではないと考えられてきたが⁽⁶⁾、実際には、上述のように多くの研究で、また国際的な被害者調査の統計でも反復被害の顕著な現象が確認されており、この認識は改める必要がある。

反復被害が確認された初期の代表例はイギリス犯罪調査 (The British Crime Survey, 'BCS')⁽⁶⁾ においてであった。これを基にピースが反復被害の理論化を試みたのち、その弟子筋に当たるシェーン・ジョンソン (Shane Johnson) はさらに近接反復被害 (near repeat victimisation) の現象を突き止め、彼はこんにちでは反復被害ないしは近接反復被害の現象を根拠に犯罪予測研究に取り組んでおり、イギリスではこの領域で第一人者の名をほしいままにしている。

このような海外の活発な研究状況とは対照的に、わが国では反復被害・近接反復被害の研究については十分に進んでおらず、わずかに海外の研究の紹介や翻訳があるにすぎない⁽⁷⁾。本稿では、海外の研究を参考に、この (近接) 反復被害を根拠とする犯罪予測の議論を考察し、わが国への導入可能性を探る。しかし、犯罪予測の技法をめぐっては反復被害分析のほかにも多様な議論や提案がみられる。以下では、まずこれらの技法やこれを利用した各種調査や活動を概観したのち、これらの議論にも触れる。

2. 犯罪予測の技法

上述のように、犯罪予測の機運は世界的に高まっているが、何を予測するのかという点では通常、次の4つが示されている。すなわち、①犯罪 (行為) 自体、②犯行を行う可能性のある者、③犯行者のプロファイル、④潜在的な被害者である。もっとも、これらのうち一般的には犯罪行為の予測が中心であり (つまり、①)、後述するように、(潜在的な) 犯行者関連の予測については、市民的自由権やプライバシーの問題が強く意識されるために、連続犯行などの事件が多発する場合などに、例外的にしか行われていない。

以下にみるように、犯罪予測を行う手法は多数開発され、適用されているが、論者によっては名称や分類が異なり、依然として複雑、多様である。たとえば、グロフとラビーヌ (E. R. Groff and N. G. Lavigne) は、犯罪予測技法として、上述の近接反復被害分析法、ホットスポット・マッピング分析法のほか、各種の単変量解析 (univariate analysis)、先行指標法 (leading indicators)、点過程モデル (point process model)⁽⁸⁾、人工神経回路網法 (artificial neural networks)、多角形格子・走査線 GIS 法 (polygon grid/raster GIS) を識別する⁽⁹⁾。また、ペリーらの分類では、分析カテゴリーとして、①ホット・スポット (hot spot) 分析、②回帰分析、③データ・マイニング (data mining) 分析、④近接反復被害、⑤時空間分析、⑥リスク・テライン (Risk Terrain) 分析を提示する⁽¹⁰⁾。そして、前出の先行指標はこの分類では②に、点過程モデルは④に、RTM は⑥の技法の一つとされる。このように犯罪予測に関する分析モデルや技法の定義や分類においては定説がなく、やや混乱している感は否めない。その混乱の原因は、

使用するデータが場所に関するのか、時期・時間に関するのか、あるいは犯罪データで限定するのか、リスクやデモグラフィックなデータを使用するのか、などの相違に基づく。ただ、実際に犯罪予測の技法としてここにち有力なのは、個別にホット・スポット分析（マッピング）、近接反復被害、リスク・テライン・モデリング（Risk Terrain Modeling, RTM）などであり、この中で最も頻度が高く利用されるのは前2者である（個別の内容については後述する）。

表1 犯罪予測技法の分類

分析カテゴリー	適用	主要な技法	特徴
ホット・スポット分析	場所	Grid Mapping, Kernel Density	最も汎用的な技法
回帰分析	場所	Linear Leading Indicator	単純なものから複雑なものまで多様
データ・マイニング	場所	Clustering	
近接反復被害分析	場所・時間	Point Process ProMap	近年有力な技法 場所と時間を予測する
リスク地帯分析	場所	RTM	過去の犯罪データのほかに、デモグラフィック情報、犯罪者情報、地形データなどを考慮

※W. L. Perry et al., op. cit., p. 19, Table 2.1 を参照して作成した。

RTMを開発したカプランとケネディ（J.M. Caplan and L. W. Kennedy）は、これら3者の関係を次の図1 グラフに示す⁽⁴⁾。この図は、犯罪の空間的ダイナミクスの研究において、RTM

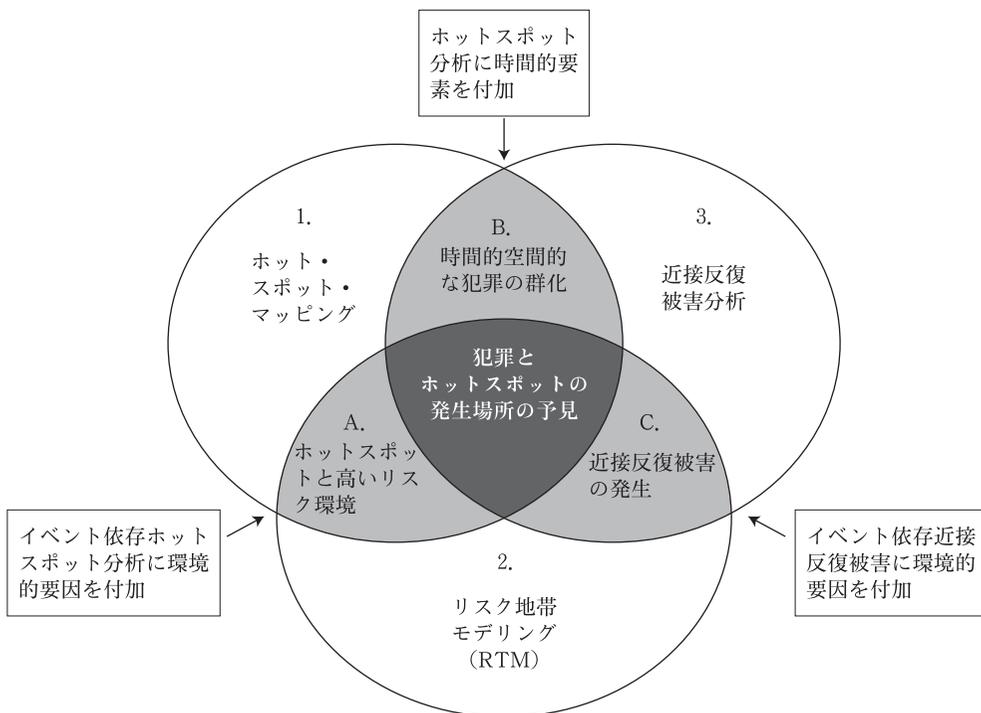


図1 犯罪予測技法の関係図

とホット・スポット・マッピングさらには近接反復被害分析法の3者を統合する試みであり、各手法の情報所産に根差したリスク削減に対する戦略的作戦的な活動を提案するものとされる。この図はそのための3段階を提示しており、第1段階では、ホット・スポット・マッピング法によって一定地域における犯罪の群化（clustering）状況の有無・程度（つまり、ホットスポット）を分析する。第2段階では、RTMが犯罪の空間的要因を診断する役割を担う。この両者結合の有用性は、ホット・スポット内ないし周辺のリスキーな場所を確認することにある。第3段階では、近接反復被害分析法が犯罪の時間空間パターンを評価する。第1段階と第3段階の結合の意味は、時間空間における犯罪の群化をよりよく理解することにあるという⁽¹²⁾。また、第2段階と第3段階の結合によって、初回の犯罪と近接反復犯罪におけるリスキーな場所を繊細に理解することが可能になる。

もっとも、本稿が関心を示すように、これらの技法のうち反復被害ないし近接反復被害に関する過去のデータを利用して、将来の犯罪発生の場所および時間を予測する試みが主流であって、世界各地で行われている⁽¹³⁾。これは、最終的には犯罪対策の人的物的資源、つまり警察力、警察官の配置を犯罪発生が予想される場所や時間に効率的に行うことによって事前に犯罪を抑止するためである。そこで、具体的には、初回の被害からどのくらいの期間に被害地付近で次の犯罪は発生するのか。時間帯としては何曜日の何時頃に発生する可能性が高いか。場所や時間が予測された場合、警察官をどのように配置したり、巡回したりすればよいか。これらの問いに答えるために、実際にはデモグラフィ、土地利用状況（住宅や道路の形状など）、犯行手口、標的の種類、犯行の曜日・時間帯などの分析が必要となる。

(1) 犯罪予測の技法

① ホット・スポット分析と犯罪マッピング

ホット・スポット分析は、歴史的な過去の犯罪発生データを基に増大する犯罪リスクの地域を予測する。この根底になる考え方は、環境犯罪学者がしばしば指摘するように、犯罪はどの地域にも均一に分布するわけではないという事実である。むしろ、多くの犯罪マッピングが示すように、犯罪は一部の地点・地域に偏在している。そして、犯罪は過去に発生した場所で犯罪が起こる可能性が高いことも知られる。もっともホット・スポットの形状は場所によって多様であり、確認されたホット・スポットが小さすぎると問題地点が含まれず、対策をミスリードする可能性があるし、逆に大きすぎると実際の警察活動は資源不足から実現不能ということなる。犯罪予測はもとより警察資源を適切に配置・配分し警察活動の効率を高めて、犯罪の事前抑止を図るものであるから、この目的に適合するホット・スポットを発見し、確定する必要がある。

その中で最も単純な手法はグリッド・マッピング（Grid Mapping）と呼ばれるもので、グラフのグリッド（マス目）を犯罪発生の有無に従って色分けしたりして表示する方法である。しかし、この方法は最初のデータセットにかなり依存するし、またグラフのマス目の大きさ（切り方）

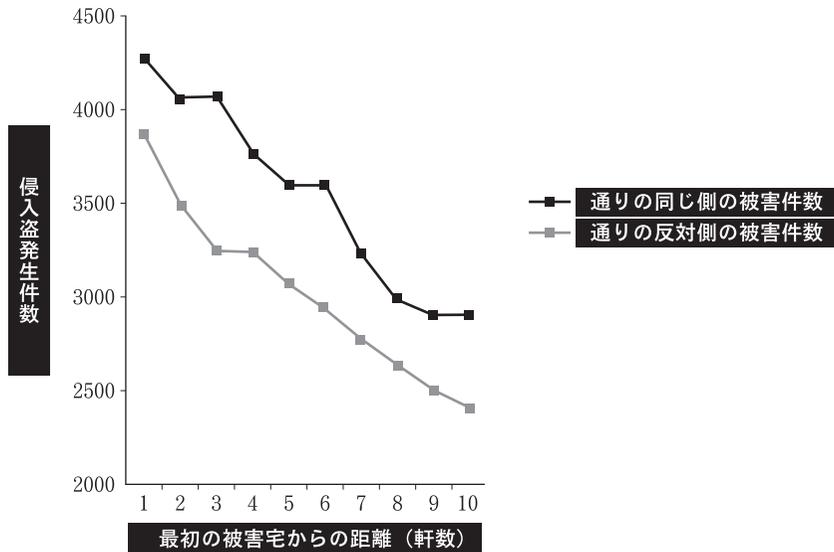


図2 近接反復被害の状況を挿入

※S. Johnson and K. Bowers, The Burglary as Clue to the Future: The Beginnings of Prospective Hot-Spotting, European Journal of Criminology, vol. 1, no. 2, p. 207. から作成

によって実態と大きくかけ離れる欠点がある。次に使用頻度が高いのがカーネル密度推定 (Kernel Density Estimation, KDE) で、わが国でも犯罪分布を示すのに広く使用されている。KDE では、犯罪発生地点のポイントデータを使用し、カーネル関数やバンド幅 (band width) を決定して、ポイントデータのない地点の犯罪発生状況をこのポイントデータにより推定する技法で、3次元で表示するなどして視覚的な分析を果たすのに役立つ。

② 近接反復被害分析

これは、一部の犯罪は時間的距離的に、過去に発生した犯罪と近接して発生するという仮説に基づく。詳細については後述するが、犯罪発生レベルの高い地域では近い将来においても近隣で高い犯罪レベルを維持することを示すものである。すなわち、過去に犯罪被害を受けたことはないが、近隣で発生した犯罪の標的 (被害者、被害物) と類似の傾向や属性を有するために、被害に遭うリスクが高まる状況を指す。このような現象は種々指摘されている⁽¹⁴⁾。たとえば、(a)住宅侵入盗犯は繰り返し近接の標的の一群を繰り返し攻撃する。なぜならば、当該地域自体の犯罪脆弱性を犯行者は知悉しているからである。さらに、これについては、一定の住宅地域 (とくに建売り住宅街) では住宅室内のレイアウト (間取り) との関係を示す調査もみられる⁽¹⁵⁾。(b)ギャングの銃撃行為は対立するギャングの支配地域において報復的暴力を扇動する。これはわが国でも、暴力団抗争における銃撃行為が暴力団の拠点周辺で発生することが知られる。

しばしばこの現象は伝染性の疾病とも、最近では前述の地震発生とも比較される。実際、反復被害は距離や時間において、初回の犯罪とかなり近接する。ロサンジェルスサンフェルナンド地区で観察された現象では、2004年から2年間で、初回の住宅侵入盗発生から3時間以内、200

メートルの範囲で100件以上の住宅侵入盗が発生したとされる⁽¹⁶⁾。しかもこの近接反復被害化の現象は多くの国々・地域で発生しており、かなりの普遍性が確認されている⁽¹⁷⁾。

図2のグラフは、近接反復被害の状況を示している。ケイト・ボワーズとシェーン・ジョンソンは、イギリス・マージーサイド地区において、一定の通りに沿って、住宅侵入盗が地域全体に伝染する様子（近接反復被害）を分析した⁽¹⁸⁾。この調査では特定の通りにおいて、最初に被害に遭った住宅と同じ側か、反対側に住宅侵入盗の被害が集中していることを発見した。この原因としては、この地区はいわゆるセミ・デタッチ型、いわゆる二軒長屋の住宅が並んでおり、長屋の左右の住宅はそれぞれ他の長屋では左は左、右は右というように同じ間取り（レイアウト）の構造になっており、犯行者は初回に侵入した住宅の間取りと同じ住宅を狙ったものと思われる。その結果、通りの同じ側と反対側の間取りの同じ住宅が狙われたのである。調査者はこれらを含めて次のような事実も明らかにしている。第1に、単純な反復被害と異なり、近接反復被害は比較的裕福な地域で発生すること、第2に、最初に侵入盗の被害を受けた住宅の周辺住宅はその被害から1週間以内に被害に遭うリスクが被害住宅に近いほど高いこと、第3に、侵入盗被害を受けた住宅と同じ側の住宅は反対側の住宅よりも被害リスクが高いこと、第4に、被害住宅と同じ間取りの住宅はそうではない住宅よりも被害リスクが高いこと、である。図2においても、最初の被害住宅から離れるほど被害リスクは低下し、通りの同じ側の被害が反対側よりも高いことが示されている。このように、近接反復被害は群化する傾向があり、これがホット・スポットを形成すると考えられている。

近接反復被害化については、ジェリー・ラトクリフらがこれを算出するソフトウェア（Near Repeat Calculator）を開発し、テンプル大学のホームページにて無料で一般に公開している⁽¹⁹⁾。このソフトウェアは「短期間に犯罪リスクが近隣の場所に伝染する」という概念に根ざしており、もともとは後述するように、1964年に疫学研究として疾病の伝染（児童の白血病）が時間・空間で群化する現象を予測する手法をジョージ・ノックス（George Knox）が開発したことに基づく。いわゆるKNOX法である。つまり、ノックスが行った調査では、当初予想されていた疾病の発生が、ランダムな分布ではなく、時間的空間的に近接して群化していたことが発見された。後述のラトクリフらの調査もこのKNOX法を利用している。

③ リスク地帯モデリング（RTM）

この理論は、一群の技法から構成され、犯罪リスクに寄与する地理的特性（飲み屋、酒類販売店、主要道路など）を確認して、特定の場所がこれらのリスクを増大させる特性とどのように結合しているかに基づき犯罪リスクの予測を行うことをめざす。将来の高い犯罪率を強調する点でリスク地帯モデリング（RTM）は、ホット・スポット分析と同様であるが、後者が犯罪の群化を発生させる場所を確認する技法であるのに対して、前者は当該地域の地理的特性に根ざして地域特性を特徴づける点で両者は異なる。つまり、RTMは、当該地域のデモグラフィックな特性のほか、地形や地政学的な特徴を考慮する。

RTM 開発者のカプランとケネディは、RTM について次のように述べている。「RTM は、リスク評価へのアプローチであり、そこでは犯罪リスク要因の空間的な影響や集中度を示す別々のマップ・レイヤーが GIS において作成される。すべてのマップ・レイヤーは、合成されたリスク地帯マップを作成するためにすべての場所における地勢に基づくリスク要因の説明変数と結合する」⁽²⁰⁾。実際に、この研究グループはニュージャージー州アービントンで行った銃撃ホット・スポットを地理空間的に分析しているが、その際に使用したのは既知のギャングメンバーの居住地、一定の商業施設（飲み屋、風俗店、酒類販売店など）と薬物逮捕件数などであり、これから座標データをグリッドに適用して、リスクの程度を地図にレイヤーで示すことができたのである。

RTM の利点は、第 1 に、当該地域が有する地理的属性に基づく犯罪予測であるために、単に過去の犯罪発生データから推測する手法よりもはるかに予測確率が高い点である。運用上、他のホット・スポットと類似する新たなホット・スポットを予測することも可能である。新しく予測されたホット・スポットが現在では犯罪は多発していない場合でも、以前のホット・スポットと十分類似してハイリスクと判断されれば、何らかの対応が求められる。第 2 に、将来の犯罪を予測する場合、どのタイプの地理的特性が使用されるかを示すことができる点である。

(2) 犯罪予測技法を用いた警察活動

以下にみるように、すでにアメリカでは多くの警察署で各種犯罪予測技法を使用して犯罪予測およびそれに基づく活動を行っている⁽²¹⁾。これらを考察すると、必ずしも反復被害分析、近接反復被害分析の手法が主流とはいえないが、この理由はこれらの技法が主としてイギリスで開発されたもので、ただ、アメリカではイギリス研究の影響を受けた研究者が反復被害分析を活用していることによるものと思われる。さらにアメリカの事情として、犯罪予測の技法やアルゴリズムの構築には民間企業が関与しており、そのため、これらの企業が開発した技法を警察が採用しているために、技法自体かなり多様化しているように思われる。

表 2 全米の警察署における犯罪予測実施状況

管轄警察署	技法	標的	場所	活動と成果
ワシントン DC	回帰モデル、ホット・スポット分析	強盗	地下鉄駅と隣接ショッピングモール	地下鉄利用者に対する注意喚起カード配布
サクラメント (2012 年)	ホット・スポット分析、コーパー・カーブ・ルール ⁽²²⁾	殺人, 加重暴行	特定のホット・スポット (実験群)。対照群設定	ホット・スポットの警察官滞在 12 分～16 分, 2 時間毎。前年比 25%減 (対照群 27.3%増)。
チュラ・ビスタ	反復被害分析	商店強盗	特定街路の多重被害店	特定街路の商店に対する助言
シュレブポート	先行指標モデル	強盗, 住宅侵入盗, 自動車関連犯罪	特定ホット・スポット	街頭での職務質問, 被害経験住民への助言。対象ホット・スポットの主要財産犯罪 40%減。

メンフィス (2010年)	データ掘削モデル	ギャング銃器犯罪	特定場所・時間	ゼロトレランス戦略, 車両検問, 警察官配置。犯罪全体 31%減, 粗暴犯 15.4%減。
ナッシュビル (2009年)	データ駆動モデル	交通犯罪(飲酒運転)	事故多発地区	車両検問。5年前と比較して死亡事故 15.6%減, 負傷事故 30.8%減。
ボルティモア (2007年)	ホットスポット・マッピング(カーネル密度推定)	交通犯罪および一般犯罪	交通違反多発地区	交通検問, 可視的パトロール。強盗 13.6%減, 交通事故 6%減, 負傷事故 14.7%減。
ミネアポリス (2011年)	データ駆動モデル	犯罪全体	ホット・スポット	CCTV モニタリング, パトロール
シャーロット	GIS 分析	バンダリズム, 空き家無断侵入	空き家	地域組織との協働, ウェブサイトによる危険箇所の提示

※W. L. Perry et al., op. cit., pp. 57-80. を参照して作成した。

3. 反復被害, 近接反復被害の意義

反復被害, 近接反復被害の分析が犯罪予測の基本となる考え方は, 後述するように, こんにち主流の地位を占めつつある。グロフとラビーヌは, 「反復被害調査が示唆するところによると, 将来の被害化だけでなくホット・スポット地域を予測するのに反復被害がどの程度利用できるのか, あるいはホット・スポットはどのように構成されているのかをさらに検証すれば, はるかに多くのことを学ぶことができる」⁽²³⁾ と述べている。

反復被害が犯罪学領域で初めて注目されるようになるのは, 犯罪予防への関心が高まる 1970 年代末におけるアメリカにおいてであった。これはこの時期に実施された全米犯罪調査 (National Crime Survey)⁽²⁴⁾ によって被害状況が次第に明らかになり, 個々人が人生の過程で受けた被害経歴 (victim career) の研究が進んだからである。この中には, 前述のように, 被害者学の視点からヒンデラングらが犯罪被害に関する生活様式を分析した研究⁽²⁵⁾ やリース (Albert J. Reiss) が政府の官僚的な統計作成の問題点を指摘した研究⁽²⁶⁾ も含まれる。

他方, 犯罪多発地点 (hot spots) の研究も反復被害の状況を明らかにするのに役立つとされた。なぜなら, 一部の人, 場所, 物に犯罪が多発していれば, 当然, 何度も被害に遭う状況が予想されるからである⁽²⁷⁾。ベネット (T. Bennett) は調査対象とした犯罪多発地域では住宅侵入盗の 3 分の 1 は連続事件であるとして, 反復被害を確認している⁽²⁸⁾。

繰り返しになるが, 反復被害の確認が重要なのは, 犯罪予測に役立ち, 警察予防活動の効率化が可能であって, 被害を未然に防止できることにある。誰がどこでいつ被害に遭いやすいかが明らかになれば, そのような被害リスクのある標的に警察が人員配置などを行って事前に抑止することが可能だからである。このように多重被害に遭いやすい標的は, 後述のとおり, 一定の特性を備えていると考えられる。これは従来, 被害者学 (victimology) では被害特性とか被害者の

有責性などというテーマで論じられてきた⁽²⁹⁾。しかし、反復被害化論がこのような被害者学の議論と異なるのは、被害に遭いやすいからといって被害者を批判するわけではないことである⁽³⁰⁾。あくまでも反復被害化論は、犯罪予防の一分野として、事前に犯罪を防ぐには、過去に一度被害に遭った標的を保護することが効率的であると考えるに過ぎない。

(1) 反復被害の状況

従来、犯罪予防的視点において反復被害の現象は看過される傾向があったという。その理由として次の事項が考えられる⁽³¹⁾。

- 多くの被害者は被害遭遇しても警察に通報するとは限らず、したがって公的統計に反復被害が反映されにくい状況がある。上述のアメリカの NCS（後の NCVS）やイギリスの BCS（後の CSEW）などの被害調査によって反復被害が顕在化したのである。
- 反復被害に関する調査では、一般に被害発生地の住所を基準とするが、警察データはしばしば不正確であり、実際には 1 回的な被害としてカウントされやすい。そこで、実際の調査では地図ソフトによって住所合致を精密にするジオ・コード（geo-code）が使用される。
- もう一つ反復被害が低く見積もられる理由として、時間窓効果（time-window effect）があるとされる。つまり、被害が計上されるのは調査対象の一定期間内（つまり時間窓）であるため、それ以外の期間に被害を受けている場合が計上されないからである。たとえば、2002 年 1 月から 2002 年 6 月までの「時間窓」を設定した場合、2001 年 12 月の被害は含まれないし、さらには 2002 年 7 月に被害を受けた人でも、被害回数 1 回として認定され、反復被害は計上されないことになる（実際には 3 回被害を受けており、反復被害者である）という問題が発生する。これを修復するため、たとえば最初の被害から一定期間内の被害回数を計上する方法などが考案されている。

① 80-20 ルール

まず、そもそも反復被害は実際に発生しているのか、またそれを知るにはどうしたらよいかという問題が存する。通常、ひとたび被害に遭遇した人はそうではない人よりも警戒的になり、十分用心するから再被害にあうとは考えにくいからである。わが国の警察などの実務家にもそのように考える傾向が強いが、諸外国の研究では、明らかに反復被害が発生する状況が統計等で提示されている。実際、環境犯罪学の文献によると、ごく一部の被害者が大多数の被害を受けているという調査結果がみられる。しばしば、これは犯罪学における 80-20 ルールなどと称されている⁽³²⁾。

反復被害に関して言えば、一般人口中被害を受けているのは 20% の者であるが、これらの者が被害を受けた総件数は全体の 80% に当たるという指摘、これが 80-20 ルールである。このように一部の者に被害が集中する状態は、次のイギリスの被害者調査でも明らかになっている。実

際でも、調査対象の者のうち20%の者が80%の被害を占有している（表3における2回以上の被害を受けた者とその被害率合計）。つまり、犯罪予防の観点から言えば、一部の被害に遭いやすい者に対する予防策を強化すれば、多くの犯罪を抑止できることとなり、このことから、前出のピースは「以前の被害化は最良のリスク予測因子」⁽³³⁾と述べている。

前述のように、反復被害の統計としてよく引用されるのがイギリス犯罪調査（BCS）の結果である。次の表3は、反復被害の発生状況を示している。

表3 イギリス犯罪調査における反復被害

被害回数	1982年		1988年		1992年											
	回答者数 (%)	被害占有率 (%)	回答者数 (%)	被害占有率 (%)	回答者数 (%)	被害占有率 (%)										
0	68.1	.0	59.3	.0	59.5	.0										
1	17.8	29.1	19.9	18.5	20.3	18.7										
2	6.2	14.0	20.3	71.0	9.1	20.8	16.8	81.4	9.0	20.2	16.5					
3	3.1											15.2	4.2	11.6	4.5	12.4
4	1.8											11.8	2.5	9.1	2.4	8.8
5以上	2.9											23.7	5.0	43.9	4.3	43.5

※Graham Farrell, Preventing Repeat Victimization, M. Tonry and D. Farrington (eds.), Building a Safer Society, 1995, p. 489. を基に若干修正した。

② 被害反復の時間的間隔

初回の被害から再度の被害に遭うまでに、どの程度の時間的間隔があるかというのがここでの問題である。つまり、一度被害に遭った標的が次の被害を受けるのはいつか、再被害化のリスクが高まるのはいつか。これに関しても多くの実証的研究がみられる。そして、これらの調査結果から明らかなことは、再被害化は初回の被害からかなり時間的に近接していることである。このように反復被害が比較的早期に発生している要因として、初回の犯行で獲得した被害者の情報が新鮮であればあるほど次の犯行の成功率が高くなること、初回の犯行から時間が経過すると被害者も一定の対策を講じる可能性があること、などの分析がみられる⁽³⁴⁾。逆にいえば、犯行者は犯行の合理性に基づいて、被害者の心理を利用しているともいえる。

(2) 反復被害の要因

ピースは反復被害が発生する理由として、2つの要因を指摘する⁽³⁵⁾。1つはリスク偏在性 (risk heterogeneity) であり、もう一つはイベント依存性 (event dependency) である。

① リスク偏在性

これはしばしばフラッグ要因と呼ばれる。犯行者からみれば、一定の被害標的は他の中でも際

立っており、あたかも旗 (flag) が立っているかのように見えるからである。多くの犯行者には、これらの標的は他のものと異なり際だっており、きわめて魅力的に映り、あるいはその脆弱性が目立って見える。たとえ、以前に住宅侵入盗の被害にあっていないとしても、ある犯行者にとって魅力的に映る標的は他の犯行者にも魅力的であるというのである。それは、住宅の立地条件 (通りからは見えにくい高台、車を止めても不自然ではない角地) であつたり、高級そうな住宅の外観 (ガレージに高級外車がある)、いかにも不在を示す住宅の状況 (配達された新聞が郵便受けに溜まっている) などの要因があり、また職業的に深夜運転のタクシー、深夜営業の飲食店などは他の職業と異なって高い強盗被害率を示すし、リスクのある施設 (高額な料金を請求する風俗店) で時間を過ごす人々、あるいは犯罪の被害に遭いやすい物品 (hot product、駅前に放置された自転車) を所有する者も反復被害を受ける可能性が高い。これらは過去の被害回数に関係なく、コンスタントに標的になりやすい人、場所、建物、物品である。これらは、しばしば犯罪の誘発要因 (provocateur) となり、つねに犯罪機会を提供しているとみられる。

② イベント依存性

これは過去の被害経験がさらに将来の被害リスクを増幅する状況を示す。つまり、住宅侵入盗であれば、最初の侵入によって一定の変化が生じ、後の侵入がより容易になる状況をさす。それは、最初の侵入によって犯行者はその住宅に関する種々の情報 (家族構成、不在時間帯、財物の場所、逃走経路など) を獲得し、これを自ら利用し、あるいは仲間に情報を流すことによって、次の犯行が実行されやすくなるからである。そして、たとえば、最初の侵入で盗み残した物、あるいはその家庭が盗まれた物を再度購入したと推定される物 (たとえば、大型テレビ) などを次の侵入で狙うのである。犯行者からすれば、全く情報のない新たな標的を模索するよりも、このようにすでに情報を得ている標的を再度狙う方が無駄がなく、また盗品を質屋などに売却するための計画が立てやすく、合理的である。そこで、しばしばイベント依存性はブースト (boost) 要因と称される。次の犯行を煽るからである。

(3) 近接反復被害

近接反復被害 (near repeat victimisation) とは、実際には過去に直接の被害経験はないが、近隣ないし一定の距離内で実際に過去に被害経験のある者、家屋、場所と類似しているために、将来被害に遭うことをいう。それでは、この現象はどのようにして知ることが出来るのか。実際には、犯罪学における近接反復被害の研究は、前述のように病理学で発見された伝染病の感染過程からヒントを得ている⁽³⁶⁾。つまり疫学概念の応用である。これらの研究で示された時空間的概念と方法論が犯罪研究に移入されて近接反復被害研究が生まれたのである。すなわち、過去の犯罪イベントは空間的に近接する標的にとって被害化リスクを高めるが、このリスクは時間経過によって低下するという概念である。しかもこのリスクはランダムに生じるものではなく、群化する傾向にある。そこで、近接反復被害では、しばしば空間的・時間的群化 (space and time

clustering) という現象が指摘される。

初期の研究では、単純に近接反復被害パターンの存否が判断され、その範囲が議論された。いずれも住宅侵入盗の事例では、オーストラリア・クイーンズランド州の調査⁽³⁷⁾では、群化した近接反復被害は初回の被害から距離で200メートル、時間で2ヶ月以内に発生するとしている。イギリス・マージーサイド地域の調査⁽³⁸⁾では、被害リスクは400メートル、2ヶ月と予測された。またオーストラリア、オランダ、ニュージーランド、イギリス、アメリカ5ヶ国の国際比較研究⁽³⁹⁾では近接反復住宅侵入盗被害は100メートル、2週間という被害リスクが示された。さらに、イギリス・ボーンマスの調査では住宅侵入盗では400メートル、6週間、車上狙いでも400メートル、6週間という結果が示された。いずれにせよ、ひとたび一定地域で犯罪被害が発生すると、かなり近接した場所、時間で再被害化が発生していることが理解できる。

4. 犯行者の視点と反復犯行

反復被害は一般的に被害者ないし潜在的被害者の問題として扱われ、したがって被害者の視点から論じられがちであるが、裏を返せば犯行者が同一の標的(人、物、場所)ないし同一属性を有する標的に対して犯行を繰り返している状況でもある。先述のピースが指摘した反復被害の要因とされるリスク偏在性も事件依存性も、元はといえば犯行者の視点である。要するに、特定の標的は犯行者に何らかの魅力を与えているし、また犯行の合理性という点からも魅力的である。なぜなら、「情報の乏しい新たな標的を探す努力を行うよりも、以前の犯行の際に得た豊富な情報を生かせば、容易なアクセス、検挙リスクの回避、犯罪利益の期待といった点ではるかに成功率が高いからである」⁽⁴⁰⁾。まさしく合理的選択(natural choice)である。もっとも、家庭内犯罪、たとえばDV、児童虐待なども犯行者が特定標的に継続して攻撃を行う現象がみられるが、通常、再犯行、累犯行で問題とされるのは財産犯である。この点は、いわば再被害化、反復被害分析の適用可能性と関わる。

しばしば指摘されるように、住宅侵入盗の再犯行者が次の犯行の下見をする場合、侵入盗犯行に適する住宅、適さない住宅、適することを知っている(かつて侵入した)住宅の3種を識別するのである。このように、反復被害の研究者の中には、犯行者側からの視点、つまりどのようにして犯行者は標的を選択しているかに関心を示している論者もいる⁽⁴¹⁾。また、多くの研究者が犯行者の標的選択基準を知るために、犯行者自身にインタビュー調査を行っている(いわゆる質的観察)⁽⁴²⁾。

わが国においては山内・渡邊が海外の研究知見を基に、再犯行者の視点を探求している。この中で、住宅侵入盗犯(アシュトンらの研究)⁽⁴³⁾、商業強盗犯(ギルとピースの研究)⁽⁴⁴⁾の再犯行心理を分析し、次のように解説する。

① 住宅侵入盗の再犯行

これに関してはアシュトンら (J. Ashton et al) の研究がある。この研究は保護観察官と大学研究者との共同研究として行われ、調査内容としてはパイロット調査と本調査が実施された⁽⁴⁵⁾。パイロット調査は1996年にイギリスのハダースフィールド市とデューズベリー市における保護観察対象者およびアムリー刑事施設の収容者に対して2週間の質問紙調査が実施され、本調査では対象者はウェスト・ヨークシャーの保護観察所に1996年10月と11月に送致された者で、少なくとも1回住宅侵入盗 (residential burglary) で逮捕歴のある者が選抜された。対象者は186名 (男性173名、女性13名) で、これらの者のうち、再犯行が認められた者は86名で、70名が質問紙と面接の調査に応じ、さらに57名が住宅侵入盗の同一標的に対する再犯行を認め、29名は別の犯罪の再犯行を認めている。

再犯行の理由として明らかになったことは、1つには過去に侵入した住宅であるから、アクセスが容易であった点である。最初の犯行よりも明らかに侵入行為の心理的負担が少なく、犯行への敷居が低くなる。しかも最初の犯行は未検挙で成功しており、次の犯行を後押しすることになる。もう1つは、取り残し物の存在である。前回の犯行では共犯者の数や交通手段などの影響から盗品の運搬に限界がある場合、住宅内の格好の標的を取り残すことになり、特に大型・重量のある標的に対しては、次回の犯行で共犯者を増やしたり、大型車を準備したりして、それを改めて標的にするのである。さらに、事件依存性の特性から、標的を十分知悉して再犯行に及ぶケースがみられた。もっとも犯行の理由はこのほかにも多様であり、被害者がその後買い足したであろうと想像したこと (再購入したと思われるテレビを標的にする場合) や、被害者に対する復讐・怨恨など特殊な感情が動機となっている場合もみられた。

② 商業強盗犯の再犯行

ギルとマシュー (M. Gill and R. Matthews) が金融機関を対象とした商業強盗犯の標的選択について行った実証研究の知見を基に、ギルとピース (M. Gill and K. Pease) が同一標的に対する累犯行を分析している⁽⁴⁶⁾。ギルとマシューの研究は、イングランドとウェールズの刑務所に収容された強盗犯341人 (うち女性1人) に対する面接調査であった。そこで、ギルとピースは、同じ標的を何回狙ったのか、強盗が標的にした金融機関が以前に強盗にあったことを知っていたか、最後の犯行の標的は以前に他の者に標的にされていたことを知っていたか、などの観点から分析を行っている。彼らの仮説は、同一標的を狙う強盗犯には一定の特色があり、職業的専門性が高いこと、決意が固く決断したら諦めずに断行すること、犯行に暴力を用いる傾向が強いことなどを掲げている。

この研究の最終的な知見として、再犯行状況を考察すると、次の点が明らかである。

- ・341人中65人 (19.1%) が同一標的に2回以上、強盗を遂行していた。その理由として、面接では「犯行の容易さ」を挙げている者が目立つ。「犯行の容易さ」として、警備システムが不完全であることを指摘している。

- ・341人中63人(18.4%)は、自らが標的とした金融機関が以前に他の者の標的になったことを知っていた。その情報の一部はメディアの提供によるものであり、以前に他の者にとって標的になった点を犯行の容易さと結びつける傾向がみられた。
- ・同一標的を狙う強盗犯は同一標的を狙わない強盗犯に比較して、武器(実弾入りの拳銃)を携行する場合、犯行時に身体的暴力を伴う場合が多いことが明らかになった。

5. 反復被害の理論的根拠

(1) 環境犯罪学の諸理論

① 合理的選択理論

犯行者の視点からは、反復被害はしばしば累犯行(prolific offending)という用語で示される。つまり、同一ないし類似の標的に対して、複数回の犯行を行う現象である。累犯行は犯行者が合理的選択を行った結果であると考えられる。

犯罪場面における合理的選択理論(rational choice theory)を提唱するのは、クラークとコーニッシュ(R. Clarke and D. Cornish)である⁽⁴⁷⁾。犯罪学における合理的選択理論の適用は、一般にはベッカリアなどの古典学派の主張を意味する場合が多いが、しかし、近年環境犯罪学の台頭によってクラークらの主張を示す傾向にある。いずれも犯罪抑止をめざす点では共通するが、古典学派が刑罰の機能として考えるのに対して、環境犯罪学は物理的な環境を問題とする点で異なる。後者によると、(a)犯罪は目的的行動であり、犯行者は自らを利する意図で行う。(b)犯行者は関連するリスク・不確実性を前提に、最善の決定を行う。(c)犯行者の意思決定は、犯罪の性質・タイプによって異なる。(d)特定罪種への関与という選択と、特定事件の実行の選択は異なる。犯行者にとって選択する犯罪は常に予想される利益があり、この利益はかなり多様であり、物質的報酬だけでなく、興奮、矜持、娯楽、性的満足、他人に対する軽蔑や支配なども含まれるという。犯行選択は表面的には不合理にみえても、必ず一定程度合理的であり、病的な妄想や強迫観念の下で行われた犯罪も合理的選択の帰結である。いずれにせよ、犯行者は時間、資源、情報などの限られた範囲で最善を尽くそうとし、思考を重ねる。但し、その意思決定は瞬時、直感であったり、長期的計画の下であったりすることから、その合理性も完全とはいえず、クラークらもこの点では限定合理性(bounded rationality)であることを承認している。これらの内容からみて、反復被害ないし累犯行は、犯行者の合理的選択の帰結であるといえるであろう。

② 犯罪パターン理論

この理論は環境犯罪学者に属するブランティンハム夫妻(P. Brantingham and P. Brantingham)が提唱したことで知られる⁽⁴⁸⁾。この理論は従って、他の環境犯罪学理論と同様に、犯罪は時間的空間的にランダムに発生するわけではない点を確認するところから始まる。これはこれまでの議論からみて、犯罪が多発する地点(hot spot)と発生しない地点(cold spot)、犯罪を反復する

犯行者と被害に何度も遭遇する被害者に分かれることから明らかである。罪種別にみても、たとえば、酒場の喧嘩（暴行・傷害）は平日よりも金曜や土曜の夜に集中して発生し、万引きは一日の限られた時間帯に、また一部の店舗に偏在することなどを指摘する。

そこで、ブランティンハムはこのような犯罪パターンを構成する要因として、個々人（犯行者・被害者）の日常活動において、次のようなルールを明らかにしようとする。第1に、人は一連の活動を行う際に意思決定を行うが、活動が何度も反復されるとその意思決定も定期的になり、その結果、意思決定の基となるテンプレートが構築される。この場面が犯罪を行う意思決定である場合は、犯罪テンプレートとなる。第2に、大半の個人は独立した個人としてではなく、家族、友人、知人とのネットワークを有しており、このような他者との結びつきはネットワーク内の他者の意思決定に影響を及ぼす。第3に、個人が独立に行う意思決定と犯罪テンプレートを総合的に勘案すると、犯罪の平均的ないし典型的なパターンを発見できる。第4に、個人ないしそのネットワークは犯罪テンプレートに適合する犯行標的、潜在的被害者を見つけたとき犯行に及ぶ。これが反復され蓄積されると、将来の犯罪パターンが構築される。第5に、個々人はルーティン化された日常活動を繰り返しており、これらの活動は、自宅、職場・学校、買い物・娯楽場・友人宅といった結節点（node）やこの結節点間の経路周辺で発生する。第6に、犯行者は一般人と同様に、通常の時間的空間的移動パターンを有し、犯行地として選択されるのはこの通常の行動空間や意識空間（たとえば、よく知悉している場所）の周辺である。第7に、潜在的な標的・被害者の活動空間が犯行者のそれとしばしば重なり、犯行者の意思決定の契機が与えられ、犯罪テンプレートに適合したとき、犯罪被害に遭遇する。第8に、このような犯罪機会を提供する場所は多くの人々が滞在したり通過したりする結節点周辺に発生し、これらの場所は一般に犯罪を誘発する社会的物理的要因を有する。

(2) 生態学的理論

① 日常活動理論

犯罪が発生する条件をマクロ的にとらえたのがコーエンとフェルソン（L. Cohen and M. Felson）が1979年に発表した日常活動理論（routine activity theory）であった⁽⁴⁹⁾。この理論は、アメリカ社会において1960年代から急激に犯罪が増加した社会的状況を生態学的に分析し、犯罪発生を3条件に限定したことで複雑な発生メカニズムを単純化することに成功し、こんにち世界の犯罪学領域において最も大きな影響を与えた理論の一つである。すなわち、その要諦は、犯罪発生条件をわずか3つの事象に限定したことであろう。窃盗などの略奪的犯罪（predatory crime）に限定したものの、犯罪発生条件として、a. 動機づけられた犯行者（motivated offender）、b. 格好の標的（suitable target）、c. 監視可能な者の不在（absence of capable guardian）の3者を指摘し、これらが同時に重複したとき、犯罪が発生する可能性がきわめて高いと主張した。そして、これらの条件が当時のアメリカ社会に備わっていたために犯罪が激増したと

説明したのである。すなわち、当時アメリカでは第二次大戦後のベビーブームで生まれた青少年層が非行を行う時期に入っており、動機づけられた多数の非行少年が存在し、家庭では女性の社会進出によって留守宅が増え、昼間には監視可能な者が不在であり、また社会進出した女性たちは家事を補うために高額な家電製品をこぞって購入したが、これは住宅侵入盗犯の格好の標的となったという。その後、フェルソンは単著で‘Crime and Everyday Life’⁽⁵⁰⁾ (2002年)により、具体的な理論の構築を図り、社会生態学の一分野としての犯罪学を確立した。

反復被害に関して言えば、日常活動理論が示すところは、犯罪発生3条件が常に存在する環境は狙われやすく、したがって反復被害が発生しやすいことである。留守勝ち（監視可能な者の不在）の住宅、財物の多い（格好の標的が存在する）住宅が何度も被害に遭うのも犯罪機会という点から説明可能である。また、犯罪多発地帯はもともと動機付けられた（潜在的な）犯行者が多数居住し存在する場所でもある。このように、フェルソンらは人間生態としての犯罪発生環境に対する考察を行い、とくにフラッグ要因の結果としての反復被害ならびに、これに根ざす犯罪予測の視座にマクロとしての鳥瞰図的な意義をもたらしている。

もっとも、そのような理論構成をとる日常活動理論に対しては、犯行者の説明が弱い点が指摘されている⁽⁵¹⁾。つまり、犯罪発生3条件の重なりがシステムの偶然的状況で説明されており、あたかも犯行者が標的と出会うのは偶然の結果とされ、多くの意識的な目的的行動をとる犯行者を分析していないからである。これを修正するのが上述の合理的選択理論であり、次の最適採餌理論である。なぜなら、これらの理論は、行為者が一定の目的（利益の最大化）に向かって行動を最適化すると考えるからである。

② 最適採餌理論 (optimal foraging theory)

この理論は動物行動学、行動生態学に属する。端的に言えば、動物が餌のために自らの欲求をどのように満足させるか、その過程・方法を説明するものである。すべての生き物は食料を必要としており、これを求めて日々の活動を繰り返している。これが採餌行動である。その際、食料を選択し獲得し消費する。それでは、動物は通常、どのような過程を経てそれを果たしているのか。一般に、動物は何を食べ（餌の選択）、どこで餌を獲得し（採餌場所の選択）、どのくらいそこに滞在するか（採餌場所における消費時間）の3点が問題とされ⁽⁵²⁾、これらを説明し、あるいは予測するのが約40年前に生まれた最適採餌理論である⁽⁵³⁾。いわば動物行動の予測理論である。そして、これらの問題を犯罪学に置きなおすと、犯行者の標的選択、時空間の選択ということになり、犯罪予測への示唆が期待される。

ジョンソンとボワーズ (S. Johnson and K. Bowers) は、犯行者の空間的意思決定に関しこの動物行動学の知見を利用して分析を試みている⁽⁵⁴⁾ (研究の詳細は後述)。すなわち、その知見とは「最適採餌者としての犯行者 (offender as forager)」仮説である。これを反復被害化へ適用した理由として、第1に動物の採餌行動と犯行者の標的探索行動には共通点があるとし、両者はいずれもその行動の利益を最大化し、労力とリスクは最小化しようと試みる。そのリスクは犯

行者であれば検挙であり、動物であれば他の動物に攻撃されることである。そして、両者とも一定時間内に迅速に行動し、採餌後は遠方へと逃れるという制約に従うという。第2に、採餌者は活動の拠点、つまり活動後に戻る場所を有することである。動物・昆虫で言えば巣、犯行者であれば居所がこれに当たる。これはすでに環境犯罪学では日常活動の結節点（routine activity node）として知られる⁽⁵⁵⁾。

最適採餌理論における最適な餌場の選択は動物がどこで獲物を選ぶかという問題に関わる。標的選択は時間の量、過去の経験、利用できる餌場（patch）のタイプなどがベースになると考えられているが、時間が十分にある場合、どこで獲物を得るかを決定する前に代替的な場所のサンプリングを行う。しかしながら、利用可能な餌場のタイプを知っている場合は、代替サンプリングを行う必要がなく、獲物の少ない餌場を避けることができる。もっとも、最大の報酬（獲物）を提供する餌場は競争者も多く、労力の消費も最大であり、その餌場に到達すること自体が困難である。餌場内ないしは餌場間で探索行動に時間を消費するように、労力の消費を最小にして有効性を最適にするのでは報酬は限られる。

一定の環境下で資源の配分を考えると、他の餌場と近い一定の餌場は類似する傾向にあるとされる。肥沃な地帯では穀物への栄養状態がよいとか、裕福な住民が居住する地域など、魅力的な餌場は地理的に群化する可能性が高く、したがって既知の餌場に近い新しい場所を標的にすることは効率的な戦略となる。餌場を選択したあと、次の問題はどれくらいその場所にとどまるかを決定しなければならないことである。これは餌場離脱ルール（patch departure rule）と呼ばれる。採餌者が特定の餌場をよく知らない場合、この餌場は他に比較して望ましくないことを示す知識を獲得することになり、他の場所を標的にすることが奨励される。つまり、採餌時間が十分経過したために資源が枯渇している場合、採餌者は価値が少ないと判断して、この餌場を離れる決定を行う。これはエリック・チャーノフ（Eric L. Charnov）の周縁価値定理（marginal values theorem, MVT）などと呼ばれ⁽⁵⁶⁾、略奪者（predator）のエネルギー摂取率（住宅侵入盗の場合は財物の獲得）が生息地全体の平均値まで下落した場合は餌場を離れるという定理である。簡単にいえば、餌場では餌が豊富にある場合は探索も簡単であり獲得量も多いが、採餌行動が始まると餌の量は減少するから餌を取ることが困難になり、次の餌を探して別の餌場に移ることを意味する。他にも餌場を離れる場合がある。これは略奪の被害リスクにさらされたときであり（たとえば採餌中に他の者に攻撃される場合）、リスクを軽減するために採餌者は当該場所における餌場での採餌時間を短縮する。つまり、採餌者は知覚したリスクが、採餌によって期待される利益を超える場合にはその餌場を離れる選択を行い、代わりに他の略奪者（侵入盗の場合は警察）から防御できる別の餌場を探索し、そこを次の最適採餌の場として標的にするのである。

このように、近年、動物行動学の知見を犯罪学に適用する動きがみられ、本稿の関係では、動物の採餌行動が犯行者の標的探索、犯罪活動と類似するとの調査結果が示されている。たとえば、住宅侵入盗犯の連続した犯罪イベント間の移動におけるパターンは単純な採餌理論では説明でき

ないものの、最初の犯罪イベントと次のイベントが空間的にも時間的にも近接していない（あるいはその逆の）住宅侵入盗に比べ、空間的時間的に近接した（たとえば、最初の犯行から時間にして数日以内、距離にして200メートル以内に発生した）住宅侵入盗は同じ犯行者の犯行であるとの可能性が高いことが示されている。また、後述のように最適採餌理論を使用して、住宅侵入盗の予測の動きもみられ、最適採餌理論への注目度が高まっている⁽⁵⁷⁾。

6. 反復被害の各種研究知見

上述の種々の理論的研究に基づいて、実際の調査で反復被害ないし近接反復被害の状況が確認されており、これらの調査では初回の犯罪から時間的空間的に離隔しているかにつき、次の表4のような具体的な数値が提示されている。これらから窺えることは、反復犯罪被害ないし近接反復犯罪被害は国や地域を問わず普遍的に発生していることである。また、再度の被害化、つまり初回の被害から比較的、経過時間としても距離としても近接していることが明らかである。

表4 各研究における近接被害反復データ

調査者	調査場所	対象犯罪	時間的パラメータ	場所的パラメータ
M. Townsley et al (2003年) ⁽⁵⁸⁾	クイーンズランド州 (豪)	住宅侵入盗	2ヶ月	200メートル
S. Johnson and K. Bowers (2004年)	マージーサイド (英)	住宅侵入盗	1ヶ月	100メートル
S. Johnson et al (2007年)	5カ国	住宅侵入盗	14日	100メートル
J. Ratcliff and D. Rengert (2008年)	フィラデルフィア州 (米)	銃撃	14日	400フィート

※file:///C:/Users/TAD/Downloads/02_02_Glasner%20(3).pdf

以下では、さらにその他の調査を含め、詳細な調査概要を一部紹介する。

(1) ハバーマンとラトクリフ (Cory P. Haberman and Jerry H. Ratcliffe) の研究⁽⁵⁹⁾

この研究は、2009年におけるフィラデルフィア市の武装路上強盗 (armed street robbery) 事件データを基に、近接反復被害の連鎖を確認し数値化することによって、警察が未然に犯罪発生を抑止する活動に資するデータを提供するために実施された。ラトクリフ自身、いわゆる国際環境犯罪学研究者 (ECCA) グループの主要メンバーであり、当然ながら環境犯罪学研究に長年従事しており、近接反復被害研究の第一人者であるジョンソンらと知己がある。したがって、ピースのブースト仮説とフラッグ仮説の適用がこの研究を下支えしているのはいうまでもない。実際、ブースト仮説に関してこの研究の調査者は、一定場所が、過去の犯罪イベントの成功によって犯行者に迅速な逃走を可能にする経路と適切な監視が欠如した状況における格好の標的つまり、両者を提供する可能性が高いとしている。また、他方で路上強盗犯に対する民族誌的研究において、

活動が活発な路上強盗犯の生活様式がばか騒ぎ、薬物使用、ギャンブルなどの放縦な生活で満たされ、現金に対する恒常的なニーズを有するが故に、継続的な犯行を行う可能性があるという。つまり、強盗犯は以前に成功した場所で被害者を探索することを決断すると武装強盗を継続的に行うようになり、結果的に強盗遂行の時間的空間的な集中が起こると仮定している。

他方、これらの研究者はフラッグ仮説に関しても武装路上強盗の反復は起こりうるとみる。つまり、犯行場所を選択された場所の特性が固有の時間帯において路上強盗の機会を増大させるという。これについては、他の研究者の調査があり、たとえば多くの路上強盗犯は潜在的被害者が多くの現金を携帯し、かつ自らの逃走経路が確保できる場所、一般にはATM、両替店、スーパーマーケット、ショッピングセンターなどのある地域を好む傾向があるという⁽⁶⁰⁾。

そして、とくにこの研究が焦点を当てるのが、近接反復被害の連鎖が犯罪ホット・スポットの形成に寄与する可能性である。犯罪ホット・スポットは通常、住宅、建物、街区、街路（通り）、住宅群などを指し、これらの場所に時間的、空間的に犯罪が集中することとされているが、実際には定義は不明瞭で、これらの場所ではたとえば一時的、短期的に集中してホットスポットが発生し、その後すぐに消滅することがあり、どの状態を多発と呼ぶかは困難な場合が多い。そこでこの研究では、ホット・スポットの時間的安定性つまり比較的長期間継続するホット・スポットを重視している。なぜなら、短期的ホット・スポットはそれ自体、不安定であり、実際、これに対しては犯罪予防戦略も企画しづらいし、対応が困難であり、また無意味な場合が少なくないからである。他方、長期的にホット・スポットが形成されている場所はそれだけ問題性も深刻であって、犯罪予防戦略として、いわゆる環境犯罪学視点から、その場所の物理的環境の設計が十分検討できるし、警察官などの人的資源の配置に取り組みやすいからである。

この調査の対象となったのは、フィラデルフィア市⁽⁶¹⁾のフィラデルフィア警察（警察官数6,600人）が管轄する地域（150マイル平方）で発生した武装路上強盗である。2009年において同管轄内では9,037件の強盗が発生し、うち武装路上強盗、つまり武器ないし致命的武器（多くは銃器）を使用して強制的に他人の財産を街頭で奪う行為は3,611件であったが、この研究ではジオ・コードが一致する3,556件を分析の対象とした。調査方法としては、近接反復被害を調査するのに一般的な方法であるノックス法（Knox method）⁽⁶²⁾が使用された。ノックス法は犯罪イベントの時間的空間的な群化（clustering）を測定するのに適切であり、実際、この研究でもデータセット内のあるイベントと他のイベントの時間的空間的な距離が測定された。

そこで、ハバーマンとラトクリフは調査の結果、次のような知見を得た。

① 武装路上強盗の近接反復性

近接反復の路上強盗パターンにおける統計的な有意性が確認された（表5、表6参照）。予想されたように、最初の強盗後に次の近接反復路上強盗が発生する期間が長くなるほど、最初の強盗後から距離や時間における発生頻度の数値が減少した。つまり、最初の強盗から時間経過が短いほど、また最初の強盗発生場所から距離が近いほど近接反復度が高い。要するに、武装路上強

盗は最初の強盗発生と同じ場所か近い距離で、最初の発生から早い期間に集中的に発生することが確認された。とくに、ノックス率が最初の発生から時間で0～7日、距離で0～400フィートでは1.80であるということは、武装路上強盗が最初の強盗後の1週間以内に約1ブロック内で発生する確率において、近接反復パターンが起こらない場合よりも80%以上高率であることを示している。言い換えれば、ノックス率が1を超えている時間、空間では近接反復が起こりやすいことを意味し、この表5に従えば時間では最初の強盗から21日以内、場所では1,600フィート以内ということになる。調査者によると、7日以内、1,200フィート以内が予想したよりも高かったという。つまり、最初の強盗からかなり早い時期に近接反復被害が発生しているのである。

表5 武装路上強盗の近接反復分析 (Knox ratio)

距離	時間	0～7日	8～14日	14～21日	22～28日	29日～
同じ場所		2.49	1.89	1.18	0.89	0.90
1～400 Ft		1.80	0.89	0.85	1.11	0.97
401～800 Ft		1.31	1.01	0.86	0.99	0.99
801～1200 Ft		1.16	1.03	0.95	1.00	0.99
1201～1600 Ft		1.09	1.02	1.01	0.94	1.00
1601 Ft～		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

※C. P. Haberman and J. H. Ratcliffe, op. cit., p. 159.

② 近接反復強盗の連鎖性

この調査ではさらに、近接武装路上強盗の発生頻度を数量化することを目的とした。つまり、近接した事件のペアが連鎖しているかどうかの問題である。そして、実際にはフィラデルフィアにおける888件の武装路上強盗の事件のうち、363件に連鎖がみられた。表6によると、大部分が近接ペアの形で発生していることが分かる。要するに、これらの事件はランダムに発生しているのではなく、武装路上強盗の57% (251件)は事件がペアになって同じ場所か近接の場所か時間帯に連続して発生しており、27% (79件)は3つの事件、17% (21件)は4つの事件が同様にペアの状況にあった。さらに5つの事件、6つの事件、7つの事件が連続するものもあった。

また表6ではリスク期間 (risk time) を表示している。これは近接反復連鎖が継続する期間を日数で示すもので、最初の事件日を1日と数え、最後の事件を含む日数を算出する。これによると、一般的に平均リスク期間は事件連鎖が長くなるほど増大するが、この調査では平均リスク期間は4.2日であり、事件連鎖の89.5%が7日以内に終了している。これは連鎖を起こす事件では事件数が少ないこともあるが、この結果からはかなり時間的に近接して発生していることが分かる。つまり、連鎖している事件では、最初の事件からかなり早期に次の事件が発生していることになり、連鎖期間が短い。

表 6 近接武装路上強盗の連鎖

連鎖期 (日)	連鎖数 (件)	事件数 (件)	リスク期間			
			最 小	最 大	中間値	SD
2	251	502	1	6	3.18	1.64
3	79	237	1	12	5.47	2.57
4	21	84	3	14	8.29	2.95
5	8	40	4	17	10.75	5.04
6	3	18	8	13	11.00	2.65
7	1	7	—	—	—	—
計	363	888	1	17	4.20	2.77

※C. P. Haberman and J. H. Ratcliffe, op. cit., p. 159.

③ 知 見

これらの調査結果から、ハバーマンとラトクリフは近接反復武装強盗のパターンが明らかになったとする。すなわち、フィラデルフィアでは統計的に近接武装路上強盗が発生するのは3ブロック (1,200 フィート)、1 週間 (7 日) 以内である可能性が極めて高いという。しかしながら、多重の近接事件の連鎖と結びつけると、過去の事件によって生み出された近接の標的のリスク増大は短期で終了しており、大雑把に言ってその連鎖の 90% は 2, 3 事件後、7 日未満で終了する。この短期性は個々の武装強盗発生が安定的なホット・スポット形成に至らないことを示していると考えられる。大多数の武装路上強盗のホット・スポットは別々の武装路上強盗事件から構成されると考えられるが、近接反復事件から構成されるホット・スポットは 2009 年のフィラデルフィアにおいては非常に安定的であり、つまり一つの連鎖した事件連鎖や事件が集中した連鎖というのではなく、近接反復連鎖が多重の事例において発生していたのである。

以上のことから、ハバーマンとラトクリフは過去の武装路上強盗の事件は将来の同種事件の発生を予測するのにきわめて有用であると結論づけている。そして、このために警察活動は戦略的な短期対応か長期対応かの選択肢があるとするが、短期的対応は、事件が最長の連鎖を示す場合には時間枠内で警察資源を集結させるのは困難であることから、事前に分析的組織的能力を高めておく準備が必要であるとして、その戦略を推奨する。

(2) ボワーズら (K. Bowers et al) の研究⁽⁶³⁾

この研究は従来の犯罪マッピング (crime mapping) の手法が回顧的であった点に反省を加え、むしろ展望的なホット・スポットのマッピングを生成するための地図作成過程を考察して、ホット・スポットを予測しようとする目的で行われた。その前提となるのは本研究の調査者が以前に証明した住宅侵入盗の被害リスクに関して、「最初の被害住宅から 400 メートル、最初の発生時間から 2 ヶ月以内に反復被害のリスクが有意に高まる」とする調査結果を基に、新しい地図

評価手法を用いて、そのようなリスク顕在化をどのように評価するかという問題に取り組んだものである。

とくにこの調査に特徴的な点は、伝統的なエリア・ベースの犯罪予測マッピングではなく、犯罪イベント・ベースのマッピングを採用していることである。それは個別の犯罪はそれぞれ異なった予測を行うべきと考えられるからである。つまり、エリア・ベースの予測では、過去の犯罪発生データを参考に一定地域を予測するにすぎず、その範囲が広い場合、警察活動は対象地点を絞ることができず、逆に活動が散漫になる可能性があるからである。実際、本調査の結果では、展望的マッピング法により識別できるハイリスク地域 79 ヶ所を確認したが、これは伝統的なエリア・ベースではハイリスク地域が 330 ヶ所と多くなるのとは対照的に、ハイリスク地域がはるかに少ない。一般に、ハイリスク箇所が少ない方が警察活動にとって焦点を絞った警察官の配置には有利であるから、この調査者は展望的ホットスポット・マッピングを推奨する⁽⁶⁴⁾。

(3) フィールドイングとジョーンズ (M. Fielding and V. Jones) の研究⁽⁶⁵⁾

この研究は、前述の生態学や動物行動学の仮説とされる「最適採餌者 (optimal forager)」(つまり犯行者) の行動パターンを適用して反復被害を分析するもので、これを明らかにすることにより、その行動時に現場に「監視可能者 (capable guardian)」(一般には警察官) を配置して犯罪を未然に防止することを提言する。つまり一定地域における犯罪分析に基づいて犯罪予測を行い、それに根ざす警察活動の実施において犯罪減少の度合いを調査するものである。具体的にはイギリス・マンチェスター地域における過去の住宅侵入盗の状況を分析し、それに基づいて地理的マッピングを作成し、ホット・スポット解析による警察活動の効率化をめざす研究である。

「最適採餌者」とは、前述のようにその意思決定において遠隔の豊富な餌と近接の貧弱な餌の比較を勘案する有機体と定義され⁽⁶⁶⁾、最小限の労力で最大限の獲物を得ることが動物にとって適応行動であり、一部の犯罪学者の中には、これは犯罪者が標的を探す行動パターンと類似するとして、それが妥当する場合には将来の犯罪予測に役立つと考えるのである。このように、繰り返しになるが、この最適採餌者モデルはすでに他の犯罪学者が以前から注目しており、過去にも研究がみられる。これは、犯罪者は最も土地勘のある場所で犯行を行う、あるいは日常活動の生活圏内で犯行を行うという環境犯罪学的視点⁽⁶⁷⁾に基づいている。環境犯罪学者の一人シェーン・ジョンソン (Shane Johnson) は同僚らとの調査⁽⁶⁸⁾で、最適採餌者の現象を住宅侵入盗のパターンにおいて見だし、その結果、犯行者の反復行動における空間的・時間的パターンを確認しており、「最初の事件から 6 週間以内、距離にして 400 メートル以内で近接反復被害化が発生する」と述べ、最適採餌者が他の場所に目を移すようになると被害リスクは低減するが、その傾向は現場警察官の経験則とも一致するという。

フィールドイングとジョーンズの実際の調査は、上述のとおり、この最適採餌者モデルに依拠

している。これは同モデルが反復被害ないし近接反復被害と密接に関わっているからである。そこで、イギリス・グレイター・マンチェスター警察（GMP）管内の一部トラッドフォード（Trafford）において、この理論に基づきトラッドフォード警察基盤指令課（Basic Command Unit, BCU）が固有の警察活動を2010年5月12日から2011年5月10日までの12ヶ月間実施し、住宅侵入盗の削減効果を実証した。調査では、その活動実施前に過去における同地区の住宅侵入盗の発生状況につき地図ソフトウェアMapInfo 9.5を利用して地理的マッピングの手法で分析を行った。そして、これに基づき住宅侵入盗の発生を予測し、予測された時間、場所において集中的な警察活動による予防活動を実施したのである。

その結果、次の調査知見を獲得した。すなわち、調査対象期間における住宅侵入盗の発生件数はトラッドフォードBCUでは902件、GMP全体では17,828件発生した。調査前期間（2009年5月13日から2010年5月11日まで）のそれぞれ1,229件、19,769件と比較すると、全体としてトラッドフォードBCUは26.6%、GMPは9.8%の減少となった。この減少率はGMP内BCUでは2番目、件数では4番目であるが、大きな減少数を記録した他の3つのBCUは実施前の件数が2,000件を超える規模で、しかもこの問題への対処として警察官増員が行われており、これに対してトラッドフォードBCUは増員が行われていない点に留意する必要があるとする。

上記の考察として、この研究の調査者はトラッドフォード地区における住宅侵入盗の状況は、他のマンチェスター警察管内の平均および全国平均よりも有意に改善したとする。この結果、警察活動費も全体として100万ポンドの経費節減が実現したという。

(4) サゴフスキーとジョンソン（A. Sagovsky and S. D. Johnson）の研究⁽⁶⁹⁾

オーストラリアにおける侵入盗の反復被害を調査したものである。この研究目的は、犯罪予防資源の有効活用を支援する情報の提供とされる。このために、オーストラリア・ビクトリア州の週単位における侵入盗反復被害の経時変化、日単位における犯行の時期、最初の被害化とその後の反復被害は同じ場所で発生するかという一貫性を検証している。

調査手法として、2002年6月から2004年5月までの2年間におけるビクトリア警察が記録した犯罪データを使用しているが、これには侵入盗の最初と最後の発生日、時間、被害宅の情報が含まれる。

調査の結果、2年間で総計67,705件の侵入盗が発生し、被害者数は31,147人であった。このうち、27,626人（88.7%）は1回的な被害にとどまり反復被害はなく、残りの3,521人（11.3%）に反復被害がみられた。言うまでも無く、侵入盗の大多数はビクトリア州都メルボルン市周辺で発生しているが、さらに侵入盗の多くは反復被害が最大に集中する地域で発生している。空間回帰分析（spatial regression analysis）によってもその点は明らかで、相関は統計的に有意であった。反復被害を受けた住宅の多い地域はまた、過去に1回被害を受けた住宅がほとんどであった。これらを統計的に処理した結果、被害リスクのある1回被害の被害者数と被害リスクのある反復

被害の被害者数の間には相関がみられた。

7. おわりに — 若干の考察

犯罪予測に関わる最大の課題は、市民のプライバシー権や市民的自由の問題である。一般的に言えば、法学者がほとんど関与していないこともあって、犯罪学研究では十分な議論が行われているとは言いがたい。もっとも、本稿のテーマは主として犯罪予測の技法を検討するものであり、このテーマを議論するには十分な紙幅がなく、若干の留意にとどめ、別稿にゆずる。

個人のプライバシーや市民的自由にとくに関わるのは犯罪予測の対象を特定個人に限定する場合である（上述の潜在的犯行者や犯行者の特性など）。つまり、過去に犯罪を行った者の将来の犯罪行動を予測する場面であって、これはしばしば映画『マイノリティ・リポート』が引き合いに出される。過去に犯罪歴を有する者に対して超能力者がその者の将来の犯罪を予測し、警察や刑事司法機関が事前に身柄を拘束するというストーリーであり、一般公衆は「犯罪のない社会（crime free society）」実現の犠牲として、あらゆるプライバシー権が剥奪される。実際、英米では犯罪予測というとこの映画が連想されやすく、犯罪予測の危険性を強調する主張にも利用されている。確かに犯罪予測実施には、たんに特定個人に対する介入という問題だけでなく、その前段階として夥しい個人情報処理の問題も内在する。

そこで、犯罪予測の会議やシンポジウムでもプライバシー保護は重要な議題の一つとされ、憲法上の留意事項として議論されてきた⁽⁷⁰⁾。その際、犯罪予測の実施には弁護士や地域リーダーの関与が必須であるとされ、また計画や実施の透明性・可視化、監査、適性評価などが犯罪予測の鍵になると指摘されている。具体的には、①警察活動（policing）はプライバシーに大きく関わる事項を扱い、それに関連したミスが発生しやすいこと、②これに鑑み、個人疑惑行動に関する通報についてはプライバシー政策を確立すること、③プライバシー問題に関する研修を犯罪予測プログラムに組み込むこと、④地域の信頼を獲得するために手続きの可視化を図ること、⑤どのような行動が犯罪と将来結合するかを理解することが法執行に対して妥当であるとする目的を提供すること、⑥具体的な犯罪予測実施は合憲でなければならないこと、が指摘されている⁽⁷¹⁾。

要するに、犯罪予測が市民に対する監視として憲法上の市民的権利の侵害となってはならないという警告である。この点、犯罪学研究者は犯罪予測技法の開発やその効果の検証に熱心であるあまり、十分な憲法的意識がみられないのも事実である。その理由は、研究者が警察組織の要請に応じて協働体制をとるため、視点が警察側にあり、市民側にはないからである。もっとも、英米においては、現在の時点では犯罪予測に対する公衆の反応は希薄であり、また犯罪削減につながるという一般的には歓迎する風潮が強いように思われる。しかしながら、このような危険性が内在する限り、公衆との議論はたえず必要であり、アウトリーチ活動が必要なことはいうまでもない。犯罪予測が一般市民に受け入れられなければ、結局のところ、犯罪不安感の解消とは別の問

題を引き起こし、警察の正統性が担保できないからである。

他方で、現代社会において、犯罪予防、とりわけ事前予防の必要性も軽視できない。こんにちのように被害者の救済・保護が昂揚される社会では、まず被害者を出さないことが重要だからである。そして、現に、冒頭で指摘したように、犯罪事件が発生してのちに犯罪を処理する事後対応型（reactive）から事前予防型（proactive）へと警察活動は転換されつつある。しかし、従来この事前型は単にわが国の交番活動のような犯罪発生を待たずに日常的に地域を警邏する態様をしめすことが一般的であった。つまり、とりたてて特定の場所、事物、時間に焦点を当てて意識的に活動を行うことを示すものではなかったのである。ましてや反復被害を意識したものではない。そこで、これまでに考察したように、犯罪未然予防を重視し、さらには犯罪予測を実施して犯罪発生を抑止する動きが強まっているといえよう。考えてみれば、未然予防の意義はとりわけ刑事司法機関の経費節減、コストベネフィットの意味において大きい。わが国でも刑事施設において受刑者を収容する経費は年々増加傾向にあり、犯罪を減らせば当然この種の経費節減に資する⁽⁷²⁾。

他方で、犯罪予測の技法やアルゴリズムの開発に関して、民間企業の参入も著しい。このような社会的ニーズに応じて、商業的に高度なソフトウェアの開発および販売に積極的な企業活動がみられる。その代表例はアメリカのPredPol社、IBM社、Oracle社などがあり、わが国でも日本オラクル社、日立、富士通、NECなどの各社が開発を続けている。そして、すでに京都府警察本部や神奈川県警察本部⁽⁷¹⁾は、これらの企業や大学研究者と協働して、過去の犯罪データはもちろん、人口統計学的なデモグラフィックなデータや道路・建築物の形状などのビッグデータを利用して、犯罪予測を図る試みがみられるが、諸外国に比較してその未熟さは否定できない。

このように現在、多くの国々では産官学一体となって犯罪予測技法とその適用に向かって進展しているが、もちろん、これらの技法に関して種々の疑問や批判も提示されている。これらの技法を支えるのはコンピュータ・ワークであり、その中心はアルゴリズムである。しかし、このような精度の高いコンピュータ・ワークが可能であったとしても、はたして犯罪削減に結びつけられるかどうか。この点については研究者側からも疑念が提示されており、とくに技法を開発した研究者（あるいはそれを適用する犯罪分析者）と現場活動を行う警察との意識の齟齬も指摘されている。つまりたとえ良好な犯罪予測システムが構築されても、現場の警察官が受け入れるのか、あるいは首尾よく運用できるのか。また、すでに指摘したが、広範囲にホット・スポットが確認された場合、警察資源の配分という意味で、はたして適用可能性はあるのか。このように、依然として、発展途上にある犯罪予測の研究や実務には課題が尽きない。この種の課題は、今後、市民のプライバシー権・自由権とともに犯罪予測の重要なテーマとなるであろう。

※本論文は平成27年度研究助成の成果物である。

《注》

- (1) この動きについては、守山 正「犯罪予防論の現代的意義」刑法雑誌 54 巻 3 号 (2015 年) 408 頁参照。この論文では、とくに、1980 年代世界的に犯罪が激増した時期から、環境犯罪学や状況的犯罪予防論が台頭し、刑罰による再犯予防よりも犯罪発生メカニズムの解明とそれに基づく犯罪発生環境の改善、つまり環境犯罪学的思考による犯罪未然予防が重視されるようになった背景等を分析した。
- (2) Home Office, *From Improvement to Transformation: An Action Plan to Reform the Home Office So it Meets Public Expectations and Delivers Its Core Purpose of Protecting the Public*, 2006, pp. 1-16.
- (3) Jerry H. Ratcliffe, *Intelligence-Led Policing*, 2008, p. 18.
- (4) 一般には反復被害の研究対象としては、発生件数の多い住宅侵入盗に集中しているが、このほかに家庭内犯罪、人種間攻撃、性暴力などにみられる (Ronald Clarke and John Eck, *Become a Problem-Solving Crime Analyst in 55 Small Steps*, Jill Dando Institute of Crime Science, 2003, Step 27.)。
- (5) わが国に限らず諸外国でも同様の意識が強く、しばしばアメリカの警察文化においては、「一度雷が落ちたところには二度落ちない」という言い回しがあるとされるが、イギリス内務省では逆に「一度噛まれると二度噛まれる (Once Bitten, Twice Bitten)」という常套句がみられる (Graham Farrell and Ken Pease, *Once Bitten, Twice Bitten; Repeat Victimisation and Its Implications for Crime Prevention*, Home Office Research Group, Paper 46, 1993.)。
- (6) BCS は政府が行う最大の被害者調査、暗数調査であり、1984 年から 1992 年までは 4 年おきに、それ以降は 2000 年まで隔年で実施されてきたが、2000 年以降は毎年実施されている。現在は 'Crime Survey for England and Wales' (CSEW) と名称を変更し、16 歳以上の国民約 5 万人を対象に面接調査法で実施している (一部の年度では実験的に 10 歳から 16 歳も対象とされた)。この調査による結果は警察統計よりも正確な実態を示すとされ、警察に通報されなかった事件、警察に記録されなかった事件が含まれ、警察統計との差違が研究者によって議論され、あるいは研究にそのデータセットが利用されている。
- (7) このうち最も詳細に反復被害 (再被害化) を議論として扱っているのが、渡邊泰洋「再被害化の実態および環境犯罪学的技法による再被害化予防に関する調査研究」(平成 14 年度社会安全研究財団研究助成論文, 2004 年) 1-28 頁 (1), 同「再被害化の予防」犯罪と非行 135 号 (2003 年) 68-88 頁 (2) である。なお、翻訳として、グラハム・ファーレルら (川崎友巳訳)「再被害者化と犯罪転移の予防」犯罪と非行 112 号 (1997 年) 86-107 頁, リチャード・ウォートレイ, ロレイン・メイズロール (島田貴仁ほか監訳)『環境犯罪学と犯罪分析 (Environmental Criminology and Crime Analysis)』第 7 章に「反復被害」の記述がみられる。
- (8) これに関して、地震学 (seismology) のデータに基づき、地震発生パターンは群化し、最初の発生場所に近接した場所は余震が発生する高いリスクを有するという知見を利用して、犯罪予測技法に応用する研究もみられる (George O. Mohler et al, *Self-Exciting Point Process Modeling of Crime*, *Journal of the American Statistical Association*, March 2011, vol. 106, no. 493, 2011.)。
- (9) Elizabeth R. Groff and Nancy G. La Vigne, *Forecasting the Future of Predictive Crime Mapping*, *Crime Prevention Studies*, vol. 13, 2001, pp. 29-57. では多数の手法が詳細に検証されているが、初期の研究であって今日重要と思われえないものも含まれることから、本稿では説明を省略する。
- (10) Walter L. Perry et al, *Predictive Policing: The Role of Crime Forecasting in Law Enforcement Operations*, NIJ, 2013, p. 19.
- (11) Joel M. Caplan and Leslie W. Kennedy, *Risk Terrain Modeling: Crime Prediction and Risk Reduction*, 2016, p. 110.
- (12) *Ibid.*, 109.

- (13) 英米以外で反復被害ないし近接反復被害のデータを利用して、犯罪予測、警察資源の配置について実証的研究を行った例として、オーストリア・ウィーン市で行われた調査がある (Philip Glasner and Michael Leitner, Evaluating the Impact the Weekday Has on Near-Repeat Victimization: A Spatio-Temporal Analysis of Street Robberies in the City of Vienna, Austria, *International Journal of Geo-Information*, vol. 6, no. 3, 2017, pp. 1-18.)。この調査はウィーンにおける路上強盗の反復被害・近接反復被害を警察の公式統計により分析したもので、その結果、初回の強盗発生から同一場所ないし近接場所 (300 m 以内) で7日以内にリスクが増大し、ホット・スポット地域の特性が明らかになったという。
- (14) G. O. Mohler et al, op. cit., p. 100.
- (15) 渡邊泰洋・前掲論文 (1) 20 頁。
- (16) G. O. Mohler et al., op. cit., p. 100.
- (17) マイケル・タウンズリーらのオーストラリアの調査では、住宅侵入盗の18.7%が反復被害・近接反復被害であるとしている。しかも、調査対象の地域全体で侵入盗の被害を受けた住宅はわずか7%でありながら、反復被害を受ける機会はその倍以上であるという (Michael Townsley et al, Repeat Burglary Victimization: Spatial and Temporal Patterns, *Australian and New Zealand Journal of Criminology*, vol. 33, no. 1, 2000.)。
- (18) Kate Bowers and Shane Johnson, Domestic Burglary Repeats and Space-Time Clusters: The Dimensions of Risk, *European Journal of Criminology*, vol. 2, issue 1, 2005, pp. 68-92.
- (19) <http://www.cla.temple.edu/cj/center-for-security-and-crime-science/projects/nearrepeatcalculator/>
- (20) Joel M. Caplan, Leslie W. Kennedy, Eric L. Piza and Phillip Marotta, Risk Terrain Modelling for Strategic and Tactical Action, *Crime Mapping and Analysis News*, issue 1, 2014.
- (21) W. L. Perry et al, op. cit., pp. 59-79.
- (22) コーパー・カーブ・ルール (Koper Curve Rule) と呼ばれる知見であり、クリストファー・コーパーが発見した知見に基づく (Christopher S. Koper, Just Enough Police Presence: Reducing Crime and Disorderly Behavior by Optimizing Patrol Time in Crime Hot Spots, *Justice Quarterly*, vol. 12, no. 4, 1995, pp. 649-672.)。これによると、ホット・スポットにおける最適な抑止効果のあるパトロール時間は1回につき13分から15分であり、この効果は2時間持続するという (Danielle Quелlette, A Hot Spots Experiment: Sacramento Police Department, *Community Policing Dispatch*, vol. 5, no. 6, 2012.)。サクラメント警察では、実際にはホット・スポットにおいて12分から16分の間パトロールを行い、それを2時間毎に繰り返した。
- (23) E. R. Groff and N. G. La Vigne, op. cit., pp. 36-37.
- (24) 1992年以降、アメリカではこのNCSは、調査設計などを変更したことにより、NCVS (National Crime Victimization Survey) という名称となり、端的に犯罪被害暗数調査の意味合いが強まった。
- (25) Michael Hindelang et al, *Victims of Personal Crime: An Empirical Foundation for a Theory of Personal Victimization*, 1978.
- (26) Albert J. Reiss, Victim Proneness in Repeat Victimization by Type of Crime, S. E. Fienberg and A. J. Reiss (eds.), *Indicators of Crime and Criminal Justice, Quantitative Studies*, 1980. これによると、アメリカの公式統計では連続犯罪事件が除外されているため、実態よりも18%削減されていると指摘し、公式統計では反復被害が隠蔽されているとした。
- (27) Shane Johnson et al, New Sights into the Spatial and Temporal Distribution of Repeat Victimization, *British Journal on Criminology*, vol. 37, no. 2, 1997, pp. 224-241.
- (28) Trevor Bennett, Identifying, Explaining and Targeting Burglary Hot Spots, *European Journal on Criminal Policy and Research*, vol. 3, 1995, pp. 113-123.
- (29) その代表的研究者はメンデルゾーン (Benjamin Mendelsohn) やヘンティッヒ (Hans von

Hentig) らであった。メンデルソーンが体系化した被害者学は1956年に生まれた学問領域であって、それ以前、犯罪原因を犯行者側のみに求めていた傾向に反省を与え、犯罪は「加害者と被害者の共同作品」であるとし、またヘンティッヒは『犯罪者とその被害者』（1948年）を著し、さらにエレンベルガー（Henri Ellenberger）も被害者の落ち度や有責性などを研究する分野として発展した。注目されるのは、ヘンティッヒがすでに被害者となるおそれのある人を予知する可能性を論じていた点である。

- (30) 環境犯罪学に基礎をおく反復被害論は、上述したように、犯罪予防の観点から犯罪被害の未然防止を考察する研究分野であり、そのために被害原因は探求するものの、被害者に対する非難やその有責性を主張するものではない。
- (31) R. Clarke and J. Eck, *op. cit.*, Step 27 参照。
- (32) R. Clarke and J. Eck, *op. cit.*, Step 19. 「80-20 ルール」はごく一部の事項が大半の結果の原因であるとする経済学的原理を示し、とくに一部の富裕層が大半の富を占める普遍性であるとされるが、犯罪学では、ごく一部の人々、場所、物品が大半の犯罪事件に関与しているとする現象を示す。もっとも、厳密に20%と80%に分かれるわけではなく、概ねこのような傾向を示す原理である。犯罪学では80-20 ルールの適用例として、パブ（飲み屋）の研究で、暴力事件の発生するパブは一部であって、それらのパブが大半の暴力事件を占めるというデータが示されている（*Ibid.*）。
- (33) Ken Pease, Repeat Victimization, E. McLaughlin and J. Muncie (eds.), *The Sage Dictionary of Criminology*, 2001, p. 377.
- (34) 渡邊・前掲論文（1）7頁。
- (35) Ken Pease, Repeat Victimization, E. McLaughlin and J. Muncie (eds.), *The Sage Dictionary of Criminology*, 3rd. 2013, p. 378.
- (36) George Knox, Epidemiology of Childhood Leukaemia in Northumberland and Durham, *Journal of Preventive and Social Medicine*, vol. 18, no. 1, 1964, pp. 18-24
- (37) Michael Townsley et al, Infectious Burglaries; A Test of the Near Repeat Hypothesis, *British Journal of Criminology*, vol. 43, no. 3, 2003, pp. 615-633.
- (38) Shane Johnson and Kate Bowers, The Burglary as Clue to the Future; The Beginnings of Prospective Hot-Spotting, *European Journal of Criminology*, vol. 1, no. 2, 2004, pp. 237-255.
- (39) Shane Johnson et al, Space-Time Patterns of Risk; A Cross National Assessment of Residential Burglary Victimization, *Journal of Quantitative Criminology*, vol. 23, no. 3, 2007, pp. 201-219.
- (40) 山内宏太郎・渡邊泰洋「犯行者の視点による犯罪再被害化に関する一考察——標的選択基準に関する犯罪者心理の分析」白百合女子大学研究紀要第41号（2005年）24頁。
- (41) その研究の例として、Martin Gill and Ken Pease, Repeat Robbers; Are They Different? Martin Gill (ed.), *Crime at Work; Studies in Security and Crime Prevention*, 1998.
- (42) その例として、T. Bennett, *op. cit.*, pp. 113-123. によると、住宅侵入盗の再犯行者が重視するのは検挙リスクの回避、犯罪利益、住宅へのアクセス可能性であった。また、Ulrica Ericsson, Straight from the Horse's Mouth, *Forensic Update*, vol. 43, pp. 23-25. では、刑務所収容中の多重侵入盗犯へのインタビューにおいて、同様に、検挙リスクの低さ、アクセスの容易さ、多くの財物奪取可能性などを指摘するほか、前回犯行で盗み残した物の存在、被害者がその後買いそろえた物なども犯行の理由として挙げている（山内・渡邊前掲論文27-28頁）。
- (43) Julie Ashton et al, Repeat Victimization; Offenders Accounts, *International Journal of Risk, Security and Crime Prevention*, vol. 3, no. 4, 1998, pp. 269-279.
- (44) Martin Gill and Roger Matthews, *Raids on Banks and Building Societies*, 1993.
- (45) 山内・渡邊前掲論文29頁。
- (46) 山内宏太郎・渡邊泰洋「商業強盗犯の視点による犯罪標的の心理的選択過程——累強盗犯の行動メカニズム」白百合女子大学研究紀要第42号（2006年）15頁以下。本論文は、Martin Gill and Ken

- Pease, Repeat Robbers: Are They Different? M. Gill (ed.), *Crime at Work*, vol. 2, 1998, pp. 143-153. による。
- (47) Ronald Clarke and Derek Cornish, *Modelling Offender's Decisions*, 1985.
- (48) Paul J. Brantingham and Patricia L. Brantingham, *Patterns in Crime*, 1984.
- (49) Lawrence Cohen and Marcus Felson, *Social Change and Crime Rate Trends: A Routine Activity Approach*, *American Sociological Review*, vol. 44, no. 4, 1979, pp. 588-608.
- (50) 本書については訳書が刊行されている(守山 正監訳『日常生活の犯罪学』日本評論社 2005年)。
- (51) Anthony Bottoms, *Developing Socio-Spatial Criminology*, the *Oxford Handbook of Criminology* ver. 4, 2012, p. 286. なお、これを議論する文献として、守山 正『『社会空間犯罪学』と環境犯罪学——ボトムズ論文を契機として』*拓殖大学論集(政治・経済・法律研究)* 18巻1号(2015年) 1-28頁。
- (52) Wim Bernasco, *Foraging Strategies of Homo Criminals; Lessons from Behavioral Ecology*, *Crime Patterns and Analysis*, vol. 2, no. 1, 2009, p. 7.
- (53) その出発点として、動物の餌の選択は時間当たりのエネルギー摂取量の最適化とみなされ、自然淘汰の結果として決定づけられているというモデルが考案されている(Robert H. MacArthur, and Eric R. Pianka, *On Optimal Use of a Patchy Environment*, *American Naturalist* vol. 100, no. 916, 1966, pp. 603-609.)。
- (54) Shane D. Johnson and Kate Bowers, *The Stability of Space-Time Clusters of Burglary*, *British Journal of Criminology*, vol. 44, no. 1, pp. 55-65.
- (55) ブランティンハム夫妻(Paul and Patricia Brantinghams)の犯罪パターン理論では、犯罪は自宅、職場・学校、娯楽施設を結節点として、これらをつなぐ経路付近で発生するとする。本文の「犯罪パターン理論」(15-16頁)を参照。
- (56) Eric L. Charnov, *Optimal Foraging; The Marginal Value Theorem*, *Theoretical Population Biology*, vol. 9, no. 2, 1976, pp. 129-136. なお、わが国において最適採餌理論を紹介するものとして、安形輝「情報検索における順位付け出力の優位性——戦略的な検索行動として最適採餌理論を導入した場合」*亜細亜大学学術文化紀要創刊号*(2002年) 5-18頁がある。
- (57) 最適採餌理論を利用した犯罪学文献としては、シェーン・ジョンソンのもの他に自動車窃盗との関係を論じた P. Jeffrey Brantingham, *Prey Selection among the Los Angeles Car Thieves*, *Crime Science*, vol. 2, 2013, pp. 1-11. や理論的に環境犯罪学への最適採餌理論の応用可能性をさぐった W. Bernasco, *op. cit.*, pp. 5-16. などがある。
- (58) M. Townsley et al., *op. cit.*
- (59) Cory P. Haberman and Jerry H. Ratcliffe, *The Predictive Policing Challenges of Near Repeat Armed Street Robberies*, *Policing*, vol. 6, no. 2, 2012, pp. 151-166.
- (60) たとえば、ライトとデッカーは実際に路上強盗犯に対するインタビューを行って同様の結論を得ており(Richard T. Wright and Scott H. Decker, *Armed Robbers in Action; Stickups and Street Culture*, 1997), また強盗犯と警察官に対するインタビュー調査を行ったセント・ジーンによっても注意力散漫な現金携帯者の多い地域は強盗が最も好む場所であるとしている(Peter K. B. St. Jean, *Pockets of Crime; Broken Windows, Collective Efficacy and the Criminal Point of View*, 2007)。
- (61) 2009年現在でフィラデルフィア市は人口約150万人で住民構成はアフリカ系アメリカ人43.5%, 白人42.5%, ヒスパニック系14%となっており、世帯所得の中央値は36,222ドルで全国よりも約16,000ドル少なく、貧困世帯が多いことで知られる。また犯罪レベルも全米都市の中で上位に位置する。
- (62) 前述のように、もともと近接反復現象の発見は感染症の伝染過程に対する研究から生まれたものであり、イギリスの研究者ノックス(G. Knox)の研究が著名であり、ノックスは児童の感染症(白血病)が周囲に時間・空間的に群化する現象を捉える統計手法を開発したとされ、実際、医学の領域で

はこの手法による研究が目立つ (Martin Kulldorff and Ulf Hjalmars, The Knox Method and Other Tests for Space-Time Interaction, *BIOMETRICS* vol. 55, no. 2, pp. 544–552, 1999.)。これがノックス法と呼ばれ、時間空間の相互作用がみられる場合、空間において近い事例は時間においても近い場合に使用される。すなわち、近接した時間・空間の間隔を利用して時間と空間の相互作用をテストする手法で、一定の間隔で離れた一連の事例は空間的に近く、また一定の間隔にある時間の事例は時間的に近いとする。数式は $X = \sum_{i=1}^N \sum_{j=1}^{i-1} s_{ij} t_{ij}$ で示される。

- (63) Kate J. Bowers, Shane D. Johnson and Ken Pease, Prospective Hot-Spotting; the Future of Crime Mapping, *British Journal of Criminology*, vol. 44, no. 5, 2004, pp. 641–658.
- (64) *Ibid.*, p. 656.
- (65) Matthew Fielding and Vincent Jones, ‘Disrupting the Optimal Forager’: Predictive Risk Mapping and Domestic Burglary Reduction in Trafford, Greater Manchester, *International Journal of Police Science and Management*, vol. 14, no. 1, 2012, pp. 30–41.
- (66) Graham H. Pyke, Optimal Foraging Theory; A Critical Review, *The Annual Review of Ecology and Systematics*, vol. 15, 1984, pp. 523–575.
- (67) これは犯罪パターン理論 (theory of crime patterns) を指す。犯罪パターン理論については、本稿 15–16 頁参照。
- (68) Shane Johnson, Lucia Summers and Ken Pease, Offender as Forager? A Direct Test of the Boost Accounts, *Journal of Quantitative Criminology*, vol. 25, no. 2, 2009, pp. 181–200.
- (69) Alex Sagovsky and Shane D. Johnson, When Does Repeat Burglary Victimization Occur? *Australian & New Zealand Journal of Criminology*, vol. 40(1), 2007, pp. 1–26.
- (70) Walter L. Perry et al, Predicting Policing: The Role of Crime Forecasting in Law Enforcement Operations, NIJ, 2013. この中で、2009年11月ロサンゼルスで開催されたNIJ (National Institute of Justice) 主催の「犯罪予測ポリシング (Policing of Crime Prediction)」会議では、市民的自由やプライバシー権に関する議論が紹介されている (p. 82)。
- (71) *Ibid.*, p. 83.
- (72) この主張はもとより環境犯罪学者ロナルド・クラークらの主張であって、従来の犯罪学が犯罪原因探求のために、犯罪者研究を継続してきたことに対する批判ないし反省でもある (Ronald Clarke and David Weisburd, Diffusion of Crime Control Benefits: Observations on the Reverse of Displacement, R. V. Clarke (ed.), *Crime Prevention Studies*, vol. 2, 1994, pp. 283–291.)。
- (73) 神奈川県警と大学研究者、さらには民間企業が共同で研究会を立ち上げ、神奈川県警生活安全総務課・刑事課が共同で管理する犯罪データに加え、神奈川県庁が有するビッグデータ、さらには企業が収集した SNS データの情報を基に、犯罪予測を実施する試みが開始されている (筆者を座長とする日本犯罪分析研究会を結成し、2017度はアルゴリズムの構築、2018度は犯罪予測に基づく警察活動の改善を図る予定である)。

(原稿受付 2017年5月31日)

環境訴訟における手続参加のあり方

— 仙台高判平成25年1月24日を契機に —

長 島 光 一

要 旨

本稿は、環境訴訟が多数の利害関係者を有することを前提に、当事者以外の者に訴訟への手続参加の方法が与えられているかを、ひとつの裁判例を契機に分析し、現状の問題とその解決のための方向性を探るものである。裁判例は、民事訴訟と行政訴訟をめぐる参加制度の理解の違いを示す事案とそれに対する判断であり、双方の考え方では紛争解決が困難であることから、環境訴訟の特殊性を考慮することが必要となる。民事訴訟法は、当事者として訴訟追行を行う者以外にも、利害を有する者に対し、補助参加等の参加の機会を与え、紛争解決を図れるよう環境整備している。しかし、裁判例のような環境訴訟への参加をめぐる場合は、行政訴訟・民事訴訟・住民訴訟等の類型によって参加のあり方が異なっており、既判力の範囲を限定するという考え方から、紛争を抜本的に解決するものになっていない。訴訟参加のしやすさだけでなく、独立当事者参加のような三面関係それぞれの立場を明確できるようなしくみを導入することで、環境訴訟の紛争解決を目指す必要である。

キーワード：環境訴訟，補助参加，独立当事者参加，当事者，既判力

目 次

1. はじめに
2. 環境訴訟における参加制度が争点となった事案の概要と判旨
3. 環境訴訟という特殊性から見た参加制度
4. 参加制度の多様性とその弊害
5. 環境訴訟における参加制度の活用に向けて

1. はじめに

環境訴訟は多数の当事者・利害関係者が関与する場合が多く、民事訴訟・行政訴訟の双方の手続を利用する中で、ひとつの紛争をめぐるでも多くの訴訟が提起されることがある。その背景には、環境訴訟は原告・被告という名宛人になっている当事者以外の多数に影響を及ぼしうるものであり、事後的に自らの利害関係に気づき、参加する場合もあるからといえよう。また、訴訟が

進む中で、参加だけでなく、人の加入や脱退も起こりうるものであり、流動的にならざるを得ない。このような紛争実態を踏まえると、契約類型を前提とした原告と被告による単純な訴訟を前提とする当事者論と既判力理論を環境訴訟に当然に当てはめていいものだろうかという疑問が生じる。そして、それは民事訴訟法の基本的な考え方である紛争の一回的解決にも当てはまるものであり、環境訴訟のこのような実態において、一回的解決という理想を安易に持ち出すべきではないとも思える。実際に、民事訴訟における紛争の一回的解決の理念の限界を感じざるを得ない事件も多く⁽¹⁾、環境訴訟における紛争解決のための手続を再考する必要がある。

そこで、多くの手続的課題を有する環境訴訟の中でも、本稿では参加制度に注目したい。参加制度については、できるだけ多くの者を訴訟に引き込むことで、効果的・効率的な解決をなそうように試みられているが、環境訴訟における参加の可否が争点となった仙台高裁平成25年1月24日判決（判時2186号21頁）を契機として、環境訴訟における多様な参加手続の法的な意義と限界を検討したい。

以下では、当該判例の考え方と評釈を整理した上で、そこで考慮されていない「環境訴訟」独自の見方を提示し、環境訴訟における参加のあり方を、他の類似事案を参考に、類型化しそれぞれにあった参加のあり方を分析したい。

2. 環境訴訟における参加制度が争点となった事案の概要と判旨

(1) 事案の概要

本件は、福島県知事が控訴人補助参加人（事業者）に設置を許可した産業廃棄物処理施設の予定地の近隣住民である被控訴人らが、控訴人に対し、主位的には福島県知事による設置許可処分 of 取消しを求め、予備的には福島県知事に対する上記処分の取消しの義務付けを求めた事案である⁽²⁾。

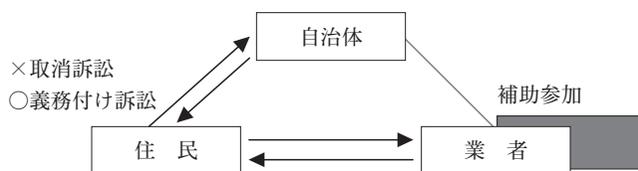


図1 本件訴訟の構造

原审は、被控訴人らの主位的請求に係る訴えを却下し、予備的請求を認容した（福島地判平成24年4月24日判時2148号45頁）。控訴人補助参加人は、これを不服として控訴をしたが、控訴人は、控訴をせず、かつ、控訴人補助参加人のした上記控訴を取り下げた。

そこで、控訴人補助参加人は、本件訴訟につき、平成24年5月25日付期日指定申立書をもって、口頭弁論期日の指定を申し立てた。その理由として、上記産業廃棄物処理施設によって産業

廃棄物処理事業を営むことを目的として設立された控訴人補助参加人は上記判決の効力の及ぶ第三者に該当することが明らかであるところ、最判昭和40年6月24日民集19巻4号1001頁によれば、判決の効力の及ぶ第三者による補助参加はいわゆる共同訴訟的補助参加と解されるので、控訴人補助参加人には共同訴訟参加に準じた訴訟追行権が認められるべきであるから、控訴人が単独でした本件控訴の取下げは無効である旨の主張をした。被控訴人らは、これに対して期日指定の必要はなく、本件控訴を却下するべきである旨の意見を述べた。一方、控訴人は、期日指定の申立てを却下し、控訴人が行った控訴の取下げを有効と認めて、訴訟終了宣言をするべきである旨の意見を述べた。

(2) 判 旨

仙台高裁は、控訴取下げにより訴訟終了宣言を言渡した。その理由づけを見ていきたい。

まず、原審において、「控訴人補助参加人は、平成二〇年十一月十八日、原審第五回口頭弁論期日において、本件訴訟への参加形態として民事訴訟法上の補助参加を維持するのか改めて行政事件訴訟法上の訴訟参加をするのかについて同年十二月二日までに明らかにする旨述べ、同月一日、同日付準備書面をもって、原審に、本件参加の申立てが民事訴訟法四二条以下の規定による補助参加である旨通知した。控訴人補助参加人作成の上記各書面は当事者双方に送達されたが、補助参加について異議は述べられず、また、原審は行政事件訴訟法二二条所定の手続を執らなかつた」との認定のもとで、「控訴人補助参加人がした本件控訴は、控訴人の平成二四年五月二二日付け控訴取下げによってその効力を失い（民事訴訟法四五条二項）、本件訴訟は終了したものである」としている。

そして、「行政事件訴訟法はその二二条において訴訟の結果により権利を害される第三者は、その申立てにより、受訴裁判所の決定をもって訴訟参加することができること及び訴訟参加した第三者については民事訴訟法四〇条一項ないし三項が準用される結果、共同訴訟参加に準じた参加ができることを定め、上記のような立法の不備を解消するに至っている。それにもかかわらず、こうした訴訟参加の手段を採ることなく民事訴訟法上の補助参加を選択した場合、すなわち、行政事件訴訟法が従前の立法の不備を補い、その制度を利用し得る者について一定の要件を定め、受訴裁判所の判断の下で自ら参加することができるという自己完結的な訴訟参加制度を整えたにもかかわらず、当事者の異議がなければ無条件で訴訟参加が認められるような民事訴訟法上の補助参加を選択する場合についても、これをいわゆる共同訴訟的補助参加と解して、民事訴訟法四〇条を類推するなどして共同訴訟参加をしたのと同様の効力をなお認めるべき理由はこれを見出すことができない」としている。

そこで、「控訴人補助参加人は、行政事件訴訟法二二条に基づき共同訴訟参加に準じた参加ができる本件訴訟の結果により権利を害される第三者であることが明らかであるにもかかわらず、これによることなく、あえて民事訴訟法上の補助参加を選択した以上は、民事訴訟法の定める補

助参加人としての地位に基づく権限を有するにすぎず、被参加人である控訴人の訴訟行為と抵触する訴訟行為を行うことができない結果、控訴人がした控訴の取下げは、控訴人補助参加人の同意の有無に関わりなく、有効というべきものである。本件のように、共同訴訟参加が認められる場合、共同訴訟参加をするか補助参加をするかは当事者の選択に委ねられているから、その選択した参加形態による効果の違いを受ける結果、控訴人の控訴取下げによって控訴人補助参加人のした控訴の効力が失われることは、処分権主義の観点からみて当然の帰結というべきものである（もっとも、現行の行政事件訴訟法の下においても、補助参加についてはなおこれを共同訴訟的補助参加と解する考え方もあるから、上記のような解釈は控訴人補助参加人にとって不意打ちとなる面もないとはいえないが、上記認定のとおり、控訴人補助参加人にはその参加の申立ての際、改めて行政事件訴訟法上の訴訟参加をするかどうか熟慮する機会も与えられていたのであるから、その点は上記判断を左右しない。また、上記の熟慮の機会、その経緯に鑑み、原审の訴訟指揮の下で与えられたものとうかがわれることに照らせば、その職権の行使に違法な点はないというべきである）」と述べて、福島県知事の行った控訴取下げによって補助参加人である事業者の控訴の効力が失われたことを明らかにした⁽³⁾。

(3) 本判決における参加の考え方 ― 補助参加と訴訟参加の関係 ―

本件訴訟は、環境訴訟における参加制度を理解するうえで必要な論点が網羅されている。そこで、はじめに、本判決を参考に、環境訴訟をめぐる民事訴訟と行政訴訟の参加制度について、整理しておきたい。

まず、そもそも行政事件訴訟において補助参加が認められるかという問題がある。行政事件訴訟法 22 条は、「第三者の訴訟参加」として、参加要件・参加手続がより厳格な訴訟参加を用意している。

第三者の訴訟参加により、一般の民事訴訟法における補助参加（民事訴訟法 42 条）との関係が問題となるが、補助参加を排除するとした説もあるものの⁽⁴⁾、訴訟参加と補助参加の間には、参加要件や参加人の地位が異なり、通常補助参加を認めても何ら支障はなく、これを認める実益もあると考えられており、通説とされている⁽⁵⁾。

補助参加と訴訟参加の違いは、①参加の利益、②参加手続、③参加人の地位が異なり、補助参加の場合には、①参加の利益は、論理上、訴訟物についての判断を前提として決せられる関係にあり、②参加手続は、当事者の異議がない限り、参加の拒否について裁判する必要はなく、③参加人の地位は、被参加人に従属するという性質をもつ。一方、訴訟参加の場合には、①参加の利益は、判決の形成や拘束力により権利・利益を害されることであり、②参加手続は、裁判所が当事者・第三者の意見を聞いた上で決定することになり、③参加人の地位は、必要的共同訴訟人に準じた独立性の高い地位であるという性質である。すなわち、補助参加は、要件・手続が緩く、裁判を経ずして参加が可能であるのに対し、訴訟参加は、要件・手続が厳格であり、参加人の地

位が強化され、第三者保護が重視されている。

次に、訴訟参加のできる第三者が補助参加した場合に、これを共同訴訟的補助参加と解すべきかという点が問題となる。

その要件を具備すれば、共同訴訟的補助参加も認められるという肯定説⁽⁶⁾がある一方、訴訟参加を選択すれば、共同訴訟的補助参加人に準じた地位が認められるにもかかわらず、補助参加を選択した以上、共同訴訟的補助参加の効力を認める必要はないとする否定説⁽⁷⁾もあり、判例は否定説をとっている（最判昭和63年2月25日民集42巻2号120頁）。

そして、訴訟参加・共同訴訟的補助参加のいずれの要件をも充足する場合に両者の関係はどうなるかという問題については、補助参加をすれば共同訴訟的補助参加となるとする考え方と補助参加をした以上、共同訴訟的補助参加と解することはできないとする考え方が対立している。

本判決は、行政事件訴訟法22条により訴訟参加という制度があるため、共同訴訟的補助参加と解する必要性・許容性が失われたとする。しかし、訴訟参加は厳格な参加、共同訴訟的補助参加は手軽な参加という差異があるため、共同訴訟的補助参加の必要性・許容性があるとする説がある⁽⁸⁾。もっとも、訴訟手続の長期化や混乱を回避する観点から、その適格を原告適格よりも厳格に、あくまで実質的紛争当事者に当たる特定の第三者に限定すべきとする見解もある⁽⁹⁾。

(4) 本判決の評釈にみる民事訴訟法的アプローチと行政法的アプローチ

本判決については、いくつかの判例評釈が存在する。本判決が民事訴訟と行政訴訟にまたがる問題であるために、民事訴訟法学者や行政法学者が評釈をしているが、概観すると、立場の違いによるアプローチの違いを見て取ることができる。

具体的に検討してみると、本件訴訟は、住民が行政に訴訟提起をしているが、実際は三面関係であり、参加によって行政訴訟で一度に紛争解決ができると一般に考えられている事案といえる。しかし、純粋な訴訟手続として考える民事訴訟法的アプローチと行政と住民・業者の関係性について考える行政法的アプローチによる発想の違いから、出される結論も異なる。

まず、①当事者対抗主義の前提の下で、手続保障がつくされ、不意打ち防止がされているならば、後は自己責任であるという発想、すなわち、純民事訴訟法学のアプローチである。

佐野教授は⁽¹⁰⁾、「Z自身（補助参加人＝著者注）の利害が直接かわる訴訟として当事者として争うべき事案であった。裁判所の釈明を受けながらも、なお補助参加を選択した以上、本判決の結論には異論が無いものだと思われる」と述べている。そして、「裁判所は釈明により行訴法22条参加をなすのかを確認すべきであろう。それでもなお補助参加を選択した以上は、被参加人の意に反する訴訟行為はなしえないとしても差し支えないとすべきである。実際の行政訴訟では、補助参加の方が多く利用されているという指摘があり、参加手数料の低額さ、参加の利益が疑わしい場合でも当事者が異議を述べない限り参加人として関与できることが理由として挙げられているが、このような理由で補助参加を共同訴訟的補助参加として扱うべきではなかろう」と

も述べ、補助参加人の当該訴訟における行動を重視した考え方を示している。

一方、同じ民事訴訟法学の中でも、②法廷は対論の場であり、紛争の解決の場の設定を図ることを主眼に置き、紛争解決のために手続は柔軟にあるべきとする発想である第三の波説を基調とするアプローチによると、また異なる結論となりうる。

上田准教授は⁽¹¹⁾、「参加の時点で選択が可能であったとか、事前に熟慮の機会があったというだけでは、事後的にZ（補助参加人＝著者注）に不利益をかす根拠として十分でないし、Zの不利益と引き換えに、誰のどのような利益を保護しているのかも明らかでない。Zがいったん補助参加を取下げ、改めて行訴法22条参加の上、控訴を行うことまで禁じるものではない」と、補助参加人に対する利益衡量を行い、「Y（福島県知事＝著者注）とZの足並みが崩れた時点で、Zの補助参加を行訴法22条の訴訟参加に転換し、費用の追納や参加要件の事後審査を行うのは、理論的にあと一步の距離である」とし、事情変更による撤回は許されうるとする。その理由づけは、「このような転換を認めても大きな問題はなく、Yの救済としてむしろ望ましいと考える」からであるという。この考え方は、紛争過程により焦点を当てたものであり、紛争の一回的解決にも資する考え方といえよう。

また、間瀬教授も⁽¹²⁾、「第三者を保護するために設けられた行訴法22条の存在を理由として、従来認められてきた共同訴訟的補助参加を排斥し、かえって第三者の保護を弱めるものであり、制度を逆行しているといわざるを得ない」とし、「訴訟過程は流動的であり、発展性を有するのが通常であるから、最初に補助参加を選択したことに絶対的な意味を持たせることはできない。その後の手続過程に応じて、このような転換も柔軟に認められて然るべきである」として、同様の結論に至っている。

これらに対し、行政法のアプローチは、③法治主義に基づく不利益処分という権力作用をもつ行政と市民との格差を重視し、行政と市民の足並みはずれた時点で、市民の保護が必要になるという発想である⁽¹³⁾。

山岸教授は⁽¹⁴⁾、「他人間の訴訟の結果により、既得の受益的処分を取り消される者は、憲法に保障された訴訟行為の権限を十全に行使し得なければならない。行訴法22条に法定される客観的地位を有する訴訟参加人が、異なる参加形態を申し出た場合には、裁判所の責務として、行訴法22条を釈明の上、職権による参加手続を執るべきことが本来である」と述べ、本件を権力関係下の行政と私人の関係として位置付ける。そして、「そうであるから、同条の参加要件を満たす者が、異なる形態での訴訟参加でスタートしたとしても、その後の紛争の展開に応じて、本来の訴訟参加に変更することが積極的に認められて然るべきではないだろうか。『訴訟の結果により権利を害される第三者』の解釈にかかって、当該第三者であるか否かが直ちには明確でないこともありうる」として、行政法の一般的な考え方からの帰結を図ろうとする。

以上のように、判例分析としての常套手段である、判例の要素を抽出し各分野に応じた一般化と具体的妥当性をもたせるための理論的な調和が考えられている。しかし、これらはあくまで自

治体（行政）と事業者の関係性を論じたものである。そもそも、本件訴訟は産廃をめぐる環境訴訟であり、その先には住民の存在がある。環境訴訟は三面訴訟であることは前述のとおりであるが、本件において、その観点からの分析が欠けており、それによって本件のような環境訴訟をとらえ直すことが必要であると考えられる。

3. 環境訴訟という特殊性から見た参加制度

(1) 訴訟戦略としての参加の捉え方 — 対行政の事業者保護と住民

環境訴訟は、実効的な環境規制の領域拡大に伴い、行政訴訟が効果的となっている。しかし、規制の失敗や未規制領域も依然として残るため、民事訴訟の機能も引き続き必要であると考えられている⁽¹⁵⁾。そして、環境訴訟において、民事訴訟と行政訴訟は、被告と違法判断方法の違いのみで、いずれかの選択は環境分野・個別事案ごとの訴訟戦略によるといわれている⁽¹⁶⁾。

本判決もこのような視点で考えると、十分な釈明を踏まえてもなお補助参加を共同訴訟的補助参加にしなかった点で、事業者は訴訟戦略を誤ったに過ぎないともいえそうである。この場合、事情変更の原則等の理論で、不利な状況に陥ったために保護が必要といえるかは疑問が残る。

環境訴訟の考え方の背景には、行政訴訟の問題をそれ自体のみの問題とせず、紛争の実態をふまえて、民事訴訟と行政訴訟を並列的にとらえ、一選択に過ぎないとみるものであるといえる。すなわち、行政訴訟プロパーの権力関係の問題と捉えて、対行政の事業者保護（第三者保護）として位置づけるのではなく、住民と事業者と行政の間の紛争の裁判での現れの一つとして、位置づけるものである。

そもそも、本件は、住民と産廃事業者、そして反社会的勢力と関わる事業者の紛争であり、こうした背景事情を訴訟に組み込むことをせず、事業者の救済の必要性のみを強調してよいかという点も考える必要がある。なぜなら、参加という点に注目をすると、事業者が保護の対象になるが、環境訴訟という観点から利害を有する住民の取扱いをも考えないと紛争全体を考えた場合に、バランスが取れないからである。多くは事業者の救済という点から本判決を問題視しているが、住民側の救済も考える必要がある。

そのような観点からすると、本件は、住民の問題意識が訴訟を通じて、行政に再考を促し、それが実現したともいえる。事業者が訴訟を続けたい場合、住民がさらに訴訟に巻き込まれる負担は大きい。もっとも、行政による取り下げで終わればいいものの、その前後に、事業者が行政に対して、撤回処分差止訴訟を提起し、それが認容された場合は、本件の義務付け判決と後訴の差止判決が併存してしまい、矛盾が発生する。もちろん、この差止訴訟に住民が参加することも可能であるが、矛盾する判決が出た場合、諫早訴訟のようなこう着の前例があり⁽¹⁷⁾、こうした場合、各当事者は身動きが取れなくなる可能性が高くなる。環境訴訟は個別訴訟で完結するものではなく、紛争の全体像をふまえた利害関係者同士の調整も考慮する必要があるといえる。

(2) 環境訴訟における行政の立ち位置

それでは、こうした環境訴訟は、どのような手続参加がのぞましいのであろうか。本件では、住民・行政・事業者それぞれの利害が絡んでいる。その中において、行政の立場・位置づけが問題になると思われる。事案の本質が住民と事業者の紛争である以上、行政は中立でなくてはならない。しかし、訴訟が住民と行政の間で行われ、行政側に事業者が参加するという訴訟構造になっており、この点がミスマッチといえる。住民からすると、行政の取下げは住民の意図を理解したと捉えることができ、それは逆に事業者からすると行政による裏切りともとれる。「第三者に攻撃防御方法の機会を与えることによって訴訟資料を豊富にして事案の適正な裁判を可能にする…趣旨を実現するためにも、Z（補助参加人＝著者注）の訴訟参加をうながすのが適切であったと思われる」⁽¹⁸⁾ という指摘もあるが、参加人の問題だけではなく、当事者の裁判における事案解明という意味を考える必要があり、それは、判断主体である行政の許可の根拠の再検討ということにもなる。

環境訴訟における行政訴訟の意味付けは、住民が行政にきちんとした再検討を要求することで、行政が実質的な再審査をするかどうかという問題ともいえる。事業者の代弁をする仲介的存在ではなく、実質的な当事者として行政を位置づけ、紛争解決を志向する必要があると思われる。そうなれば、参加人も被告への参加という従属的な地位に甘んじることはなくなる。このように、三面関係訴訟における三者の距離感を再検討すべきなのではないかと思われる。環境訴訟は、原告・被告・行政の距離感を法的規律として明確にする必要がある。

もっとも、結局のところ、三面関係訴訟の場合、行政を挟んで、原告と被告の対立が続き、行政がどちらに足並みを揃えるのか、どちら側に親和的なのかで大きく状況は異なる。その典型例が、諫早訴訟であろう。そもそも、「補助参加人であっても、原告・被告どちらの側につくとも限らない。利害が対立する争点もあるからである」⁽¹⁹⁾ という指摘があるように、三者は独立した地位で、それぞれの立場から意見を述べ合うことが望ましいのではないだろうか。

4. 参加制度の多様性とその弊害

補助参加人であっても、原告・被告どちらの側につくとも限らないとはいうものの、現実問題として、参加人と原告・被告との関係は、紛争によって位置づけが異なることが明確である。

そこで、環境訴訟という視点から、本件訴訟に限られない三面関係となるケースや類似のケースを検討する。「参加申立てにあたってどの形態を選択すればよいか、困惑させる度合いを深めるばかりか、参加態様相互の関係もさらに錯綜して、運用の側にも必ずしもプラスにならないであろう」⁽²⁰⁾ という指摘がされており、参加制度は様々な場面で多用されて混迷を極めてい

事件類型ごとに参加のあり方の問題をみていく。

(1) 行政訴訟 — 被告参加型

まずは、行政訴訟における参加の種類である。行政訴訟では、行政が被告になることから、その被告への参加が問題となる。



図2 行政訴訟における参加のタイプ

まず①は、本件訴訟のような、廃棄物処理施設訴訟において、許可を出した行政と事業者は同じ歩調であるはずが、行政が争わないために、補助参加を選んだ事業者はこれ以上、訴訟を継続できないケースである。次に②は、諫早訴訟のような、（前訴が確定したことにより）行政と漁民は同じ歩調であるはずが、自治体が確定判決を得ている漁民の意見を十分に援用せず、判決に至ってしまったケースである⁽²¹⁾。

これらの事例を、環境訴訟の視点で考えると、三者の利害対立と行政の裁量余地の問題が重なっている。被告と補助参加人は同じ歩調でなくてはいけなかつき、①は中立的である必要があるが、訴訟のたてつけ上、許可主体として事業者の言い分を代弁しなくてはいけなくなっている。一方、②は確定判決があるために漁民の言い分を代弁する必要があるが、異なる姿勢をとってことで問題が生じている。このように被告の立場や行動が訴訟に影響している。

これらは、まさに三面訴訟における利害関係の不一致を当該訴訟に反映できていない点が問題であり、三者が独自の利益主体として行動できるように、配慮をする必要がある。

そこで考えられる制度が、独立当事者参加（民事訴訟法47条1項）である。民事訴訟法には、原告と被告の訴訟結果によって、第三者の権利が害されるような場合である権利侵害防止参加（民事訴訟法47条1項前段）と、第三者が積極的に訴訟の目的が自己の権利であること、またはその上に自己の権利を有することを主張する場合である権利主張参加（民事訴訟法47条1項後段）がある。現行法が厳格な要件のもとでしか認められないために以前より改正課題として議論がされていたが⁽²²⁾、柔軟に制度を用いやすくすることにより環境訴訟の解決への道も開くと思われる⁽²³⁾。

(2) 民事訴訟 — 共同訴訟型

環境訴訟において参加が先鋭的に問題になるのは、行政訴訟であるが、民事訴訟でも問題にな

る。民事訴訟は参加の制度を認める一方で、異なる配慮が働き、利害関係者を当事者に位置づけようとする傾向もある。



図3 民事訴訟における参加のタイプ

原則的な考え方からすると、一般的な補助参加の場合である③は、補助参加の利益があるかが問題になり、補助参加の利益があれば機械的に参加が認められる。ただし、利害が原告・被告とも異なる場合、独立当事者参加の方が適切な場合もある。

これに対する例外として、単なる参加ではなく当事者でない訴訟が不合法になってしまうケースがある。それが、④の入会訴訟の場合であり、入会訴訟は、一体的処理の必要性から、訴訟を望まない者も訴訟への参加を強制し、被告として引き込まなくてはならず、それによって足並みを揃える（固有必要的共同訴訟）⁽²⁴⁾。

つまり、民事訴訟法においては、参加制度がある一方、できるだけ利害関係者を当事者として扱い、紛争を一時的に解決させようとするきらいがある。

環境訴訟の視点から考えると、補助参加の利益は明白だとしても、利益ある関係者が他にいる可能性が高い場合に判決効が及ぶと問題があることからこのような配慮になっているといえる。民事訴訟では、その関係者を当事者に引き入れないと訴訟を成立させないという考え方が強いが、この考え方を強調すると、多くの環境訴訟は利害関係者の際限が不明確であるため、それを確定しない以上、訴訟ができなくなってしまう。

民事訴訟がこのような考え方を取る背景には、行政法の視点が、市民参加の観点から原告適格を広げて訴訟しやすくすべきという議論に対し、民事訴訟法の視点が、濫訴防止という、訴訟経済から不必要な訴訟をすべきでないとする考えと手続保障、既判力との関係を重視している点にあると考えられる⁽²⁵⁾。環境訴訟の提起者を、行政法が公益の監視者と捉える一方、民事訴訟はあくまで私的な利益を訴える一個人であると捉える点にも違いがみられる。

そこで、環境訴訟を民事訴訟で争う場合には、この縛りをできる限り緩和する必要がある。従来は、当事者論の範疇で議論されてきたことではあるが、紛争管理権説⁽²⁶⁾や団体訴訟制度など、これまでとは異なる解釈や制度の導入が必要である。もっとも、その具体化につき、実現はされては来なかった。この停滞には、環境訴訟における利害関係人のうち、当事者と参加人の境界が不明確であったがゆえの問題ともいえよう。つまり、利害関係者という枠組みの中で、どのように当事者たるべき者を抽出するかとともに、参加制度を柔軟に使えるようにして、両者を一体に

捉えることで、紛争解決のための総体として訴訟への関与の事実を重視して、訴訟を適法に追行できることが必要である。

(3) 住民訴訟

環境訴訟としてはやや異なる扱いではあるが、住民訴訟も、環境破壊事業への公金の支出が違法かどうか等、環境をめぐる紛争の一つとして用いられることがある。そのため、住民訴訟についても整理を試みたい。



図4 住民訴訟における参加のタイプ

住民訴訟については、原告と補助参加人は同じ立場であり、効力がどこまで及ぶかが問題になる。上訴での足並みのずれを通じて、両当事者の取扱いの差異の問題が顕在化することもあり（最判昭和63年2月25日民集42巻2号120頁）、その場合の原告たる住民と補助参加人たる住民の取扱いの違いが問題になろう。

一方、昨今、問題となっているのが、住民側ではなく、行政側での補助参加の問題である。具体的な事例を提示すると、国立市景観訴訟において、住民訴訟で市長に約3,200万円の支払いを求められた裁判で、市長交代に伴い、前市長の参加を認めるが、新市長が請求を認めた場合、前市長の訴訟の係属が認められるかが問題になったものである⁽²⁷⁾。環境保護に親和的な市長に対する賠償は既に最高裁で認められ、物議を醸したものであるが、前段階として、前市長の補助参加の効力が問題となった。

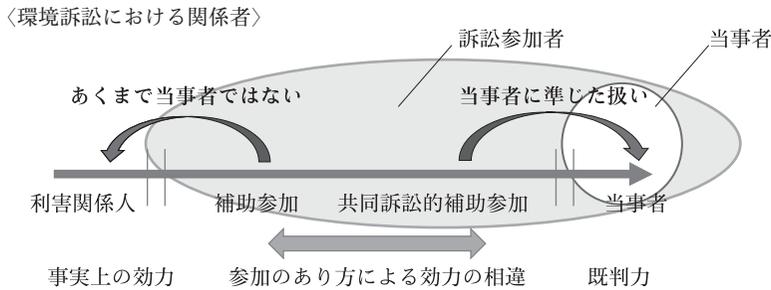
これらを環境訴訟の視点から考えると、住民訴訟は、制度上、全員の参加が困難であるため、要件を備えた者に住民を代表させるという特権的な制度といえ、その者の訴訟が全住民に影響することを甘受することになる。訴訟に関与する者が増えれば増えるだけ、意見の相違等もあり、離合集散がありうるものの、それを許容している制度といえる。したがって民事訴訟の④の入会訴訟タイプのような問題は起こらない。このような、離合集散が比較的認められやすい状況は、他の訴訟類型にない特徴といえよう。

5. 環境訴訟における参加制度の活用に向けて

(1) 民事訴訟法学における参加制度の原則論

民事訴訟法学の立場から考えると、補助参加は、当事者適格判断と既判力判断の狭間の調整として考えられている。

実務的には、当事者適格判断は厳格でも、参加人判断は緩和して認められているようであり、参加制度を通じて事実上、当事者を広げ足並みを揃えていると思われる。一方、学説的には、既判力を厳格に判断し、既判力を通じて紛争を絞りそれにあわせて当事者を決める傾向がある。これは、既判力を認めるための手続保障が必要になるからである。



(2) 環境訴訟の観点からの分析の必要性

このような一般的な民事訴訟法の考え方に対して、以上の類型とその指摘を整理すると、多数の者が関与し、様々な思惑がある各種訴訟が存在していることがわかる。そうしたこれまでの前提とは異なる環境訴訟の各モデルに対応するためには、一つの類型での対応には限界があるといえる。

そこで、環境訴訟という事件類型から出発し、行政訴訟と民事訴訟の参加制度の課題をそれぞれ概観すると、各訴訟において、当事者・参加者の訴訟に対する行動の意味合いが異なり、それに応じた参加の類型と方法論が必要であることがわかる。しかし、依然として、「訴訟における誰のどの行為がどこまで影響を及ぼすのだろうか」という点が明らかにならない限り訴訟を認めない傾向があり、参加という緩い手続参加ではなく、当事者という厳格な手続参加を志向していることに気が付く。しかし、環境訴訟においては、そのような前提は、訴訟提起それ自体を大変困難にするものとなる。手続保障は、当事者となった者、利害関係はあるが参加しなかった者、部外者の関与等、ケースバイケースで考えなくてはいけないことが多く、環境訴訟はその要素が大きいことを指摘し、既存の制度である、行政訴訟における独立当事者参加による三面的関係の明確化や、民事訴訟における利害関係者の訴訟参加の容易さ（固有必要的共同訴訟の縛りの開放）

を展開することが環境訴訟の活性化にもつながるのではないかと考えられよう。これらの方策は、行政訴訟や民事訴訟の一般的な手続に対する環境訴訟に特化した修正的な手続とも捉えることができ、このような選択肢を増やしていくことが、各訴訟に求める内容の違いに対応することにつながり、環境訴訟の理念の実現にも資するのではないかも思われる。

この問題をさらに深掘するためには、環境訴訟における当事者・参加者の関係と既判力との関係を明確にする作業がさらに必要といえるが、それは他日を期したい。

《注》

- (1) 例えば昨今の福島原発賠償訴訟は、同じ原発事故を起因とする被害者の訴訟であり、被害者の住んでいる地域等によって異なる数多くのグループが訴えを起こしている。国や東京電力の責任を求めること自体は一致しているため、その点に関しては一回的な解決が必要といえるが、実際には当事者が異なるほか要求する事項も各訴訟によって質的に異なっている。詳細は、淡路剛久＝吉村良一編『福島原発事故賠償の研究』（日本評論社、2015年）参照。このような場合、民事訴訟法の基本的な考え方がどこまで妥当するのかという問題が現に発生している。なお、過去の公害訴訟や薬害訴訟を契機に、実務上、どのような審理をするべきかについては、司法研修所編『大規模訴訟の審理に関する研究』（法曹会、2000年）、同『専門的な知見を必要とする民事訴訟の運営』（法曹会、2000年）が参考になる。
- (2) 本件訴訟の前提として、南相馬市における長年の産業廃棄物処理施設をめぐる反対派住民と事業者との間の対立、そして数多くの訴訟があることに留意する必要がある。
 施設用の土地を地権者が事業者に賃貸借契約をしたが、反社会的勢力が関与するようになったため、契約を解除し、新地権者に売却した。そして、新地権者が、所有権に基づく建築工事差止めの仮処分を求め地裁で認められたが、異議審で覆り、本案でも最高裁まで争った結果、新地権者は敗訴した。その後、事業者が新地権者らに対し損害賠償を求め、旧地権者に対し約1億5,000万円、新地権者に対し約1億5,000万円の賠償がそれぞれ認められ、最高裁で確定した（敗訴の理由は、新地権者と旧地権者の売買契約は訴訟信託であるとみなされたためである）。しかし、本件に関する訴訟はそれだけでなく、別訴で住民が水利権に基づく建築工事差止めの仮処分を求め、こちらも仮処分は認められるが、異議審で覆り、高裁も踏襲している。一方、別の所有者が建築工事差止めを行い、本案において勝訴し、最高裁で確定しているものもある。その他にも訴訟が繰り広げられ、15にも及ぶ訴訟が係属してきた状況にある。本件判決はそのうちの一つである。（本件判決を含め、広田次男弁護士から資料の提供を受けた。記して御礼申し上げたい。）
 なお、詳細は、神戸秀彦「仮処分の『不当』申立者の損害賠償責任——福島県（旧）原町市の産業廃棄物処分場をめぐる——」行政社会論集23巻4号（2011年）9頁以下参照。
- (3) 本判決は上告されたが、平成25年5月27日に上告不受理決定し、確定している。
- (4) 高林克己「訴訟参加」鈴木忠一＝三ヶ月監修『実務民事訴訟法講座8行政訴訟I』（日本評論社、1970年）197頁参照。
- (5) 南博方＝高橋滋編『条解行政事件訴訟法（第3版補訂版）』（弘文堂、2009年）440頁〔新山一雄〕参照。なお、同書は2014年に第4版が出版されているが、当該箇所には記載がなかった。
- (6) 兼子一「行政処分取消訴訟に対する独立当事者参加」同『裁判法の諸問題（下）』（有斐閣、1970年）512頁、上田徹一郎＝井上治典編『注釈民事訴訟法（2） 当事者（2）・訴訟費用』（有斐閣、1992年）99頁〔井上治典〕参照。
- (7) 西川知一郎「判批」塩野宏ほか編『行政法判例百選II（第4版）』（有斐閣、1999年）445頁参照。
- (8) 山本克己「共同訴訟的補助参加」法学教室299号（2005年）89頁参照。
- (9) 新山一雄『職権訴訟参加の法理』（弘文堂、2006年）112頁参照。

- (10) 佐野裕志「判批」ジュリスト1466号(平成25年度重要判例解説)(2014年)135頁参照。
- (11) 上田竹志「判批」法学セミナー706号(2013年)112頁参照。
- (12) 間瀬清史「判批」私法判例リマークス49号2014年(下)(2014年)113頁参照。
- (13) 行訴法において、補助参加の認められる基準は、原告適格の判断基準と同一の考え方であり(最判平成15年1月24日)、取消訴訟の原告適格が認められる範囲で他の近隣住民の補助参加が可能とされており、当事者以外にも判決効が及ぶ(32条)。判決の効力については、紛争の一回的解決の立場から、絶対効説であると考えられている(最大判平成20年9月10日民集62巻8号2029頁の補足意見、最判平成21年11月26日民集第63巻9号2124頁が絶対効説を採用していると考えられている)。
- (14) 山岸敬子「判批」判例評論663号(2014年)11頁参照。
- (15) 越智敏裕『環境訴訟法』(日本評論社,2015年)18頁参照。
- (16) 越智・前掲書(15)18頁参照。
- (17) 訴訟の経過については、馬奈木昭雄『『よみがえれ!有明訴訟』の現状と展望』環境と公害42巻3号(2013年)3頁以下参照。
- (18) 間瀬・前掲(12)113頁参照。
- (19) 井上治典「利害関係人と当事者規律」ジュリスト1028号(1993年)67頁参照。なお、民訴法改正前の段階から井上元教授は法廷に第三者席を設け、第三者の関与の規制原理を指摘しており、今日の問題意識に通じる面があると思われる。
- (20) 井上・前掲(19)65頁参照。
- (21) 詳細は、岩橋健定「諫早湾干拓事業をめぐる混迷と民事訴訟制度(1)・(2)」法学教室404号(2014年)44頁以下、405号(2014年)61頁以下、同「続・諫早湾干拓事業をめぐる混迷と民事訴訟制度:2つの最高裁平成27年1月22日決定とその後の展開」法学教室417号(2015年)44頁以下参照。
- (22) 三木浩一=山本和彦編『民事訴訟法の改正課題』(有斐閣,2012年)40頁以下参照。なお、同書32頁以下には、共同訴訟的補助参加の立法化提案もあるが、これについては、本間靖規「第三者の訴訟参加—共同訴訟的補助参加を中心に」法律時報88巻8号(2016年)51頁を参照。同論文は、仙台高裁判決をもとに共同訴訟的補助参加の課題を詳述している。
- (23) 2017年4月25日付の報道によると、諫早訴訟における開門を求める漁業者側弁護団は24日、新たに第三の当事者として参加するための法的手続を取ったことを明らかにしたとされる。独立当事者参加が認められれば、対立構造にある三者が対等の当事者として三つどもえの主張をする「三面訴訟」の形になり、同じ権利を巡る複数の争いが一つの訴訟で解決される可能性があり、まさにこの考え方を実際に取り入れようとしている状況にある。
- (24) 最判平成20年7月17日民集62巻7号1994頁参照。なお、共同訴訟については、鶴田滋『共有者の共同訴訟の必要性—歴史的・比較法的考察』(有斐閣,2009年)に詳しい。また、実務的には、井上繁規『必要的共同訴訟の理論と判例』(第一法規,2016年)が参考になる。
- (25) 環境訴訟をやりやすくするという考え方に対して、これまで濫訴が起ころうという批判が絶えず言われてきた。しかし、逆に言えば、濫訴を防止できるならば、訴訟提起は正当なものとして何の問題もないといえ、濫訴への対応がとれるのかどうか環境訴訟の活性化のために必要といえる。詳細については、拙稿「環境紛争に対応する集団訴訟の法的規律—濫訴の防止を中心に—」帝京法学30巻2号(2017年)183頁以下参照。
- (26) 伊藤眞『民事訴訟の当事者』(弘文堂,1978年)90頁参照。誰にその訴訟を進行させるのか紛争の解決にとって最も適切であるかを考え、その最適者を正当な当事者とみる考え方である。
- (27) 五十嵐敬喜ほか編『国立景観訴訟—自治が裁かれる』(公人の友社,2012年)参照。また、西椋章「住民訴訟を通じての求償権の行使」明治大学法科大学院論集12号(2013年)69頁以下も参照。

(原稿受付 2017年5月31日)

農地所有権に基づく放射性物質除去請求事件 (判例評釈)

— 福島地裁郡山支部平成 29 年 2 月 10 日判決

(訴え却下・控訴・判例集未登載) —

奥 田 進 一

要 旨

2011 (平成 23) 年 3 月 11 日の東日本大震災に伴う巨大津波による福島第一原子力発電所事故に関しては全国で約 30 以上の訴訟が提起されているが、そのほとんどが政府および東京電力の責任の有無と損害賠償請求に関するものである。そのような中で、「いわき市放射性物質除去請求事件」(東京高裁平成 25 年 6 月 13 日・判例集未登載)に引き続き、福島地裁郡山支部において平成 29 年 2 月 10 日に、農地所有権に基づく妨害排除請求権を行使して、農地の除染による原状回復を請求した事件に対する判決が下された。本件判決は、放射性汚染物質の除去と物権的請求権に基づくその排除請求の可否という、新規事例の積み重ねという点からも重要な事件であるとともに、除染方法の詳細な特定を欠くことや確認の利益性の不存在などを理由として原告の訴えを却下した裁判所の判断に大いに疑義があるところ、とくに紹介して評釈を加えるものである。

キーワード：福島原発事故、放射性物質、除染請求、妨害排除請求権、請求の特定

1. 本件判決の意義と位置づけ

2011 (平成 23) 年 3 月 11 日の東日本大震災に伴う巨大津波による福島第一原子力発電所事故に関しては、全国で 30 以上の訴訟が提起され、市民訴訟の支援を中心とする福島原発被害弁護団^①も結成され、原告数は 1 万人規模に達している。一連の福島原発訴訟の争点は、政府および東京電力の責任の有無と損害賠償請求に関するものがほとんどである。このうち、群馬県に避難していた住民らが前橋地方裁判所に提訴した「福島第一原発事故損害賠償請求事件」について、同裁判所は、2017 (平成 29) 年 3 月 17 日に国と東京電力の過失を認めるはじめての判決を下した。今後、福島県から千葉県に避難した人のうち 18 世帯 47 名が原告となり、国と東京電力に対して被害の完全賠償を求めた集団訴訟について、千葉地方裁判所において 2017 (平成 29) 年 9 月 22 日に、同様に福島県や隣県に居住していた約 3,900 人の住民が国と東京電力に対して、放射線量を事故前の水準に戻すことや慰謝料を求めた最大規模の集団訴訟について、福島地方裁判

所において10月10日に、それぞれ判決が下される予定である。

こうした不法行為的構成に基づいて責任追及および損害賠償請求する訴訟が大勢を占める中で、「いわき市放射性物質除去請求事件」（東京地裁平成24年11月26日判決・判時2176号44頁，東京高裁平成25年6月13日判決・判例集未登載）は，土地所有権に基づく妨害排除請求により放射性汚染物質の除去を請求したものとして注目された。同事件は，福島県いわき市の北部に位置する山林・土地が，福島原発事故による放射能で汚染されていることに対して，山林・土地の所有者が汚染原因者である東京電力に対して，土地を汚染した放射性物質を除去することを求めた訴訟事件である⁽²⁾。第1審は，原告の請求は権利濫用であるとして請求を棄却し，控訴審は，控訴人（原告）の請求において被告の作為義務の内容が特定されていないことを理由として第1審判決を取消し，訴えを却下し，同判決は確定している。本件判決も，農地所有権に基づく妨害排除請求権を行使して，農地の除染による原状回復を請求したものであり，前記のいわき市の事件に連なるものとして，放射性汚染物質の除去と物権的請求権という新規事例の積み重ねという点からも重要な事件であると思料し，ここにとくに紹介するものである。

2. 事案の概要

福島県内において農業を営む9名の原告らが，福島第一原子力発電所（以下，「本件原子力発電所」という）を保有する被告に対し，原告ら所有に係る土地（以下，「本件各土地」という）の所有権に基づき，①本件各土地に含まれる本件原子力発電所由来の放射性物質を除去すること（主位的請求），②本件各土地に含まれる放射性物質であるセシウム137の濃度を50 bq/kgまで低減させること（予備的請求1），③本件各土地について客土工事等を行うこと（予備的請求2），および④本件各土地の所有権が本件原子力発電所から放出された放射性物質により違法に妨害されていることの確認（予備的請求3）をそれぞれ求めて提訴した。

なお，本件判例は判例集未登載であることと，本稿における検証を明確にする便宜を図るべく，以下において当事者の主張も紹介する

(1) 主位的請求について

① 原告らの主張

(ア) 主位的請求は，原告らの一定の権利，利益に対する違法な侵害状態の発生を防止することを目的として，禁止されるべき被告の行為又は侵害防止のために行われるべき被告の行為を具体的に特定せず，一定の種類侵害の禁止を求める抽象的作為請求であって，判例上，一定の場合には，抽象的作為請求であっても請求の特定に欠けるものではないと判断されている。

(イ) 原告らは，主位的請求により，本件各土地の所有権に対する妨害の回復を求めるものの，被告がいかなる方法によって妨害の回復を行うのかという点についてまで請求権を有するもので

はない。また、原状回復の方法は複数存在するようであって、その選択は、放射性物質に関する専門的な情報ないし知見を有する被告に委ねるのが相当である。さらに、被告が主に争うのは本件各土地に対する妨害の有無であるから、被告の具体的な作為内容を明らかにせずとも、被告の防御に格別不利益を生じさせるものではない。

(ウ) このように、主位的請求は特定されているというべきである。

② 被告の主張

(ア) 主位的請求を実現するためには、本件事故に由来する放射性物質とそれ以外の放射性物質と峻別し、前者に該当するものを特定する必要がある。しかしながら、本件各土地中には、本件事故が発生する以前においても、自然由来の放射性物質が含まれているし、いわゆるチェルノブイリ原子力発電所の事故によって放出された放射性物質が本件各土地中に含まれている可能性も否定できず、上記のような峻別は不可能である。

(イ) 主位的請求では、本格土地中に含まれる放射性物質のみを除去する具体的な方法が特定されていないところ、現時点において、土地から土壌の成分と放射性物質とを分離し、後者のみを除去する方法は確立されていない。

(ウ) 仮に本件各土地中に含まれる放射性物質のみを分離・除去できたとしても、このような除去作業によって生じた放射性物質をいかなる場所に移動されるのかという点も何ら明らかにされていない。

(エ) 原告らが指摘する判例は、いわゆる横田基地騒音公害訴訟判決（最判平成5年2月25日裁判集民事167号359頁）と考えられるところ、この判例は、いわゆる抽象的不作為請求に関するものであって、積極的な作為を求める本件とは事案が異なる。

(オ) このように、主位的請求は、そもそも実現可能性がない上、被告がすべき作為の具体的内容及びその実現方法を何ら特定していないものであって、不適法である。

(2) 予備的請求1について

① 原告らの主張

主位的請求と同じ。

② 被告の主張

セシウム137のみを除去する方法は技術的に確立されていないし、予備的請求1では被告がすべき作為の具体的内容及びその実現方法が何ら特定されていない。

よって、予備的請求1は不適法である。

(3) 予備的請求 2 について

① 原告らの主張

(ア) 後記の被告の主張(ア)に関しては、農閑期に客土工事を行うのであれば、土壌と作付けにより生じる稲や苗などの土壌以外のものとを区別し、土壌のみを取り除くことが可能である。

(イ) 後記の被告の主張(イ)に関しては、例えば建物収去請求では、建物の収去により生じた木材等の処理方法は特定されておらず、本件でもこの点についての特定は不要である。また、その点を措くとしても、客土工事により生じた汚染された土壌は被告の所有地に運び込めば足りる。

(ウ) 後記の被告の主張(ウ)に関しては、現在、本件各土地が水田として機能していることから明らかなように、基盤層の下層は不透層ではない。

(エ) 後記の被告の主張(エ)に関しては、そもそも「同等」とは、ある程度幅のある概念であって、社会通念により決めるべき性質のものである。

また、土壌の物理的・化学的性質の測定方法は、有効態リン酸及び有効態ケイ酸を除いて確立しており、有効態リン酸については「トルオーグ法」、有効態ケイ酸については「たん水保温静置法」などといった測定方法があり、公的に確立しているものではないものの、いずれも一般的な測定方法であることから、請求の趣旨において、物理的・化学的性質の測定方法を特定する必要はない。

(オ) このように、予備的請求 2 は実現可能である上、実現を求めるべき結果が特定されているから、請求の特定がされているというべきである。

② 被告の主張

(ア) 本件各土地では、平成 23 年以降、作付けが行われているから、表面から 30 cm の土壌を除去するためには、土壌と作付けにより生じる稲や苗などの土壌以外のものを区別し、その中から土壌のみを取り除く必要があるが、そのような作業は極めて困難ないし不可能である。

(イ) 原告らが求める表面から 30 cm 以上の土壌の除去とは、どの範囲の土壌の除去を指し示すのかわ明らかなではない上、仮に、本件各土地の表面から 30 cm 以上の土壌のみを除去することができたとしても、このような作業により生じるセシウム 137 の土壌含有率が 50 bq/kg 以上にもなる汚染された土壌の移転先も明らかにされていない。

(ウ) 原告らは、本件各土地の土壌を除去した部分に 10 cm の耕盤層（日減水深 1 cm～2 cm）を造成することを求めているが、本件各土地に造成されるべき耕盤層の上限の層の水の透過性などが特定されなければ、上記のような耕盤層を造成することができるか否かは不明であるところ、本件では、この点について何ら明らかにされていない。

(エ) 本件各土地は多数に上っているところ、その大部分の土地については、その土壌の物理的・化学的性質が何ら明らかではない上、本件各土地と客土すべき土壌とが物理的・化学的に同等

か否かの判断基準も明確ではなく、そのような同等性を有する土壤の存否なども明らかではない。

また、客土工事前における本件各土地の田面の高さや、畦、水路及び道の各機能を維持する工事についても、その具体的内容が不明である。

(4) このように、予備的請求2は、被告がなすべき具体的な作為の内容が特定されておらず、また実現が不可能な作為を求めるものであって、不適法である。

(4) 確認の利益の有無

① 原告らの主張

ア 一般に、確認の訴え以外の紛争解決形態がある場合には、確認の利益は否定される。しかしながら、本件の主位的請求、予備的請求1及び同2は、いずれも給付の訴えではあるものの、現時点において、費用及び効果の点でしかるべき原状回復の手段が確定されているわけではなく、原告らとしては、これらの各請求の趣旨において記載した内容を超えて、本件各土地に対する侵害結果の具体的な排除方法ないし具体的な防止措置の方法を特定することは極めて困難であることから、仮に主位的請求、予備的請求1及び同2が却下された場合に備えて、予備的請求3を求めているのである。このような事情によれば、本件では確認の訴え以外の紛争解決方法はないというべきである。

イ 一般に、確認の訴えの対象は権利又は法律関係に限られるが、一定の事実を確認することにより抜本的な紛争解決ができる場合には、事実の確認であっても確認の利益が肯定される。そして、予備的請求3は、事実の確認を求めているように解されるものの、多分に法的な評価を伴うものであるから、確認を求める対象として適格性を有する。

ウ 被告が本件各土地に対する違法な妨害の有無を争っている本件において、裁判所が放射性物質による妨害状態があることを確認する旨の確認判決を下したならば、被告が本件各土地の原状回復に努める可能性が高く、紛争の抜本的解決をもたらすこととなる。また、あえて具体的な排除方法ないし防止措置の方法を特定しないことによって、原告らと被告が確認判決後に協議をし、本件各土地の原状回復の手段・方法として、そのときまでに開発された新たな放射性物質の除去方法が採用される余地がある。さらに、仮に客土の方法により土壤の入れ替えがされる場合でも、表土の成分を調整するなどし得る余地があるから、予備的請求3は本件各土地の原状回復を可能とする包括的な紛争解決をもたらし得るものである。

エ 本件原子力発電所から排出された放射性物質が本件各土地の所有権を現実に妨害しているにもかかわらず、被告は、本件各土地に対する妨害の有無を争っているのであるから、原告らの地位に不安ないし危険があることは明らかであって、本件では紛争の成熟性が認められる。

オ したがって、予備的請求3には確認の利益がある。

② 被告の主張

- ア 一般に、確認の訴えは、給付の訴えを提起することが可能な場合には、不適法である。そして、原告らは、主位的請求、予備的請求 1 及び同 2 において、被告に対し、本件各土地上の妨害状態に関する給付の訴えを提起しているから、確認の訴え以外の紛争解決手段がある。
- イ 予備的請求 3 は、本件各土地が放射性物質により妨害されているか否かという事実関係の確認を求めるものにすぎず、確認の対象とし適当ではない。
- ウ 予備的請求 3 は、確認判決を得て、その既判力により法律関係を確定することが権利保護にとって有効・適切な場合に該当するものではなく、給付の訴えにおいて前提となる事実関係（事実状態）を独立に確認の対象とするものにすぎないから、即時確定の利益を欠く。
- エ したがって、予備的請求 3 には確認の利益がない。

(5) 本件各土地に対する妨害の有無

① 原告らの主張

原告らは、本件事故前まで、本件各土地から、安全かつ安心な農産物を生産することができ、原告らが作った農産物を誰も喜んで食べてくれた。

しかしながら、本件事故の結果、放射性セシウムをはじめとする有害物質が本件各土地に含まれることとなり、そのため、原告らが安全かつ安心な農産物を生産・販売することなどができなくなってしまった。そればかりか、原告らは、本件事故により多くの取引先を失った上、米の全袋検査や放射性物質の吸収抑制対策としてカリウムの散布などを余儀なくされた。

このように、原告らは、本件事故のために、本件各土地を本件事故以前と同様に使用することができなくなっているから、本件各土地の所有権のうち、とりわけ使用権が侵害されている状態にある。

② 被告の主張

本件原子力発電所から排出された放射性物質が本件各土地の所有権を違法に妨害していることは否認ないし争う。次のとおり、本件事故に由来する放射性物質によって、本件各土地の所有権、とりわけその使用権が現実に違法に妨害されている状態にはない。

- ア 放射性物質であるセシウム 137 は、本件事故前である平成 17 年の時点においても、福島県内の土壌に一定量含まれていたことは明らかであるところ、本件各土地について、本件原子力発電所由来の放射性物質の具体的な数量は明らかではない。
- イ 原告らは、本件事故後の平成 23 年度については、本件各土地の全てで作付けを実施し、平成 24 年度については、原告甲所有の一部の田を除いた本件各土地で作付けを実施し、

更に平成 25 年度以降については、本件各土地の全てで作付けを実施しているが、このようにして作付けされた農産物は実際に出荷されているところである。

ウ 政府の除染ガイドライン及び各市町村の除染計画においても、本件各土地のような農地に対する除染方法としては、反転耕、深耕が有効かつ適切な除染方法として広く受け入れられており、田畑の土壤中にある本件事故に由来する全ての放射性物質を除去する必要はない。

エ 放射線の健康影響に関する国際的に合意された科学的知見よれば、100 mSv/y 程度の低線量被ばくであれば、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいものとなり、放射性物質による発がん性リスクの明らかな増加を証明することは困難とされている。また、本件事故において避難の基準とされている 20 mSv/y (3.8 μ Sv/h) 程度の被ばくも、他の発がん要因（喫煙、肥満及び野菜不足等）によるリスクと比較し十分に低い水準にある。さらに、本件各土地が所在する各市町村における空間放射線量は、平成 27 年 9 月現在、いずれも 0.2 μ Sv/h を大きく下回る状態にある。

3. 判 旨

(1) 主位的請求について

「訴状においては、請求の趣旨の記載が必要とされているところ（民事訴訟法 133 条 2 項 2 号参照）、その趣旨は、訴えによって判決を求める以上、審判の対象を特定するとともに、それにつきいかなる権利保護形式で、また、いかなる限度において、いかなる内容の判決を要求するかを明示することにある。

そして、請求の趣旨は、審判の対象たる訴訟上の請求、その請求について審判を求める限度、判決の権利保護形式ないし内容を、他と誤認混同のないように特定して表示しなければならないのであって、例えば、建物取去請求などのように実務上執行方法が確立しているようなものを除き、作為請求においては、将来、請求認容判決を代替執行（民事執行法 171 条）又は間接強制（同法 172 条）の方法で執行し得る程度に、求められる作為を特定して表示することが求められるものと解するのが相当である。

以上を前提に主位的請求の特定の有無について検討すると、…（略）…土壌から放射性物質のみを除去するための方法は現在あくまでも開発ないし検討段階に止まっているものと言わざるを得ないのであって、この点について、技術的に確立された方法が存在しているものとは証拠上認めるに足りず、主位的請求の執行方法として実務上確立している方法があるものとは認められない。

それにもかかわらず、原告らは、主位的請求において、本件原子力発電所由来の放射性物質のすべての除去を求めているのみであって、請求が認容された場合における被告がなすべき具体的

な行為は何ら明らかにはされていないのであるから、主位的請求は、代替執行又は間接強制といった強制執行が可能な程度に、被告に求められる作為を特定して表示したものとはいえない。

したがって、主位的請求は、請求の特定を欠き、不適法である。」

(2) 予備的請求1について

「原告らは、予備的請求1においては、被告に対し、本件各土地に含まれるセシウム137の濃度を50 bq/kgになるまで低減させることを求めているのみであって、予備的請求1が認容された場合に被告がなすべき具体的な行為は何ら明らかにはされておらず、代替執行又は間接強制の方法によって執行し得る程度に被告の作為を特定したものとはいえない。

よって、予備的請求1は、請求の特定を欠き、不適法である。」

(3) 予備的請求2について

「仮に本件各土地全ての物理的・化学的性質が判明したとしても、客土に要する土壌と物理的・化学的性質において同等か否かを判断するための方法として実務上確立したものがあるとは認められないところ、原告らはその方法を具体的に特定していないのであるから、予備的請求2は、代替執行又は間接強制の方法によって執行し得る程度に被告の作為を特定したものとはいえない。

さらに、…(略)…原告らが求める本件各土地の畔、水路及び道の各機能を維持する工事の具体的内容が抽象的かつ漠然としたものに止まっており、代替執行又は間接強制の方法によって執行し得る程度に被告の作為を特定したものとはいえない。

よって、原告らの予備的請求2は、請求の特定を欠いており、不適法である。」

(4) 確認の利益の有無について

「土壌から放射性物質のみを除去するための方法は現在ではあくまでも開発ないし検討段階に止まっているものといわざるをえず、この点について、技術的に確立された方法が存在しているものとは証拠上認めるに足りず、近い将来にそのような技術が開発される見込みが高いものとも認められない。…(略)…

したがって、仮に予備的請求3が認容され、原告らが本件各土地の所有権が放射性物質により違法に妨害されている旨を確認する判決を得たとしても、被告が任意に本件各土地の土壌内における放射性物質を除去するに至るものとはわかに考え難いのであって、予備的請求3を認容することにより、原告らと被告との間の紛争が有効かつ抜本的に解決されるものとはいえず、少なくとも即時確定の現実的な必要性を認めることはできないというべきである。

よって、予備的請求3は、確認の利益を欠き、不適法である。」

4. 解 説

(1) 物権的請求権に係る「請求の特定」

わが国の通説は、物権的請求権に関して、民法に明文の規定が存在しないにもかかわらず、所有権の内容を完全に実現することが何らかの事情によって妨げられている場合には、所有権者はその妨害を生ぜしめる地位にある者に対して、その妨害を除去し所有権の内容の完全な実現を可能ならしめる行為を請求することができる⁽³⁾と解されている。そして、妨害排除請求権が成立するためには、所有権の円満な状態に対する客観的に違法な侵害がなければならぬと考えられている⁽⁴⁾。たとえば、本件において問題となっている放射性物質のような、特定有害物が土地に含まれる場合についても、人の健康被害が生じるおそれが残るため、当該土地の所有権を円満な状態に対して客観的違法があると考えられる⁽⁵⁾。そして、妨害を排除して物権の正常な状態を確保しようとするための請求は、原則として相手方の費用での妨害の積極的排除行為を求めることを内容とするが、その具体的執行方法としては、有形的侵害状態を残さない侵害については間接強制（民事執行法 172 条）、有形的侵害状態が残る侵害については、請求者は裁判所の授權決定を得て代替執行により第三者をして排除の措置を講じさせ、その費用を相手方に請求することができ（民法 414 条 2 項、民事執行法 171 条）、授權決定を得ずして請求権者がかかる措置を講じたときは、その費用は事務管理（民法 702 条 1 項）もしくは不当利得（民法 703 条以下）として請求することになるとされる⁽⁶⁾。

ところが、本件判決は、主位的請求について、「請求が認容された場合における被告がなすべき具体的な行為は何ら明らかにはされていないのであるから、主位的請求は、代替執行又は間接強制といった強制執行が可能な程度に、被告に求められる作為を特定して表示したものとはいえない」と判示し、予備的請求 1 および 2 についてもほぼ同様の理由を以て判示し、いずれの請求も特定を欠くために不適法であるとした。本件において、原告らは、物権的請求権に基づく作為義務（除染）を請求しているのであって、不法行為（作為義務違反）を理由とする原状回復を請求しているのではない。ところが、本件判決は、請求内容についてかなり具体的な特定を求めている。なるほど、不法行為に係る訴訟においては、損害の発生が必須要件であり、原告においてその損害の範囲と具体的な金額を特定することは必要不可欠であろう。しかし、物権的請求権に基づく請求内容は、不法行為訴訟と同様に具体的、かつ詳細に特定しなければならないのであろうか。

もとより、わが国の民法は金銭賠償を原則としており、名誉棄損の場合（民法 723 条）や鉱業法に基づく鉱害の場合（鉱業法 111 条 2 項但書）のように明文の規定が存在する場合および当事者に特約がある場合に原状回復を認めてきた。明文規定や当事者に特約が存在しない場合に原状回復を認めるか否かについては、学説・判例はこれを否定してきた⁽⁷⁾。他方で、具体的に被害者

や加害者双方の利害得失を考慮して、必要に応じて原状回復を認めるべきであるという考え方⁽⁸⁾や、原則としては明文規定が必要だとしても、原状回復の方が適切だと考えられる場合には、その明文規定の類推適用を認めるなど、柔軟な対応が必要ではないかという考え方⁽⁹⁾もある。不法行為を理由とする原状回復請求に際しては、原告側が不法行為について証明責任を負うことはもちろん、被告が原状回復措置を講じることができない場合に代替的に予定される金銭賠償の金額を算定するためにも、原状回復方法については詳細に特定しなければならないであろう。

他方で、物権的請求権に基づく妨害排除請求に関しては、妨害者である被告において妨害行為はなかったことを証明できなければ、その時点で当該妨害を排除すべき義務は確定し、裁判所は、妨害者たる被告に対してただちに妨害排除を命ずる判決を下せばよく、排除行為が具体化できないあるいは不能であるということは、せいぜい被告において抗弁として主張すべきことであろう⁽¹⁰⁾。また、証明責任の分配という観点からも、物権の妨害がある場合には一応客観的違法なものと推定し、被侵害物権の権利行使を制限する諸事情は、相手方が証明責任を負うべきである、という見解もある⁽¹¹⁾。さらに、実務的にも、妨害排除請求をなす原告が特定すべき内容は、給付命令という形式を有する一定の具体的な請求権の存在、その行使可能性の存在およびその行使でありによって行うことになるが、給付の訴えの提起という請求権の行使としての請求で主張するところの効果の直接的なねらいは執行力であるから、その請求の趣旨では、特定された請求のうちの給付命令という形式部分を表示するだけでよい、という指摘もなされている⁽¹²⁾。

原告らも、主位的請求に係る主張において、「本件各土地の所有権に対する妨害の回復を求めるものの、被告がいかなる方法によって回復を行うのかという点についてまで請求権を有するものではない。また、原状回復の方法は複数存在するようであって、その選択は、放射性物質に関する専門的な情報ないし知見を有する被告に委ねるのが相当である」としたうえで、「被告が主に争うのは本件各土地に対する妨害の有無である」と主張している。このように、原告は、訴訟物が物権的請求権であり、不法行為に基づく原状回復請求ではないことを明確にしているのだから、前述の検証に従うならば、主位的請求は十分に特定されているというべきであろう。

なお、不法行為に基づく請求であったとしても、差止請求や受忍限度をめぐる請求の特定⁽¹³⁾に関して、これを厳格に求めるべきではないという考え方が現れている。たとえば、新幹線騒音の差止めめぐり抽象的不作為請求が適法とされた「名古屋新幹線訴訟（名古屋高裁昭和60年4月12日判決・下民集34巻1=4号461頁）」に関して、騒音や振動の発生メカニズムや具体的な侵害防止策とその効果や費用などの関係について専門的な情報や知見が必要な場合にまで、被害者である原告らに請求の特定を厳格に要求する場合には、新幹線の運行そのものを全面的に差し止めるという場合は別として、訴え提起を著しく困難ならしめ、あるいは必ずしも効果的ではない侵害防止策を選択した結果、勝訴判決を得たところで実効性がないものに終わらせることにもなりかねず、原告らは、一定数値以上の騒音や振動にさらされない権利を有しているだけで、具体的な侵害防止策を特定し、それに従うように被告に要求することは実体法的な規律と整合的で

はない，という見解がある⁽¹⁴⁾。

また，受忍限度の有無を判断するに当たって行われる「利益衡量」に関して，利益衡量の判断基準は被害者に傾かなければならないという見解も主張され⁽¹⁵⁾，さらに，判例が生活妨害関係訴訟，とりわけ差止訴訟に対して消極的である最大要因は，受忍限度論における総合衡量説であるという指摘もなされている⁽¹⁶⁾。なお，受忍限度が請求原因の問題か，それとも抗弁の問題なのかについては議論があり，学説上は抗弁とする見解が有力である一方で，判例は請求原因と解しているとされる⁽¹⁷⁾。本件判決も，原告の主張に基づいて受忍限度を判断しようとしていることから，請求原因として解していることは明らかである。しかし，騒音問題を含む公害によって人格権侵害がある場合において，そこではすでに権利侵害が発生しているのであるから，違法性ではなく，加害者側の正当化事由が問題となるはずで，受忍限度は抗弁と解するのが適切であるという見解⁽¹⁸⁾を強く支持するものである。

このように，不法行為訴訟における請求の特定についても，原告にばかり特定の責を厳格に負わせることは適切ではなく，紛争解決の途を閉ざしてしまうことになりかねない。

(2) 確認の利益

原告らは，給付の訴えである主位的請求，予備的請求1および予備的請求2が却下された場合に備えて，放射性物質による妨害状態の存在を確認する訴えを，予備的請求3として求めた。確認の訴えは，訴訟物が法律関係の確認を目的とするもので，執行力を有さないことから補充的な機能が期待されるのみであるが，確認対象が広範に及んで無益な紛争を誘引する可能性があることから，訴えに際しては，①方法選択の適否（原告・被告の具体的紛争の解決にとって，確認訴訟→確認判決という手段が有効・適切であるか），②対象選択の適否（確認対象として選んだ訴訟物が，原被告間の紛争解決にとって有効・適切か），③即時確定の利益または紛争の成熟性（原被告間の紛争が確認判決によって即時に解決しなければならないほど切迫した成熟したものか），④被告選択の適否（訴訟物たる権利または法律関係について確認判決による紛争の解決を図るのに有効適切な被告を選んでいるか），という4つの観点によって確認の利益が判断されている⁽¹⁹⁾。そして，確認の利益は，原告の法律上の地位に不安ないし危機が現に生じており，それを除去する方法として，原告と被告間で確認訴訟の対象たる権利または法律関係の存否について判決することが有効適切である場合に認められる。

原告らは，とくに②に関して，「被告が本件各土地に対する違法な妨害の有無を争っている本件において，裁判所が放射性物質による妨害状態があることを確認する旨の確認判決を下したならば，被告が本件各土地の原状回復に努める可能性が高く」，また「あえて具体的な排除方法ないし防止措置の方法を特定しないことによって，原告らと被告が確認判決後に協議をし，本件各土地の原状回復の手段・方法として，そのときまでに開発された新たな放射性物質の除去方法が採用される余地がある。さらに，仮に客土の方法により土壌の入れ替えがされる場合でも，表土

の成分を調整するなどし得る余地がある」から、原状回復を可能とする包括的で抜本的な紛争解決をもたらし得るものであると主張した。また、③に関しても、「本件原子力発電所から排出された放射性物質が本件各土地の所有権を現実に妨害しているにもかかわらず、被告は、本件各土地に対する妨害の有無を争っているのであるから、原告らの地位に不安ないし危険があることは明らか」であることから紛争の成熟性が認められると主張した。

これに対して、本件判決は、②に関しては「土壌から放射性物質のみを除去するための方法は現在ではあくまでも開発ないし検討段階に止まっているものといわざるをえず、この点について、技術的に確立された方法が存在しているものとは証拠上認めるに足りず、近い将来にそのような技術が開発される見込みが高いものとも認められない」として、技術的不確実性を理由として確認対象選択を不適とし、③に関しては「仮に予備的請求3が認容され、原告らが本件各土地の所有権が放射性物質により違法に妨害されている旨を確認する判決を得たとしても、被告が任意に本件各土地の土壌内における放射性物質を除去するに至るものとはにわかに考え難いのであって、予備的請求3を認容することにより、原告らと被告との間の紛争が有効かつ抜本的に解決されるものとはいえず、少なくとも即時確定の現実的な必要性を認めることはできないというべきである」として、即時確定の利益（紛争の成熟性）を否定した。

しかし、原告らは、放射性物質を除去する方法についていくつかの具体的方法を提示し、このうちのいずれを採用するかを原告側であえて特定しないのは、その後被告と協議調整等して、より良い選択肢を以て紛争の解決に至らんとせんがためであると主張しており、決して技術的不確実性を以て具体的な除染方法の特定をしなかったわけではない。この点について、裁判所は、はじめから除染方法が技術的に不確実ないしは不能であるという先入観を持っていたのではないかと思わざるを得ない。また、原告らが確認判決を得たとしても、「被告が任意に本件各土地の土壌内における放射性物質を除去するに至るものとはにわかに考え難い」から、紛争は有効かつ抜本的に解決されないと判示した部分については、それほどまでに被告は信用に足らず、放射性物質の除染事業や紛争解決に対しても非協力的であると裁判所が評価しているものといえ、そうならば、原告らの地位は引き続き不安ないし危険な状態に置かれているのだから、紛争は成熟しているのではないだろうか。本件判決における、判断基準には大いに疑問が残るといわざるを得ない。

《注》

- (1) 「あやまれ・つぐなえ・なくせ原発被害 福島原発被害弁護団」ホームページ <https://www.kanze-n-baisho.com/>（最終閲覧日：2017年5月20日）
- (2) 本事案に係る裁判過程および判決に対する評価については、片岡直樹「放射能汚染除去に関する民事裁判が提起する法の課題」『現代法学』第31号（2016）3頁以下が詳しい。
- (3) 我妻榮著＝有泉亨補訂『新訂 物権法（民法講義Ⅱ）』（岩波書店，1983）21頁。また、広中俊雄『物権法（第2版増補）』（青林書院，1987）263頁は、物権的請求権を、物権の効力および物権侵害

に対する防御手段としてこれを認める，と解する。

- (4) 同上書 266 頁。
- (5) 深津功二「土壌汚染と不作為の不法行為・妨害排除請求権——東京地裁平成 24 年 1 月 16 日判決」NBL 971 号 (2012) 7 頁。同論文は、この点につき、福島第一原発事故により放出された放射性物質について、当該土地の土壌及び芝にセシウムが存することにより、当該土地の使用、収益又は処分には何らかの不利益な影響が及ぶことは否定できない、と判示した判例（東京地裁平成 23 年 10 月 31 日決定・判例集未登載）を引用する。
- (6) 舟橋諄一＝徳本鎮『新版注釈民法（6）物権（1）〔補訂版〕』（有斐閣，平成 21 年）203 頁。
- (7) 判例としては、大審院明治 37 年 12 月 19 日判決・民録 10 卷 1641 頁，大審院大正 10 年 2 月 17 日判決・民録 27 卷 321 頁等があり，学説としては，四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為 下巻』（青林書院，1985）475 頁，澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為（第 3 版）』（有斐閣，2001）110 頁等がある。
- (8) 加藤一郎『不法行為法（増補版）』（有斐閣，1974）215 頁。
- (9) 吉村良一『不法行為法（第 5 版）』（有斐閣，2017）121 頁。
- (10) 大江忠『第 4 版 要件事実民法（2）物権』（第一法規，平成 27 年）126 頁は、「所有権妨害排除請求権の内容は，妨害の除去を請求することである。そして，妨害の除去を妨害者の費用をもって請求できるといわれるが，具体的には判決において被告である妨害者に妨害物を除去することを命じた場合，被告が任意に自己の費用をもって履行しなかったときは，原告は民事執行法 171 条によって代替執行の方法をとることとなり，かつその費用を請求することができることを意味する」とする。
- (11) 前注(6)船橋＝徳本書 211 頁。
- (12) 並木茂『要件事実論概説 I 総論』（信山社，2014）101 頁。
- (13) 差止請求と原状回復請求とでは，救済方法において異なるという批判が予想されるが，幾代通＝徳本伸一補訂『不法行為法』（有斐閣，1993）289 頁は、「原状回復，差止，侵害排除などの語は，言葉としての力点の置き方に若干のニュアンスの差があるが，金銭賠償でない救済方法を指称するのに用いられるという点では，本質的にはちがったものが考えられているわけではない」として，両者を厳密に区別しない。また，吉村良一『不法行為法（第 5 版）』（有斐閣，2017）120 頁は、「例えば，工場排水の流入による被害のような継続的な侵害の場合，差止と原状回復の区別は必ずしも容易ではなく，また，ある救済策が同時に過去の損害の回復にもなり将来の侵害の危険を除去するものであることも少なくない」とする。
- (14) 原強「請求の特定——東海道新幹線騒音事件」高橋宏志＝高田裕成＝畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選（第 5 版）』（有斐閣，2015）70-71 頁。
- (15) 沢井裕『公害差止の法理』（日本評論社，1976）93 頁。
- (16) 戸谷祐太「生活妨害における受忍限度論の再構成」『学生法政論集』（九州大学法政学会）4 号（2010）47 頁。
- (17) 大塚直『環境法 BASIC（第 2 版）』（有斐閣，2017）397-398 頁。
- (18) 同上書 398 頁。
- (19) 新堂幸司『新民事訴訟法講義（第 5 版）』（弘文堂，2011）270 頁。

（原稿受付 2017 年 5 月 31 日）

産業集積における財産権の役割

— 明治・大正期の羽二重産地を例に —

小木田 敏彦

要 旨

明治・大正期に深刻化した粗製濫造問題を克服する上で、知的財産権は重要な役割を果たしたと考えられている。そこで、本稿では各地の同業組合が証票を使用していたことに注目し、産業集積において財産権が果たした役割について検討を試みた。まず、方法論に関して、財産権理論を用いて経済発展の歴史を分析した研究としては、ノース&トーマス(1980)がある。そこで、本稿ではまず財産権理論を用いた歴史分析の枠組みの具体例を提示した。また、適用対象としては、明治20年代に福井羽二重産業において取引ルールが変更される過程、および明治期の福島県川俣地方において力織機化によって雇用関係が変化する過程を選定した。前者は権利関係を明確化することで利害の対立・調整という従来の見解に新たな知見を加えることを目的とし、後者は非市場社会に適用可能であるという理論的特性を地域分析に活かすことを目的としている。そして、双方の事例において、財産権の確立が市場の効率性を向上させることが確認された。福井県ではレモン市場を克服する過程で生産者と流通業者の間で財産権の調整が行われ、品質に関する効率的な財産権が確立された。また、川俣地方では年季制度が労働市場の成立を阻害していたが、力織機化によって労働過程における財産権が確立され、地域的な労働市場の成立に繋がった。

キーワード：産業集積、財産権、品質管理制度、労働市場の成立、羽二重産業

はじめに

1. 問題意識 — 財産権に注目する理由 —

近年、開発経済学から、マーシャル的集積が一定の段階に達すると、粗製濫造問題に直面することが指摘され(園部・大塚2004)、この見解は日本経済史の側からも支持を得ている(橋野2007)。粗製濫造は取引市場を利用する費用を高騰させる。このため、品質保証制度が整備されていない途上国においては、ブランド確立において「企業(firm)」が優位性を持つとされる(園部・大塚2004)。しかし、品質保証制度が完備していれば、「市場(market)」が優位を保ち得る。たとえば、経済地理学者の合田(1994)は戦前期の日本において、同業組合が粗製濫造問題の克服に大きく貢献したと指摘している。この指摘を裏づけるために、拙稿(2017)では粗製

濫造を「市場の失敗 (market failure)」と捉える具体的な視点を提示し、羽二重産業において各地の同業組合がその克服に果たした実例を提示した。

優位性が「企業」と「市場」のいずれにあらうと、優位性が商標という知的財産権によるブランドの確立を前提としている事実が変わりはない。ここに本稿が「財産権 (property rights)」^①の役割に着目する初発の理由が存在する。たとえば、福井羽二重産業は優れた品質検査体制を構築し、同業組合が実施した等級検査を証票により明示することで、産地ブランドを確立することに成功した。福井県絹織物同業組合は1897 (明治30)年に制定された「重要輸出品同業組合法」のモデルとなった模範的な組合であった (小木田2017)。福井産地の発展に関して、橋野 (2012: 99) は「公共財的性格をもつ『ブランドの享受』という集積の経済があったために、地域的拡大・分散をとめないつつも、福井が一つの産業集積として機能した」と指摘している。この「公共財的性格」に関しては明確な規定がないものの、「財産権」を「公共財 (public good)」とするノース&トーマス (1980) の発想に極めて近いように思われる。

《新しい経済史》の旗手であるノース&トーマス (1980: 2) は、「効率的な経済組織が成長の鍵である (efficient economic organization is the key to growth)」として財産権の役割を重視している。岡崎 (2005: 60) は《新しい経済史》における財産権の役割を①「市民相互の取引において、契約の執行を担保する」こと、②「国家自身が恣意的に市民の財産を奪わない」ことに求めている。このように国家は財産権に対して二律背反的な存在であり、たしかにこの観点はノース&トーマス (1980) による歴史分析の骨格をなしてはいる。しかし、財産権理論そのものは等閑視されており、「効率的な財産権 (efficient property rights)」という観点が歴史分析に有効であることは説明されていない^②。また、コース (1992: 11) の言葉を借用すれば、ノース&トーマス (1980) は「争いごとを裁く裁判所 (a court for setting disputes)」を付設した「過去の伝統的な市場 (the traditional market for the past)」に関する分析である。したがって、比較的「効率的な財産権」でしかない。これに対して、近代日本の分析に必要なのは、「新しい市場 (new markets)」を分析する視角である。そして、以上は拙稿 (2017) で提起した「産業集積の効率性」という問題とも密接に関連する。

2. 問題の所在と本稿の構成 — 財産権理論の有効性 —

財産権理論を分析視角にするに際して問題となるのは、この理論が経済地理学のみならず、日本経済史や開発経済学においても馴染みが薄く、かつ極めて難解だということである。しかし、「財産権はつねに社会の制度的枠組の中に埋め込まれている (property rights are always embedded in the institutional structure of a society)」 (ノース&トーマス1980: 8-9) という指摘は、少なくとも経済地理学者の眼をも引かざるを得ないはずである。たとえば、「粗悪品をその地域の商標を使って (under the local trademark) 販売することの禁止」 (ピオリ&セーブル1993: 43) といった規制は、その地域の製造業者や流通業者の態度次第で有効性に大きな違い

が生じた（小木田 2017）。この違いを説明する上で、それぞれの地域経済における財産権の「埋め込み（embeddedness）」は重要な観点となるのであって、本稿はその事例の提示を目的としている。それにはまず財産権理論の概要と歴史分析の応用例から説明する必要がある、本稿ではノース&トーマス（1980）に沿って紹介することとする。

事例を提示するに際して、財産権理論の具体的なメリットを先走ってあげておこう。まず、そのメリットのひとつとして、権利関係を明確化できる点をあげることができる。同業組合研究に関しては、階級史観の影響の下で内部における利害対立に関心が集まってきた。解散に際して川俣絹織物同業組合が引き起こした激しい内紛はその典型例とされてきた。これに対して、拙稿（2017）では利害調整という新たな観点を提示した。しかし、利害調整では説明できない問題もある。たとえば、福井羽二重産業に関しては、「社」と呼ばれる機業家の自主流通組織が発展に大きく寄与したことで知られる（石井 1965）。たしかに「社」は生糸＝羽二重商と激しく対立した。しかし、生糸＝羽二重商もまた羽二重産業の発展に大きく貢献していた。したがって、問われるべきは、この対立が地域経済の発展という文脈の中でどのような意味をもっていたのかである。そこで、本稿では財産権理論の観点からこの対立の中で双方が果たした役割を明確化し、双方がそれぞれの立場から地域経済の発展に貢献したことを明らかにする。

また、もうひとつの具体的なメリットに、非市場社会に関する分析にも有効な視角だという点をあげることができる。この問題に関して有名なのは、財産権理論の先駆者のひとりであるデムゼッツ（2005）が、アメリカ大陸北東部のラブラドル半島に居留するモンターニュ族というインディアンが、ビーバーの毛皮交易の拡大に伴って財産権を設定することで乱獲による枯渇を防ぎ、共有資源の確保に努めたことに言及していることであろう。文化人類学や法学の分野では非市場社会にも財産権が存在したことは広く認められている。たとえば、民法学者の加藤（2001: 4）も財産権が「書かれた歴史が始まる以前に発生した」と指摘し、日本の入会権に関して独自の見解を提示している。従来、とすれば非市場社会は「遅れた社会」、あるいは「生産力が低い社会」とみなされてきたが、デムゼッツ（2005）は財産権理論を奴隷制度の分析に対しても応用している。本稿ではこの応用の仕方にヒントを得ながら、福島県川俣地方における年季制度の問題についても再検討を行う。

I 財産権理論の概要と《新しい経済史》の分析視角

1. 外部性と財産権の役割 — 歴史的事例とともに —

財産権がどのように効率的な経済組織を生み出すのだろうか。この問題に関して、ノース&トーマス（1980: 2）は「個人の経済的営為（individual economic effort）」を「私的収益率を社会的収益率に近づける（bring the private rate of return close to the social rate of return）」活動に導く「誘因（incentive）」を生み出すことにであると指摘する。このうち、「収益率」とは

経済活動に要する「費用 (costs)」に対してその活動から得られる「便益 (benefits)」の比率を指しており、経済学では「私的収益率」と「社会的収益率」の乖離を「外部性 (externalities)」と呼ぶ。そして、財産権の役割とは、「外部性を幅広く内部化する (achieve a greater internalization of externalities)」ための「誘導的なインセンティブ (guiding incentives)」を与えることにある (デムゼッツ 2005: 47)。要するに、財産権とは「外部性」を限りなく小さくするための制度的な仕組だということである。

以上のように、財産権理論を理解する上で鍵となるのは「外部性」に関する理解である。そこで、まずは理論的に説明しよう。デムゼッツ (2005: 46) は「外部性は曖昧な概念」であって、「外部費用、外部利益、そして金銭上および非金銭上の外部性」を検討の対象に含めるとしている。ある人の経済活動によって、第三者が利益を享受したり、不利益を被ったりしたとする。しかし、第三者が発生源に利益を還元したり、不利益を負担させたりしなければ、「外部利益 (external benefits)」や「外部費用 (external costs)」となる。また、以上の影響が市場を介している場合が「金銭的外部性 (pecuniary externalities)」であり、市場を介さない場合が「非金銭的外部性 (nonpecuniary externalities)」であって、「非金銭的外部性」は「技術的外部性 (technical externalities)」とも呼ばれる。マーシャル的集積に見られる「中間投入財 (intermediate inputs)」や「集中化された労働市場 (labor market pooling)」は「金銭的外部性」の例であり、「技術の波及 (technological spillover)」は「非金銭的外部性」の例とされる。

ノース&トーマス (1980) は非金銭的な「外部利益」と「外部費用」を主対象としている。「外部利益」の一例として、ノース&トーマス (1980: 5) は 1761 年におけるクロノメーターの発明をあげている。この発明によって航海中の船上で経度を正確に測定できるようになったため、大航海時代に頻発した海難事故が激減した。つまり、「船舶の損失 (ship losses) を減らし、貿易コスト (the costs of trade) を低下させる」という莫大な「社会的利益 (social gains)」あるいは「社会的便益 (social benefits)」が生じた (ノース&トーマス 1980: 5)。しかし、この利益を発明者に還元する制度的な仕組はなく、すべてが「外部利益」となった。たしかに発明者ジョン・ハリソンは国王から多額の懸賞金を獲得したが、「知的財産に排他的な権利をあたえる法律 (a law assigning exclusive rights to intellectual property)」(ノース&トーマス 1980: 5) があれば、「外部利益」の多くの部分が発明者にフィードバックされることになるため、発明に対する大きなインセンティブになったはずである。

これに対して、「外部費用」の一例として、ノース&トーマス (1980: 6) は「海賊 (pirates)」や「私拿捕 (privateers)」による被害をあげている。海賊や私拿捕は「どこにでも出没する貿易の受益者 (beneficiaries of trade)」であったが、北アフリカを拠点とする「海賊の脅威は、商業の費用 (the costs of trade) を高め、商業範囲 (its extent) を縮小させた」(ノース&トーマス 1980: 6)。つまり、海賊や私拿捕が享受した「私的便益」により、「商業範囲を縮小させる」という莫大な「社会的費用 (social costs)」が発生していた。しかし、その「社会的費用」を海

賊や私拿捕にフィードバックさせる制度的な仕組などないため、必然的に「外部費用」となった。この場合、「公共財」という形で海上交易における財産権を提供し、貿易業者の「私的収益率」を高めることで国際貿易を促進し、「社会的収益率」を大きく高めるより他なかった。

しかし、当初、イギリスは「海軍の護衛 (naval protection) よりも費用がかからなかった」ため、海賊に対して「賄賂 (bribes) を支払う」という解決法を採用した (ノース&トーマス 1980: 6)。ノース&トーマス (1980: 6) は「貿易から上がる所得利益 (income gains) は賄賂を差し引いても十分大き」かったことを強調しているが、財産権の理解にとって、この問題は次に紹介する3つの意味で重要である。第一に、財産権は「権利の束 (the bundle of rights)」(デムゼッツ 2005: 45) をなしており、個々の「権利」が取引の対象となり得る。このため、コース (1992: 171) は「権利」が「生産要素 (factor of production)」のひとつであって、その中には「有害な影響をもった何事かを行う権利 (the right to do something which has a harmful effect)」も含まれると指摘している。つまり、騒音や煙害を発生させることも「権利」に含まれるのである。この観点に立てば、海賊行為も「権利」のひとつと見なせるのであって、イギリスは海賊行為を行う「権利」を買い取って、貿易業者の「私的収益率」と国際貿易による「社会的収益率」の乖離という問題を解決していたという解釈が成り立つことになる。

2. 財産権の発生と調整について — 歴史分析への応用 —

第二に、通常、財産権の確立には様々な理由で費用が伴う。このため、デムゼッツ (2005: 50) は財産権が「内部化の利益 (the gains of internalization) が内部化のコスト (the costs of internalization) よりも大きくなる」場合に発生すると指摘する。しかし、「内部化の利益」や「内部化の費用」は技術的、あるいは社会経済的条件に規定されており、一般にはその条件に見合った財産権が既に成立している。言い換えれば、財産権は「社会の制度的枠組の中に埋め込まれている」ことになる。しかし、前提条件が変われば、埋め込まれ得なくなった古い財産権に代わって新たな財産権が登場する。前述の海賊の場合、「貿易の拡大につれ (with the expansion of trade), 海賊行為の完全な排除が最も安価な代替策 (the cheapest alternative) であることがやがて判明した」(ノース&トーマス 1980: 7)。この結果、海賊行為は「海軍による国際的な財産権の施行 (the international enforcement of property rights by navies) のために消滅した」のであった (ノース&トーマス 1980: 6)。

そして最後に、新旧の財産権が入れ替わる際に、取引の当事者間で権利関係の調整が行われる。この点からみれば、海賊とは調整の余地などあろうはずがなく、かなり特殊な事例だと言える。注目すべきは、むしろ「過去の伝統的な市場」における古い財産権と、「新しい市場」における新しい財産権の調整過程である。より一般的な状況として、デムゼッツ (2005: 50) は「新しい技術の発展 (the development of new technology)」や「新しい市場の開放 (the opening of new markets)」によって生じた変化、つまり「古い財産権が殆ど適合することのできない」

変化によって、「新しい利益—費用の可能性への調整 (adjustment to new benefit-cost possibilities)」の必要性が生じ、「新たな財産権 (new property rights)」が発生すると指摘している。技術的、あるいは社会経済的变化によって、「新しいまたは異なった有益及び有害な諸効果 (new or different beneficial and harmful effects)」(デムゼッツ 2005: 49)、つまり新たな「外部利益」や「外部費用」が発生し、内部化へのインセンティブとなるというのである。

技術的、あるいは社会経済的变化の意義に関して、デムゼッツ (2005: 49-50) は「市場価値 (market values)」や「欲望 (aspirations)」の変化を伴うことを重視し、内部化が「経済的諸価値における変化 (changes in economic values) の結果」だと断言している。これは冒頭で紹介した北東部のインディアンと南西部のインディアンの対照性を分析した結果である。北東部のインディアンは猟区を設定し財産権を確立することで、ビーバーの乱獲という「外部性」に対処した。乱獲はヨーロッパへの毛皮輸出の開始によって、ビーバーの「市場価値」やインディアンの「欲望」に変化が生じたことに起因していた。これに対して、南西部のインディアンはバッファローに関して財産権を確立するには至らなかった。この原因として、デムゼッツ (2005: 54) はビーバーとは異なって、バッファローが①「商業的重要性をもった動物 (animals of commercial importance)」ではなく、②「平原を幅広く移動する (wander over wide territories) 習慣を持っている」ことをあげている。つまり、バッファローの「市場価値」に変化がなかったため、乱獲のような「外部性」は発生せず、また仮に発生したとしても財産権の確立には莫大な費用が必要であったため、財産権が設定されなかったということである。

ノース&トーマス (1980) にも同様の展望が示されている。つまり、まず「新しい財産権の創設は (the creation of new property rights), 経済単位が協同し、また競争できる方策を定義づけ、具体化するための新しい制度的取り決め (new institutional arrangements) を必要とする」(ノース&トーマス 1980: 9)。このため、「いったんそれらの権利が確立されるや、最初の一連の所有権の創設 (the initial creation of a set of property rights) と制度の運営 (the operation of the system) との間で、調整 (adjustments) が不可避免的に起る」(ノース&トーマス 1980: 8)。このような観点から、ノース&トーマス (1980: 7) は「歴史的に、なぜ所有権が発展して、私的収益 (private returns) が社会的収益 (social returns) に均衡 (parity) するようにならなかったのか」、つまり外部性を内部化する費用をそれによって得られる利益よりも莫大なものとしていた歴史的要因とは何なのかという問題を提起している。

3. 《新しい経済史》の方法論に対する批判的検討

財産権理論は歴史分析に有効な視角となるが、ノース&トーマス (1980) には2つの方法論が併存している。ひとつは財産権の調整に関して国家権力を介在させない方法である。たとえば、二圃式農業から三圃式農業へ、そして三圃式農業から穀草式農業への転換はこの方法で検討されている³⁾。もうひとつは国家権力を介在させる方法である。《新しい経済史》の最大の方法論的

特徴は、「新しい制度的取り決め (new institutional arrangements) は、それを創設することから生じる私的な便益 (the private benefits of their creation) が費用を越える見込みがない限り、提起されることはない」(ノース&トーマス 1980: 9) というシェーマを国家に適用している点にある。このため、岡崎 (2005: 7) は「国家による財産権保護に対象が限定されてい」と批判的なのだが、財産権理論が明治維新の歴史的意義を再検討するに際して、壮大で、かつ新たな視角にもなり得る点は評価すべきであろう。

スペインの分析で具体的に検討しよう。スペインは「羊飼いのギルド (the shepherd's guild)」である「メセタ (the Mesta)」に与えた「スペインの土地を通過する特権 (exclusive rights to drive their sheep across Spain)」を主要財源のひとつとしていた (ノース&トーマス 1980: 6-7)。しかし、農民にとって羊は害獣でしかなかったため、より豊かな財源を確保するためには「完全な私的土地所有権 (fee-simple absolute ownership of land)」(ノース&トーマス 1980: 6) を確立して農業を育成する必要があった。しかし、農業を犠牲にして「メセタ」からの税収を優先したため、スペインは「失格者 (the also-ran)」の道を歩むこととなった。その理由に関して、「最終的な歳入 (the ultimate revenues) がおぼつかなかっただけでなく」、「再編 (re-organization)」や「徴税 (collection)」に要する費用が「改革の着手による利益 (the gains of undertaking such reforms) を上回った」ため、スペイン国王が改革を怠ったからだと指摘されている (ノース&トーマス 1980: 8)。

しかし、国家権力を介在させずに、財産権を設定することも理論的には可能である。ノース&トーマス (1980: 7) もこのことを承知しており、「では、行詰った土地所有者たち (the beleaguered property owners) は、彼らの土地を通過しないよう羊飼いに賄賂 (bribing) を贈るという英国の方策 (British policy) に従う可能性はあったであろうか」という問題提起を行っている。その上でノース&トーマス (1980) はこの可能性を否定しているのだが、その理由は「そのような計画を支持するすべての土地所有者を集結させること (rallying all property owners) は、期待された便益を越える費用 (costs greater than the expected benefits) を意味した」(ノース&トーマス 1980: 7) からとされている。フリーライダー問題により、すべての土地所有者から同意を得るには莫大な費用がかかるという意味である。つまり、「それぞれの個人は賄賂を負担すること (contributing to the bribe) を避け、他のすべての人々の負担から便益を得よう (benefit from the contributions of all the others) と望んだ」ことが根本的な原因とされている (ノース&トーマス 1980: 7)。

しかし、この説明は国王からの特権が譲渡可能でなければ成り立たない。また、仮に譲渡可能であったとしても、羊を飼育し続けるのか処分するのかという問題も残っている。この点でやや拙速な議論だと印象は拭い去りがたく、方法論を性急に一本化するための方便ではなかろうかという邪推に駆られる⁽⁴⁾。ただし、オルタナティブな視点の有効性に関して、ノース&トーマス (1980: 10) は「自発的な団体 (voluntary groups) が、財産権を限られた範囲で保護した

(protect property rights on a narrow scale) ありさまを思いうかべることができる」と述べてもおり、むしろ穿った見方とも言える。この場合、必然的に共同体に注目が集まる。デムゼッツ (2005: 50) も財産権の発生と調整が「技術とそれに関連する価格の変化 (changes in technology and relative prices)」への対応である以上、「私的所有権に対する共同体の選好 (a community's preferences for private ownership)」や「共同体の嗜好 (a community's tastes)」を考慮する必要があることを強調している。そこで、次章では近代日本の事例に基づいて、以上の問題について検討してみたい。

II 財産権理論から見たレモン市場 — 福井羽二重産業を中心に —

1. 「新しい市場」の創設 — 「社」の歴史的位置づけ —

市場制度は歴史的に進化を遂げてきた。「商品取引所 (commodity exchanges)」は「新しい市場」の一例であり、「通常、取引が行われる施設を所有 (もしくは賃借) している取引業者のグループ (a group of traders) (取引所や市場のメンバーたち (the members of the exchange)) によって組織されている」(コース 1992: 11)。また、「すべての取引所」において、たとえば、「取引が行われる時間、取引される対象 (what can be traded), 参加者の責任 (the responsibilities of the parties), 決済の条件 (the terms of settlement)」など、「そこで市場の取引に参加する人々の活動 (the activities of those who trade in these markets) について細かく規制を行っている (regulate in great detail)」(コース 1992: 11)。さらに、「すべての取引所が紛争を裁定する機関 (machinery for the settlement of disputes) をもち、取引所の規則に違反したものに処罰を課す (impose sanctions)」ことになっている (コース 1992: 11)。

市場制度は「取引費用 (transaction cost)」軽減の努力を積み重ねることで進化した。ノース&トーマス (1980) は「取引費用」を「調査費用 (search costs)」、「交渉費用 (negotiation costs)」、「実施費用 (enforcement costs)」の総体として捉えている。この観点から、「過去の伝統的な市場」と比較しよう。まず「調査費用」とは「取引の交渉を行う潜在的な買い手と売り手を設定することに伴う費用 (the costs involved in locating potential buyers and sellers with whom to negotiate trades)」(ノース&トーマス 1980: 185) である。中世における市や大市、そして近世におけるアムステルダムのような「ただ一つの中心地 (the only central place)」は「調査費用」の軽減に貢献した。しかし、商品別に取引の専用施設を設置することによる費用の軽減は明らかにその比ではない。

また、「交渉費用」とは「交換の条件についての交渉 (the negotiation of the terms of the exchange)」(ノース&トーマス 1980: 131) に要する諸費用の総額である。かつては交換や支払いの方法も交渉の対象であったが、あらかじめ規制を設けておけばそうした費用や手間を省くことができる。そして、最後の「実施費用」とは「取引契約の条件を確実にするための費用 (the

costs of ensuring that the terms of the trading contract were met as negotiated)」（ノース&トーマス 1980: 186）である。商品取引所ではこの問題に「取引を行なう許可を差し止める（the withholding of permission to trade）という罰則」（コース 1992: 12）を設けることによって対処している。

福井羽二重産業における「社」は、ほぼ「新しい市場」の特徴を備えていた。機業家の自主流通組織である「社」は定期的に羽二重市を開催し、仲買商に製品を販売していた。仲買商とは各地の機業家と福井市の産地問屋の仲介する流通業者である。「社」が開催した羽二重市は「商品取引所」としての機能を有しており、「調査費用」と「交渉費用」の軽減に大きく貢献していた。また、「実施費用」の軽減に関しても、「社」のネットワークである「各社联合会」が大きな役割を果たしていた。以下で詳細に検討しよう。

仲買商は羽二重市で取引契約を結んだ3日後に代金を支払うルールになっていたが、稀に「一旦買入手續ヲ結了シ現品ヲ持ち去リタル後」に「過日ノ品物ニハ傷アリシ」、あるいは「丈尺不足アリシ」といった「種々ノ故障ヲ付シテ返却スルコト」があった（高等商業学校 1901: 56）。仲買商にも事情は様々あろうが、たとえ機会主義的な意図によるものではなかったとしても明らかに契約違反であって、「已ニ買入手續ヲ了セル後ニ於テ返却スルカ如キハ不当ノ事タルヲ免レズ」（高等商業学校 1901: 56）という事実には変わりはない。このため、機業家は契約を順守させるために毅然たる態度をとる必要があった。

このような場合に、「各社联合会」は「多角的懲罰戦略（multiple punishment strategy）」を採用していた。つまり、契約違反を犯した仲買商に対して、「取引を行なう許可を差し止める」ために集団的な制裁を加えたのである。「各社联合会」は毎月15日に例会を開催しており、「联合会ニテハ若シ某仲買ニシテ機業家ニ向テ如此不当ナル暴挙アリタルトキハ爾今一同某者ト取引セザル旨ヲ議決スルヲ常ト」（高等商業学校 1901: 56）としていた。「一同」とは联合会に加盟するすべての「社」を指し、「某者」とは契約違反を犯した仲買商を指している。つまり、すべての「社」が仲買商のブラック・リストを共有していたのである。このため、「此議決ニ掛ルトキハ某仲買ハ福井県下ニ於テ営業スルコト能ハザルニ至」った⁽⁵⁾（高等商業学校 1901: 56）。

2. 取引ルールにおける外部性の内部化 — 品質における「効率的な財産権」の確立 —

問題は福井県においてどのようにして「新しい市場」が創設されたのかである。「新しい市場」の創設に関して重要なのは、商品取引所において「取引を行なう人々の権利や義務を律する司法的なルールを制定すること（the establishment of the legal rules governing the rights and duties of those carrying out transactions）」（コース 1992: 12）である。司法的なルールの制定に関して、コース（1992: 12）は①「取引所のメンバーの同意をとりつけること（the securing of the agreement of the members of the exchange）」と、②「そのルールを執行すること（the enforcement of its rules）」に「最大の課題となると指摘する。このうち、②に関しては「多

角的懲罰戦略」の存在を指摘したので、ここでは①について取り上げる。

取引ルール制定に関して、コース（1992: 12）は「メンバーが同じ場所（the same premises）で出会い、限られた種類の商品について取引する」ため、「合意を得やすい（agreement is facilitated）」と指摘している。しかし、財産権理論の観点に立った場合、新たな取引ルールの制定に際して「外部性」への注目が不可欠となる。そこで福井産地における流通システムの変遷について概観しておこう。1893（明治25）年に福井羽二重産業は急速な成長を遂げた。「明治廿五年ハ実ニ福井県ノ絹織業ニ一大革命ヲ生シタ」年であって、同年末には「全県下ノ機台数一万二千ノ多キニ達」し、「之ヲ前年末ニ比スルトキハ殆ト四倍トナ」った（高等商業学校 1901: 8-9）。この際に生産領域の急速な地理的拡大も同時に進行した。問題は短期間のうちに生産区域が地理的に拡大し得た理由である。

急速な地理的拡大はある流通システムの導入により実現した。橋野（2012: 98-99）は「福井産地が地域的拡大をとめないながら急発展し得たのは、マーシャルの意味での『集積の経済』が弱かった」からだと分析しているが、かかる意味での地理的拡大の立役者は生糸商＝羽二重商であった。「福井ニハ久シキ以前ヨリ生糸仲買商ナル者アリテ生糸ノ売買ニ従事シ」ていたが、「是等ノ営業者ハ羽二重ノ追々好況ニ向フヲ見茲ニ一ノ妙案ヲ考出シ機業家ニ向テドシ生糸ヲ貸与シ其代金ヲ製品ニテ受取ルコト」した（高等商業学校 1901: 27）。つまり、福井産地の急成長は生糸商＝羽二重商によって「社会的収益率」が上昇したことによって生じた。

問題は生糸商＝羽二重商の「私的収益率」である。財産権理論の観点から注目されるのは、「生糸ヲ貸与シ」て「其代金ヲ製品ニテ受取ル」という取引ルールである。このルールについては興味深い資料がある。足利の織物商木村半兵衛（4代目）は1894（明治27）年に福井産地を視察し、生糸商＝羽二重商による取引に関して「小機業家ニ対シ生糸ヲ売り織物ニテ其代価ヲ消却セシムル仕組」であるため、「福井市ニ在ル仲買商人ハ恰モ吾縣足利近傍ノ元機屋ニ類セリ」と指摘している（木村 1894: 6）。この場合の「仲買商人」とは生糸商＝羽二重商を指している。

また、「元機屋」とは賃機織元の意であって、製品受け取りに際して、生糸商＝羽二重商は機業家に何らかの名目で手当てを支給したものと推察される。ただし、支給額に関して、明らかに生糸商＝羽二重商は生糸や羽二重の価格決定に多少の恣意性を介在させ得る立場にあり、「問屋ノ注文直段ヨリモ幾分安ク手ニ入ルコトヲ得ルガ故ニ更ニ問屋ニ持込ミ其間ニ利益ヲ獲得スルコトヲ得タ」（高等商業学校 1901: 27）。そして、不当な価格操作による「レント（rent）」がインセンティブとなって、「同業者次第ニ増加シ市中ノ生糸商ハ悉ク羽二重仲買モ兼ヌルニ至」ったのであった（高等商業学校 1901: 27）。このように、生糸商＝羽二重商は需要拡大に際して、「私的収益率」を「社会的収益率」に近づける新たな財産権を設定することによって、福井産地の急成長を実現したのである。福井産地を成長軌道に乗せたのは生糸商＝羽二重商であった。

しかし、急成長は粗製濫造を深刻化させることによって、「私的収益率」と「社会的収益率」の乖離をも生み出していた。この意味において、生糸商＝羽二重商は持続可能な成長を実現し得

たわけではなかった。木村半兵衛が視察に訪れた時に、生糸商＝羽二重商による方式に加えて、粗製濫造問題に対処すべく新たに「社」が主催する羽二重市の方式が台頭しつつあった。注目すべきは「社」による自主流通運動も 1893（明治 25）年から本格化したということである。この結果、福井産地では 2 つの流通システムが競合する状況となっていた。羽二重市には「レント・シーキング（rent-seeking）」を抑制しようとする明確な意図が伺える。たとえば、木村半兵衛は「全国中ノ嚙矢ニシテ織物生糸ノ式品ヲ開始ス」と報告しているが（木村 1894: 10）、もし賃機業者であったなら「織物生糸ノ式品」の価格差を問題としないはずである。羽二重と生糸の取引価格を適正化しようとしていることから、機業家による自主流通運動が生糸商＝羽二重商が確立した流通システム、あるいは財産権を変革しようと試みであったことがわかる。

もし問題の本質が「レント・シーキング」の抑制であったとしたならば、流通改革運動は単なる利害対立の問題に還元され得る。しかし、機業家と生糸商＝羽二重商との取引関係を財産権理論の観点から批判的に再検討した場合、「社」による自主流通運動が機業家の経営規模拡大と密接に関連していることがわかる。生糸商＝羽二重商にとっての「レント」は、機業家が賃機の地位に甘んじている限り大きな問題ではなかったと考えられる。しかし、機業家が女工を雇用し、経営規模の拡大を試みると、機業家は原料生糸と羽二重の差額の中から、女工に賃金を支払わなければならない。この結果として生じる「外部費用」は莫大である。このような場合、「相互交渉の人々（the interacting persons）」が「新しい利益－費用の可能性への調整（adjustment to new benefit-cost possibilities）」を求める中で、新しい財産権が登場する（デムゼッツ 2005: 50）。羽二重市で機業家と取引していたのは「社」と産地問屋を仲介する仲買商であって、「社」による自主流通運動は新たな財産権を確立する運動に他ならなかった。

実際、新たな財産権が確立する過程で「社」と仲買商との間でも財産権の調整が行われた。この要因として、福井県絹織物同業組合が 1892（明治 25）年 5 月から開始した等級検査による強い後押しを指摘することができる。羽二重市では同業組合の等級検査を受けた製品が販売されていた。しかし、羽二重市を円滑に機能させるには、競争入札制度を導入する必要があった。そして、この制度の導入をめぐる「社」と仲買商は 1896（明治 29）年に激しく対立することになった。最大の対立点は「社」が「従来一括シテ閲覧セシメ居リタルモノヲ一々分括ママシテ入札セシムルコト」（高等商業学校 1901: 38）に改めようとしたことにあった。つまり、生産者の持ち出し単位ではなく、製品種や規格、等級ごとに入札して価格を設定するルールへの変更である。

一括して価格を設定すべきか、個々の製品ごとに価格を設定すべきかは、本質的には財産権のあり方に関する対立である。たとえば、福島県川俣地方の羽二重市での取引でも同様の問題が持ち上がっていた。羽二重市では一括して価格が設定されていたが、この取引価格の決定方法に関して、福島県絹織物同業組合協議会（1903: 25-26）では「本県羽二重取引法の不完全」な点として、「買入を為す者は精粗混同して平均一本何程と見積り買入るゝ」ため、「改良を加え精良品を織出すものは常に粗製品の相伴となり損耗を見るの有様」であることが指摘されている。この

「損耗」は「精良品」と「粗製品」が同じ価格で取引されていたために、「改良」によって生じた費用が「外部費用」となっていることを意味しており⁶⁾、必然的に「改良」へのインセンティブが欠如した状況であることを物語っている。このように、この「外部費用」を内部化し得ない点に「本県羽二重取引法の不完全」さの本質があったという指摘がなされているのである。

ここに、羽二重取引において「効率的な財産権」を設定し、品質向上へのインセンティブとしたいとする産地側の意向を読み取ることは容易であろう。福井産地における「社」と生糸＝羽二重商との対立も、こうした観点から把握すべきである。しかし、福井産地とは異なり、川俣地方では新たな財産権が発生し得る状況には全くなかった。拙稿（2017）で指摘したように、川俣地方の羽二重市では生絹^{きぬ}取引が行われていた。生糸は表面をセリシンというタンパク質で覆われており、その状態のまま製織されたものが生絹である。問題は「生絹の品質は熟練なる商人と雖も其鑑別を誤り易」（川俣絹織物同業組合 1910: 107）いことであり、生絹取引は「レモン市場（the market for lemons）」と同じ構造になっていた（小木田 2017）。つまり、「精良品」と「粗製品」の区別をつけられない状態で取引が行われていたのである。

このように、製品の品質に関する情報が不完全なため、川俣地方においては市場が有効に機能し得なかった。この影響は多方面に及んだ。たとえば、必然的に機業家と羽二重商は疑心暗鬼に陥りがちで、同業組合は内紛を繰り返した。これに対して、冒頭で述べたように、福井県絹織物同業組合は全国に知られた優良組合であった。製品の品質に関する情報の不完全性は生絹に化学的処理を施すことで技術的に解決することが可能であった。生絹に化学的処理を施した製品は練絹^{ねり}と呼ばれる。福井産地では練絹取引が実施されたため、「精良品」と「粗製品」の区別が明瞭であった。さらに福井絹織物同業組合が実施した等級検査が市場から高い信用を獲得し、「損耗」という「外部費用」を内部化することが可能となっていた。このように、品質に関する「効率的な財産権」が新たに登場したため、古い財産権との調整が必要となっていたのである。

3. 品質に関する財産権の目的論的展開 ― 持続可能な発展への展望 ―

新たな財産権は品質改善に対する投資のインセンティブとなり、品質改善の効果は証票に対する市場での信頼を高めることになった。そして、証票に対する信頼の高まりは、羽二重取引を大幅に円滑化することともなる。たとえば、木村半兵衛の視察時に、「社」の数は福井市内に5つ、福井市周辺に2つあったに過ぎなかった。しかし、競争入札制度導入をめぐる仲買商との対立において、「仲買一同遂ニ降参シ」た後、「社」は福井県各地に急速に普及し、1899（明治32）年12月には18社、1900（明治33）年7月には29社に急増した（高等商業学校 1901: 38）。この結果、生糸商＝羽二重商は生糸仲買と羽二重仲買に分化していった。これによって、新たに誕生した「効率的な財産権」が古い財産権にとって代わられたことになる。

生糸商＝羽二重商に代わる新しい流通システムが主流になったことは、羽二重「仲買ノ起源ヲ尋ヌルニ元ト生糸ノ仲買ヨリ転シタルモノ多キ」（高等商業学校 1901: 27）状況であったという

記述に明らかだろう。このようにして確立した「効率的な財産権」によって、羽二重の品質改善も進展していった。この結果、等級検査を明記した証票が市場での信用を大いに高め、羽二重取引において「準レント (quasi-rent)」⁽⁷⁾が生じることとなった。この「準レント」こそが冒頭で述べた「公共財的性格」の本質であると考えられる。そして同時に、「各社聯合会」のネットワークが県内全体に拡大したことによって、前述の「多角的懲罰戦略」も実行力を増していった。以上のような過程を経て、福井県では「新しい市場」が創設されたことになる。

しかし、市場制度の進化はここで終わらなかつた。羽二重市における競争入札制度には品質管理上の問題点もあったからである。「取引費用」の観点から競争入札の方法について再検討すると、仲買商の反発にも一理あることがわかる。たとえば、製品種や規格、品質が均一である場合「一人分一括シテ其到着ノ順ニ依テ入札セシム」ることができたが、製品種や規格、品質が不均質である場合「更ニ分類シテ」、その後「其一種一種ニ向テ入札セシム」ることになっていたからである（高等商業学校 1901: 39）。このように、競争入札制度は各社員の製品種や規格、品質が不均質であることを前提とした取引ルールであったことがわかる。このため、大口取引への対応は困難であり、この意味において「非効率な財産権」という側面も有していた。

しかし、市場では均質性という品質が求められていた。大口取引を前提とした品質改善の努力が求められていたのである。このため、羽二重市の全盛期は明治 30 年代前半であって、後に福井市のある産地問屋は「従来一定の市日ありたるも製品目付等一定せず」、このため「売買」を「市日に行ふを不利とし廃止せり」と述べている（川俣絹織物同業組合 1910: 100）。「社」のレベルで製品を均質化させるためには、まず各「社」ごとに産地ブランドに特化し、原料を均質化させる必要があった。そして、原料を均質化させるためには共同購入を実施する必要があった。もともと「社」は羽二重市を開催する以外に、「社トシテ一定ノ注文ヲ受け更ニ之ヲ社員間ニ分括スル」場合もあった（高等商業学校 1901: 37）。このため、力織機化後の大正期に「社」は共同購入・共同販売を目的とした産業組合にとって代わることとなった。

産業組合への転換も新しい財産権の発生と解釈することができる。「市場」か「企業」かという観点に立った場合、当初の「社」は「市場」に近い制度であった。しかし、もともと「水平的結合 (lateral integration)」への指向も存在し、まさに「以前に 2 つもしくはそれ以上の企業家によって組織化されていた取引 (transaction which were previously organized by two or more entrepreneurs)」を「1 つへと組織化」したのである（コース 1992: 50）。品質管理能力が均等化する中で、各機業家が羽二重のように加工度の低い製品で品質競争を行なえば、必然的に「収穫逡減」という形で「私的収益率」と「社会的収益率」の乖離が生じる。ただし、この乖離は共同購入によって均質な原料を使用し、共同販売することで大口取引に対応することで克服することが可能であった。このように、機業家による「水平的結合」には新たな財産権の発生という側面もあった。

III 財産権理論からみた力織機化の地域的意義 — 川俣羽二重産業を例に —

1. 年季制度における外部性 — 地域的な労働市場の形成との関連で —

奴隷制度では労働者の「私的収益率」と企業の「社会的収益率」に乖離が生じる。この点は年季制度とも共通するが、本稿の着眼点はデムゼッツ（2005）のものとは多少異なる。たとえば、デムゼッツ（2005: 47）は「奴隷の生存費用（substance wages）」だけではなく、奴隷を「自由にするための支払い（a payment for their freedom）」を問題にしている。「財産権の交換（the exchange of property rights）」（デムゼッツ 2005: 48）、つまり奴隷がお金を貯めて自らを買い取るという前提なのである。この場合、「奴隷労働を使用する権限（clear title to slave labor）」は「奴隷達が自らを解放するために喜んで支払う金額（the sum that slaves are willing to pay for their freedom）」に等しくなる（デムゼッツ 2005: 48）。そして、雇用契約と奴隷使用権の取引が分離するため、「取引費用がゼロの世界（a world of zero transaction costs）」では使用権の所有者がどちらかに関係なく、労働力という生産要素が効率的に配分されるという結論が導かれる（デムゼッツ 2005: 48）。

以上は思考実験の一種であり、考察対象は「交渉を禁止されることによって引き起こされる外部性（an externality caused by forbidding negotiation）」である（デムゼッツ 2005: 48）。ここには「交渉費用」を含む取引費用が無限大という対極的な状況と対比することで、「売却権を含む所有権（ownership which includes the right of sale）」、「後で交換され得るような所有権（an ownership title that can thenceforth be exchanged）」の意義を際立出せる狙いがある（デムゼッツ 2005: 48）。しかし、「交渉費用」が莫大であれば、実際に同様の「外部性」が生じ得る。ここが本稿の着眼点である。非市場社会の例として本稿が取り上げたいのは、力織機化以前の川俣羽二重産業である⁶⁸。「交渉」に関してはまず当事者が問題となるが、本格的な検討に先立って当事者同士が価格変動に敏感であったという前提を確認しておく必要がある。

拙稿（2017）で紹介したように、福島県伊達郡川俣地方には次に紹介する2つのタイプの機業家が存在した。川俣地方は副業農家を主体としており、川俣町周辺の農村に広範に分布していた。「重に農間の余業にして養蚕、製糸より以て機織に至るまで皆な之を一家に辨し」ており、「機台の数は一二台より多きも三四台に過ぎ」なかった（農商務省 1896: 80）。「養蚕→製糸→製織」という「垂直統合（vertical integration）」は「権原問題（entitlement problem）」に原因があった。つまり、川俣地方には原料生糸供給のインセンティブとなるだけの十分な市場購買力がなかったからであった。しかし、力織機化後に政府から18万円の低利融資を受けて産業組合が設立されたことによって、川俣町は原料生糸の集積機能を著しく高めた（小木田 2017）。この結果、副業農家で「垂直非統合（vertical disintegration）」が進展した。アダム・スミスが述べたように、まさに「分業は市場の広さによって制約される（the division of labor is limited by the

extent of the market)」のである⁽⁹⁾。

もう一方は専業の機業家である。「専業なるは川俣町に於ては多少之れあり何れも十台以上の織機を備へて「工女を雇入るゝもの」であった（農商務省 1896: 80-81）。「熟達せる工女には多少の織賃を与ふるものなきにあらされども」、大半の女工は「年期を定めて使役し衣食を供する」という雇用形態、つまり年季制度下にあった（農商務省 1896: 81）。原料生糸の供給地には「権原問題」が明瞭な形で姿を現わしていた。「自家の製糸を以て」原料に充てていた副業農家とは異なり、「数台の織機を所有し又は機業専門のものは他の養蚕家より原料を求め尚ほ不足るときは安達、宇多、行方等の諸郡より購入すること」があった（農商務省 1896: 83）。川俣地方には自家製原料を使用する座繰製糸が広範に分布しており、「他の養蚕家」はそうした副業農家を指す。また、1896（明治 29）年に合併して相馬郡となる宇多・行方郡とは異なり、川俣地方の北側に位置する伊達郡掛田町や南側に位置する安達郡針道村は、既に横浜の輸出市場において座繰製糸のブランドを確立していた⁽¹⁰⁾。こうしたブランド糸は川俣町には流入せず、羽二重製織にはいわゆる地遣糸を使用していたことがわかる。

価格変動への対応に関して注目されるのは 1892（明治 25）年末から 1893（明治 26）年初旬にかけての時期である。この際に「原料タル生糸繭ノ価格非常ニ騰貴セシ為メ（羽二重の）相場多少ノ昂貴ヲ見ルモ到底得失相償ヒ難ク」なった（川俣町 1979: 187）。つまり、原料である生糸や繭の価格が高騰し、羽二重生産の採算がとれなくなった。しかし、副業農家と専業の機業家とは対応に大きな違いが見られた。たとえば、副業農家は「休業スルノ却テ得策ナルヲ以テ」、834 戸中 424 戸という「休業者ノ多数ヲ見ルニ至」った（川俣町 1979: 188）。「休業」とあるが、「生糸繭ハ地方ノ在荷払底ナルヨリ機業家止ムヲ得ス原料ハ横浜市場ノ供給ニ仰クト云フ異常ノ逆境ニ陥」り、「本年新糸ノ出ルヲ俟テ徐々ニ回復ヲ計ルヨリ外ニ良策ナシ」という状況であった（川俣町 1979: 188）。したがって、繭や生糸を羽二重の原料に使用せず、そのまま売却していたのである。たしかに羽二重価格も上昇したが、「到底原料ノ価値トハ其平衡ヲ保チ難」（川俣町 1979: 188）かったとすれば、これは極めて合理的な行動である。

これに対して、「川俣町製絹家」は 1 戸あたり平均 10.9 人の「職工ヲ常雇」しており、「仮令休業スルモ尚ホ之レニ衣食セシメサルヘカラス」という状況であった（川俣町 1979: 188）。このため、「空シク衣食セシムルヨリハ多少ノ不引合ハ免レサルモ寧ロ休業ノ全損ニ勝レリトノ考ヘヨリ無理ナガラモ」、152 戸中 137 戸が「就業」を続けていた（川俣町 1979: 188）。操業を継続せざるを得なかったのは、女工の「衣食」に要する費用が固定費用化していたからである。このため、「仮令休業スルモ」、機業家はこの固定費用を負担しなければならなかったのである。したがって、「休業ノ全損」とは「空シク衣食セシムル」ための費用を指しており、「衣食」の「費用（食費トモ）一切ヲ籠メテ壱人一ヶ月金二円内外ノ平均」であった（川俣町 1979: 189）。この場合、販売価格が損益分岐点を下回り「多少ノ不引合」になっても、そもそも労働力の価格がゼロであるため、操業を継続して固定費用の一部を回収する方が経済的には合理的となる。このよう

に、双方が合理的な経済主体であった。

そこで、本稿が問題にしたいのは、なぜ專業の機業家が副業農家に労働力を販売するよう交渉しなかったのかである。賃金が「外部費用」になっている点は副業農家にも共通しており、交渉によって双方の「外部費用」を内部化できたはずだからである。しかし、内部化に要する費用が内部化によって得られる利益を上回れば、交渉しない方がむしろ合理的となる。たとえば、「大勢の人間が相互に満足のいく合意 (a mutual satisfactory agreement) に達すること」が困難であれば、必然的に「交渉のコスト (negotiating costs)」は大きくなる (デムゼッツ 2005: 56)。特に賃金を外部化していた結果、双方に作業工程別のコスト意識がほぼ完全に欠如しており、公正な取り決めを行うための「交渉費用」は莫大であったと想像される⁽¹¹⁾。たとえば、前述のように川俣町においても「織賃を与ふる」事例が皆無ではなかったが、その「織賃」は「区々にして一定ならず」(農商務省 1896: 81) という状況であった。こうした状況は、賃金を調整するシステムが機能していなかったことを意味している。「交渉費用」の軽減に関して、ノース&トーマス (1980: 187) はアムステルダムにおいて取引価格の「相場 (price current)」が成立し、「取引交渉を開始する出発点 (a starting point to negotiate trades)」になっていたと指摘している。これに対して、川俣地方では労働力の「取引交渉を開始する出発点」となる「相場」が成立していなかったのである⁽¹²⁾。

地域社会には労働供給曲線が埋め込まれている。たとえば、奴隷を使用する同業の企業が集積している地域において、すべての奴隷が解放された場合、「特化した技能にたいする地方市場 (a local market for special skill)」(マーシャル 1966: 255) が成立する。そして、こうした市場では「万一不快な事件 (disagreeable incident) が起こ」っても、契約関係を「たやすく破棄でき」るため、「労使間に強い友好関係 (strong friendships between employers and employed) が成立し」やすいという集積利益が生じる (マーシャル 1966: 256)。これに対して、年季制度では労働力の価格がゼロであり、供給量もほぼゼロになるため、川俣地方の場合「工女は越後、羽前、会津地方より来るもの多」かった (農商務省 1896: 81)。こうした女工は「年期終了ニ至レハ或ハ他業ニ転シ又ハ郷ニ帰リテ婚嫁スル」ため、地域経済は「常ニ工女豊富ナラス随テ毎歳見習工女養成ニ煩勞シ多クハ未熟ナル者ニ製織セシムル」状況から脱却し得なかった (福島絹織物同業組合 1904: 20)。このように、年季制度は「特化した技能にたいする地方市場」の形成を妨げていた。そして、このことが福井産地と同様の品質管理体制の構築を阻害する要因ともなっていたのであった (小木田 2017)。

2. 力織機化と労働力に関する「財産権」の誕生 — コスト意識の変化との関連で —

川俣地方においてこうした閉塞状況を打破したのが力織機化、つまり「新しい技術の発展」であった。女工の「衣食」に要する固定費用は、明らかに経営規模拡大のボトルネックとなっていた。このため、新しい生産組織が登場し、そのボトルネックを克服して、効率化に成功すること

で、新規企業の「私的収益率」と地域経済の「社会的収益率」が激しく乖離し始める。また、力織機化により、「特化した技能にたいする地方市場」も成立した。発端となったのは、年季制度において「外部費用」となっていた賃金が、力織機化によって新しい財産権が誕生することで内部化されたことにある。この結果、「工女の多くは工賃を以て生活して居ることに成つた」（『福島民報』1911（明治44）年2月6日）。財産権の発生と調整の観点から以上の2つの過程について検討するために、本稿ではまず「伊達郡川俣町某工場ニ於テ調査セシモノ」を基にした「手織機十台ヲ使用シ輸出羽二重ヲ製織スル収支計算」（生産調査会 1911: 259-262）に注目する。

この「某工場」とは川俣町最大の手織工場を経営すると同時に、代表的な養蚕農家でもあった香野機業場であったと推察される。判断の根拠は「七、八ノ二箇月ノ養蚕期ハ休業セルヲ以テ實際ノ作業時間ハ十箇月ナリ」という注釈である（生産調査会 1911: 259-260）。また、「手織機十台」は生産調査会（1911）が各産地を比較検討するために設けた統一フォーマットであって、川俣町では想定通りにデータを収集・加工できなかったようである。このため、収集したデータを「機台数八台」で「計十人」の「工女ハ全部養成工トス」という前提で修正している（生産調査会 1911: 260）。次に述べる「賄費」や「被服費」、「工女手当」のすべてが「工女十人分」となっていることから、この「養成工」は明らかに年季女工の意である。そして、香野機業場の「収支計算」によれば、原料費を除いた10ヶ月分の「製作費」は666円53銭であり、項目別に見た場合「賄費」360円（54.0%）、「被服費」100円（15.0%）、「工女手当」50円（7.5%）が大きな割合を占めている。したがって、年季女工1人あたり月5円10銭の固定費用が「製作費」の76.5%を占めていたことになる。

財産権の調整に必要な費用に関して、香野機業場の「収支計算」と比較したいのが、「伊達郡某力織機工場ニ就キ調査シタルモノ」を基にした「力織機五十台ヲ使用シ輸出羽二重ヲ製織スル収支計算」（生産調査会 1911: 262-265）である。明治「四十二年一、二箇月ノ両月間ハ設備ノ六十台ニ充タス調査不明ノタメ三月以降ヨリ調査シタリ」（生産調査会 1911: 265）という注釈から、「某力織機工場」とは町内最大の力織機工場を営んでいた大内弥惣兵衛工場であることがわかる。香野機業場と大内工場の「収支計算」を比較すると、力織機化に伴う財産権の調整過程が浮かび上がってくる。たとえば、大内工場はこの当時「大橋兄弟式力織機六十三台」を所有し、「事務員三名」、「寄宿雇十二人」、「通勤職工四十五人」を雇用していた（生産調査会 1911: 262）。この「収支計算」によると、「事務員及雇工賄費」は「十五人分一人一箇四円五十三銭」、「事務員給」は「三人分一人一箇月平均金八円三十銭」、「工女給」は「十二人分一人一箇月平均金三円」であった（生産調査会 1911: 264）。このうち「事務員三名」は「一人一箇月平均金八円三十銭」という高給の固定給であったため、男性従業員であったと見られる。

「事務員及雇工」15名のうち3名が男性事務員だったとすると、問題は12名の「寄宿雇」＝「雇工」＝「工女」であろう。「賄費」はこの12名の女工が年季女工であったことを意味している。そこで、1人あたりの「賄費」の月額を比較すると、香野機業場が3円60銭であるのに対して、

大内工場は4円53銭であって、男性従業員が加わっていることを換算しても、力織機化によって女工の待遇が大幅に改善されていることがわかる。また、「寄宿雇十二人」、「通勤職工四十五人」の計57名の女工のうち、一般に女工1人あたり力織機2台を多持ちしていたことを勘案すると、製織女工は31～32名程度であり、その他の25名前後が下拵女工であったことになる。したがって、「通勤職工」45名の全員が製織女工であったとは考えにくい。準備工程である下拵には緯糸下拵と経糸下拵があり、見習女工は技術的な難易度に沿って「緯糸下拵→経糸下拵」の順で技術を習得するのが普通であった。しかし、「収支計算」には緯糸下拵の項目がないため、明らかに「寄宿雇」が担当していたはずである。したがって、年季女工である「寄宿雇」に月額3円の「工女給」が支給（＝内部化）されていたことになる。

次に「特化した技能にたいする地方市場」の成立を象徴する「通勤女工」について検討しよう。「通勤女工」に関して、大内工場の「収支計算」には「一本略四十銭五厘」の「織賃」、「一認ニ付金二十五銭」の「整経費」、および「箴・綜統 通費」という項目がある（生産調査会1911:262）。「織賃」は製織女工の出来高賃金である⁽¹³⁾。これに対して、「整経」は経糸を力織機に据え付ける前に経糸の長さを揃える作業であり、「箴通」と「綜統通」は整経した経糸を力織機に据え付ける作業であって、「一認」という単位の詳細は不明であるが、それぞれの経糸下拵工程に出来高賃金が導入されていたことがわかる。力織機化後の川俣羽二重産業の特徴のひとつに、「箴通シハ通常工場ニ於テ之ヲナスコトナク賃仕事ニ出スヲ例トル」点があった（日本銀行調査局1915:17）。1913（大正2）年に設立された川俣信用購買販売組合では「経通賃（箴通シ及掛糸通シノ賃銀）」（日本銀行調査局1915:28）も定められていた。経糸を箴に通す作業は「箴通し」、そして箴通しを終えた経糸を綜統に通す作業は「掛糸通し」と呼ばれる。

川俣地方では、「箴通し」と「掛糸通し」を合わせて「経通」と呼んでいたようである。こうした経糸下拵工程の一部における「垂直非統合」は、福井産地などでは見られない川俣特有の組織的变化であり、力織機化過程で財産権の調整が行われたことで生じた。川俣町で力織機化が急速に進展したのは1909（明治42）年末からであり、1910（明治43）年だけで1,000台以上の力織機が導入されている。したがって、500人以上の製織女工とそれに見合った下拵女工が必要であった。労働力需要が急激に拡大したのに対して、年季制度では「独立シテ一切ノ機杼ヲ能クスルニハ大約二年乃至三年ヲ要」した（川俣町1979:189）。したがって、明らかに川俣町は「特化した技能にたいする地方市場」を成立させることによって、力織機化による労働力需要の急激な拡大に対応している。大内工場は規模が町内最大であり、成立に際して以上の賃金が「取引交渉を開始する出発点」となって、「交渉費用」を軽減した可能性が高い。以上で検討したように、古い財産権では、作業工程別のコスト意識などなかった。しかし、様々な技能の希少性が顕在化し、コスト意識に大きな変化が生じる中で、労働力に関する新たな財産権が誕生したのである⁽¹⁴⁾。たしかに財産権の設定には費用がかかったが、力織機化により財産権の設定によって得られる利益の方が遥かに大きくなったために、新たなコスト意識が生まれたのであった。

おわりに

本稿ではまずノース&トーマス（1980）に沿って、財産権理論による歴史分析の枠組を紹介し、その枠組に沿って福井羽二重産業における流通システムの確立過程、および川俣羽二重産業における「特化した技能にたいする地方市場」の成立過程を分析した。財産権理論の本質は、「社会的相互依存に伴って発生するあらゆるコストと利益（every cost and benefit associated with social interdependencies）は、潜在的に外部的（a potential externality）である」（デムゼッツ 2005: 47）という言葉に集約される。自らの行動は相互依存関係にある周囲に何らかの影響（＝外部性）を与えるのであって、その影響を自らにもフィードバックさせる制度的な仕組が財産権であった。たしかに政府が介入することで、周囲への影響を阻止する方策もあり得る。ノース&トーマス（1980）の「公共財」としての財産権とはこうした考え方に立脚している。これに対して、本稿では共同体が自ら財産権を設定し得る点に注目して、新しい財産権の登場することによって古い財産権との調整が行われるという分析視角を提示した。

福井羽二重産業に関しては、「社」と呼ばれる機業家の自主流通組織が大きな役割を果たしたことが知られている。本稿では、まず「社」が主催した羽二重市が近代的な商品取引所としての性質を備えていることを明らかにした。羽二重市が普及する以前は生糸＝羽二重商が流通システムの根幹をなしており、この流通システムの確立によって羽二重の生産領域が大きく拡大した。この意味で地域経済の発展に大きく寄与したのは確かであるが、同業組合が等級検査によって「レモン市場」の問題を克服しようとしたために、取引ルール上で品質に関する新たな財産権が登場した。等級検査の結果を取引価格に反映させなければ、優等品の製造に「外部費用」が生じ、粗悪品の製造に「外部利益」が生じたからである。「社」による流通改革の本質は、こうした「外部性」を内部化するための取引ルールを確立することであり、生糸＝羽二重商や羽二重市での取引相手である仲買商との対立の本質は財産権の調整にあった。

財産権理論という分析視角は非市場社会にも有効であった。川俣羽二重産業には、自家製原料を使用する副業農家と年季制度を採用する専業の機業家が存在した。地域社会には労働供給曲線が埋め込まれていたが、年季制度では労働力の価格がゼロ、つまり賃金が「外部費用」であるため、供給量もほぼゼロであった。この結果、労働力の地域市場が形成されず、年季女工は多くが県外出身者であった。また、副業農家の機業家も合理的な経済主体であったが、双方に作業工程別のコスト意識が欠如していたため、労働力供給に関する「交渉費用」は莫大であった。「交渉費用」の軽減には、「取引交渉を開始する出発点」となる「相場」が必要であった。力織機化によって、個別の作業の技能が希少になり、労働力に関する新たな財産権が誕生した。この際に、町内最大規模の工場における賃金が「相場」となって、労働力の地域市場が形成され、力織機化を後押しした。この結果、年季制度は衰退し、出来高制度が主流となった。

以上で得られた検討結果から、冒頭で指摘した地域社会における財産権の埋め込みについて具体的なイメージが浮かび上がったように思われる。ノース（2013: 78）は「経済的価値を持つ何らかのモノの特質（some characteristic of a good）が測定できなければ、私的コストと社会的コストは乖離する」と指摘している。「レモン市場」はその好例であって、福井産地は「モノの特質」の測定精度を向上させることで発展を遂げた。福井産地は市場制度に効率的な財産権を埋め込み、効率的な産業集積を実現することに成功した。これに対して、川俣産地では非効率的な財産権が存続し、地域経済の発展を阻害していた。生産工程別に労働力の経済的価値を測定して財産権を設定する費用が財産権の設定によって得られる利益を上回ったため、「特化した技能にたいする地方市場」が形成されなかったのである。このため、副業農家と専門の機業家が地理的に近接しながら十分な集積利益を生み出し得なかった。このように財産権の効率性は産業集積の効率性を大きく左右し得るのであり、産業集積の効率性を検討する上で財産権理論は有効な分析視角であることがわかる。

《注》

- (1) 本稿では「財産権（property rights）」と「所有権（ownership）」を明確に区別する。「所有権」とは物権を指すのに対し、「財産権」は物権の他に債権や知的財産権を含む。翻訳の引用に際しては原書と照合し、適宜修正してある。
- (2) ノース（2013: 83）は「契約の執行コスト（the costs of enforcing an agreement）」に加えて、「測定コスト（the costs of measurement）」の意義を重視しており、「ブランド名（brand names）」や「商標（trade marks）」が「測定コスト」を引き下げること注目している。
- (3) ノース&トーマス（1980: 28）はこの転換を技術進歩とは考えておらず、まず人口増加を「財産権を変化させる圧力（the pressure to change property rights）」として捉え、土地の希少性が高まるにつれて「マルサスの制限（the Malthusian checks）」による「労働の収穫逨減（diminishing returns to labor）」（ノース&トーマス 1980: 61）が生じる点を強調している。そして、この「外部性」を内部化するために、土地生産性を向上させる財産権が発生するという図式で、農業技術の変化を説明している。
- (4) フリーライダー問題に無関心だったわけではない。その後の研究では、この問題に加えて「損得勘定（calculated self-interest）が動機ではない行為」（ノース 2013: 29）に関して、大胆で野心的な取り組みを行っている。どれだけ野心的なのかは、「新古典派の世界は無法地帯であり、どのような社会も存在し得ない（a neoclassical world would be a jungle and no society would be viable）」（ノース 2013: 30）という言葉に集約される。この言葉から新古典派に対するオルタナティブな視点を提示しようとする意図が伺える。
- (5) 「多角的懲罰戦略」により取引ルールを遵守するインセンティブが生まれるため、羽二重市が「自己拘束的（self-enforcing）」な制度となる。このような状況はゲーム理論における「ナッシュ均衡（Nash equilibrium）」に等しい（岡崎 2005: 67）。
- (6) 一般には同時に「外部利益」も生じたと考えられ、「精良品より普通品利益多く普通品より粗製品利益多き結果を生」じた（川俣絹織物同業組合 1910: 107）。「普通品」を取引価格の相場とした場合、「精良品」の製造に「外部費用」が生じていただけではなく、「粗製品」の製造には「外部利益」が生じた。「粗製品」の製造へのインセンティブが働く中で、「私的収益率」を向上させれば、粗製製造が生じて「社会的収益率」との乖離が生じる。
- (7) 「レント」とは適正水準を超過した利益を指し、戦前期の高額「小作料（rent）」はその典型である。

土地に「レント」が生じやすいのは、長期にわたって供給の価格弾力性が限りなくゼロに等しいからである（武田 2010: 88）。これに対して、羽二重は長期的には価格に弾力的である。しかし、需要拡大が増産のペースを大きく上回れば、短期的に価格に非弾力的となり、「準レント」と呼ばれる超過利益が生じる。「準レント」は増産のインセンティブとなるため、品質改善には技術進歩と同様に継続的な努力が必要となる。

- (8) インディアンの財産権についての先行研究に関して、デムゼッツ（2005: 51）は「文明の『人為性（artificialities）』によって拘束されない人間の『本性（true nature）』に接近しようとする試みにおける知的戦場（intellectual battlegrounds）のひとつであった」と述べている。本稿もこの地平に降り立つことから始める。
- (9) 副業農家における「垂直非統合」は地域外から生糸という「中間投入財」が供給されたことにより生じている。このように、産業集積の効率化により産業組織にも大きな変化が生じ得るにはあまり関心が払われてこなかったように思われる。産業集積による産業組織の変化は力織機化の問題により顕著なのだが、詳細は稿を改めて論じることとする。
- (10) 福島県は群馬県と並ぶ生糸直輸出運動の中心地であった。たとえば、福島県知事安場保和は 1873（明治 6）年に群馬県から速水堅曹を招聘し、日本初の株式会社二本松製糸会社の設立にあたらせた。支配人の佐野利八は座繰製糸農家の組織化にも積極的に取り組み、「掛折返糸」、「針道鉄砲糸」といったブランドを誕生させた。このブランドは生糸の東ね方に地域性があったことに起因するものであったが、佐野利八はさらに「五人娘」の商標をも使用し始めた。「五人娘」は生糸取引に用いられた最初の商標とされる。しかし、知的財産権を保護する制度が未整備であったため、「似せ商標が横行する始末」となり、後に「角力印」に改められた（志間 1998: 41）。
- (11) 「交渉費用」の中で「測定費用（the costs of measurement）」が最大の比重を占めていた。「投入物と産出物の測定の問題（the problem of measuring inputs and outputs）」に関して、ノース（2013: 321）は「個々の生産要素の貢献度（the contribution of individual factors）をチェックするとともに、各工程と完成時の産出物を測定できる（measure the output both at successive stages of production and finally）体制を整えなければならない」と指摘している。しかし、川俣地方ではこうした体制が全く整備されていなかった。
- (12) 本質的な原因は生産要素としての財産権が確立していないことにある。この問題に関して、ノース（2013: 88）は「価格形成市場（price-making markets）が成立するには、財産権をしっかりと規定し」、同時に「モノやサービスの内容（the dimension of a good or service）も測定できなければならない」と明言している。この指摘にあるように、労働力に関する「価格形成市場」が成立するには、各作業工程を「生産要素」と認定した上で財産権を設定し、それぞれの「生産要素」に「価格」を定める必要がある。しかし、川俣地方ではこうした財産権を設定するのに要する費用が財産権の設定によって得られる利益を大きく上回っていたため、労働力に関する「価格形成市場」が成立しなかったのである。
- (13) 1 疋 40 銭 5 厘は明らかに大内工場の言い値であって、適正水準より高賃金であった。たとえば、1911（明治 44）年 5 月に川俣力織機同業会が行なった試算である「川俣羽二重生産費調」（県庁資料「川俣・小高産業組合関係書類」所収）では、巾 1 尺 3 寸の賃金が 30 銭となっている。1913（大正 2）年の「六台ノ力織機ヲ以テ経営スル工場ノ収支計算」でも、巾 1 尺 8 寸の賃金は 35 銭になっている。一般に巾が広くなれば賃金も高くなるが、「明治四十三、四年頃マデハ一尺五寸物ノ需要多ク主トシテ欧州向トシテ輸出」（日本銀行調査局 1915: 11）されており、40 銭 5 厘は明らかに高水準であった。したがって、その後、労働市場が成立し、事後的に価格調整が行われたことがわかる。
- (14) 福井産地では明治 20 年代に「特化した技能にたいする地方市場」が成立している。「特化した技能」に対する財産権が確立することで地域的な労働市場が成立した理由に関しては、技術講習を行って生産を開始した 1887（明治 20）年から、品質検査体制が構築された 1892（明治 25）年末までに、県全体の女工数が 1 万人の大台を突破していたことを指摘すれば十分であろう。力織機化期の川俣地方と

共通しているのは需要の急速な拡大期であったという点であり、新しい財産権の発生と調整という問題は地域社会の市場動向の変化への適応能力をも示している。

参考文献

- 石井寛治 1965. 絹織物輸出の発展. 横浜市編『横浜市史 第4巻』305-396. 横浜市.
- 岡崎哲二 2005. 『コア・テキスト 経済史』新世社.
- 加藤雅信 2001. 『「所有権」の誕生』三省堂.
- 川俣絹織物同業組合 1910. 『北陸地方視察報告書』川俣絹織物同業組合.
- 川俣町 1979. 『川俣町史 第3巻 近代・現代 資料2』川俣町.
- 木村半兵衛 1894. 『織物業視察復命書』栃木県.
- 合田昭二 1994. 戦前期日本織物業の産地組合組織. 『経済学研究』43-4: 93-108.
- 高等商業学校 1901. 『明治三十三年 福井石川両県下視察報告』高等商業学校.
- 小木田敏彦 2017. 産業集積における同業組合の役割 — 明治・大正期における羽二重産地の比較研究 —. 『経済地理学年報』63-2: 136-147.
- 志間泰治 1998. 『亜米利加で大うけの佐野製糸』金山を語る会.
- 生産調査会 1911. 『輸出絹織物調査資料』生産調査会.
- 園部哲史・大塚啓二郎 2004. 『産業発展のルーツと戦略』知泉書館.
- 武田巧 2010. レントとレント・シーキングの再定義. 『政経論叢』79-1・2: 85-132.
- 日本銀行調査局 1915. 『川俣羽二重ニ関スル調査』日本銀行調査局.
- 農商務省商工局 1896. 『工業視察紀要 織物之部・上』農商務省.
- 橋野知子 2007. 『経済発展と産地・市場・制度』ミネルヴァ書房.
- 橋野知子 2012. 近代福井県における輸出向絹織物業の急成長と地理的拡大. 『国民経済雑誌』206-2: 77-100.
- 福島絹織物同業組合 1904. 『北陸道機業視察報告』福島絹織物同業組合.
- 福島県絹織物同業組合協議会 1903. 『川俣羽二重取引視察報告』福島県絹織物同業組合協議会.
- Coase, R. H. 1988. *The Firm, The Market, and The Law*, Chicago and London: The University of Chicago Press. コース, R. H. 著, 宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳 1992. 『企業・市場・法』東洋経済新報社.
- Demsetz, H. 1967. "Toward a Theory of Property Rights," *The American Economic Review*. 57-2: 347-359. デムゼッツ, H. 著, 大島和夫訳 2005. 『神戸市外国語大学外国学研究』62: 45-63.
- Marshall, A. 1920 [1890]. *Principles of Economics*, London: Macmillan. マーシャル, A. 著, 馬場啓之助訳 1966. 『経済学原理 II』東洋経済新報社.
- North, C. D. & Thomas, R. P. 1973. *The Rise of the Western World: A New Economic History*, London: Cambridge University Press. ノース, D. C. & トーマス, R. P. 著, 速水融・穂本洋哉訳 1980. 『西歐世界の勃興』ミネルヴァ書房.
- North, C. D. 1981. *Structure and Change in Economic History*, New York and London: W. W. Norton & Company, Inc. ノース, D. C. 著, 大野一訳 2013. 『経済史の構造と変化』日経BP社.
- Piore, M. J. & Sabel, C. F. 1984. *The Second Industrial Divide: Possibilities for Prosperity*, New York: Basic Book. ピオリ, M. J. & セーブル, C. F. 著, 山之内靖・永易浩一・石田あつみ訳 1993. 『第二の産業分水嶺』筑摩書房.

(原稿受付 2017年5月30日)

拓殖大学研究所紀要投稿規則

(目的)

第 1 条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する、経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所、理工学総合研究所及び人文科学研究所（以下、「研究所」という。）が刊行する紀要には、多様な研究成果及び学術情報の発表の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

(紀要他)

第 2 条 研究所の紀要は、次の各号のとおりとする。

- (1) 経営経理研究所紀要『拓殖大学 経営経理研究』
 - (2) 政治経済研究所紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
 - (3) 言語文化研究所紀要『拓殖大学 語学研究』
 - (4) 理工学総合研究所紀要『拓殖大学 理工学研究報告』
 - (5) 人文科学研究所紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』
- 2 研究所長は、次の事項について毎年度決定する。
- (1) 紀要の『執筆予定表』の提出日
 - (2) 投稿する原稿（以下、「投稿原稿」という。）及び紀要の『投稿原稿表紙』の提出日
 - (3) 投稿原稿の査読等の日程

(投稿資格)

第 3 条 紀要の投稿者（共著の場合、投稿者のうち少なくとも 1 名）は、原則として研究所の兼担研究員および兼任研究員（以下「研究所員」という。）とする。

- 2 研究所の編集委員会が認める場合には、研究所員以外も投稿することができる。

(著作権)

第 4 条 投稿者は、紀要に掲載された著作物が、本学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）において公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することを許諾しなければならない。

- 2 共同執筆として紀要に掲載する場合には、共同執筆者全員がリポジトリにおいて公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することについて承諾し、投稿代表者に承諾書を提出しなければならない。投稿代表者は、共同執筆者全員の承諾書を投稿する原稿と一緒に研究所に提出しなければならない。

(執筆要領および投稿原稿)

第 5 条 投稿原稿は、研究所の紀要執筆要領の指示に従って作成する。

- 2 投稿原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。
- 3 学会等の刊行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

(原稿区分他)

第6条 投稿原稿区分は、次の表1、2のとおり定める。

表1 投稿原稿区分：経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所及び人文科学研究所

(1)論文	研究の課題、方法、結果、含意(考察)、技術、表現について明確であり、独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2)研究ノート	研究の中間報告で、将来、論文になりうるもの(論文の形式に準じる)。新しい方法の提示、新しい知見の速報などを含む。
(3)抄録	経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所、人文科学研究所の研究助成要領第10項(2)に該当するもの。
(4)その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿(公開講座記録等)については、編集委員会において取り扱いを判断する。また、編集委員会が必要と認めた場合には、新たな種類の原稿を掲載することができる。

表2 投稿原稿区別：理工学総合研究所

(1)論文、(2)研究速報、(3)展望・解説、(4)設計・製図、(5)抄録(発表作品の概要を含む)、(6)その他(公開講座記録等)

2 投稿原稿区分は、投稿者が選定する。

ただし、紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。

3 紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は600字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを3~5個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。

4 研究所研究助成を受けた研究所員の研究成果発表(原稿)の投稿原稿区分は、原則として論文とする。

5 研究所研究助成を受けた研究所員が、既に学会等で発表した研究成果(原稿)は、抄録として掲載することができる。

(投稿料他)

第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

2 投稿者には、紀要3部を贈呈する。

3 投稿者が研究所員の場合には、掲載の抜き刷りを50部まで無料で贈呈する。50部を超えて希望する場合は、超過分について有料とする。

(リポジトリへの公開の停止及び削除)

第8条 投稿者よりリポジトリへの公開の停止及び削除の申し出があった場合または編集委員会がリポジトリへの公開の停止及び削除が必要と判断した場合には、リポジトリへの公開の停止及び削除をおこなうことができる。

(その他)

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、編集委員会の議を以て決定する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

拓殖大学政治経済研究所紀要

『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆要領

1. 発行回数

本紀要は、原則として年 2 回発行する。その発行のため、以下の原稿提出締切日を厳守する。

(1)	原稿は、	5 月末日締切	－	9 月発行
(2)	原稿は、	10 月末日締切	－	3 月発行

2. 使用言語

言語は、日本語又は英語とする。

ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に政治経済研究所編集委員会（以下「編集委員会」という）に申し出て、その承諾を得たときは、使用可能とするが、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受け、日本語訳も添付する。

3. 様式

投稿原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿（A4 用紙を使用し、横書き、1 行 43 字×34 行でプリント）2 部を編集委員会宛に提出する。

- (1) 数字は、アラビア数字を用いる。
- (2) ローマ字（及び欧文）の場合は、ダブルスペースで 43 行。1 行の語数は日本語 43 文字分。
- (3) 原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。
なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

①	論文	40,000 字（1 行 43 字×34 行で 27 頁）以内	} A4 縦版・横書
②	上記以外のもの	20,000 字（1 行 43 字×34 行で 14 頁）以内	

上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。

投稿者の希望で、本紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。

ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

- (4) 上記以外の様式にて、投稿原稿の提出する場合には、編集委員会と協議する。

4. 投稿原稿

- (1) 原稿区分は、「拓殖大学 研究所紀要投稿規則」に記載されている種別のいずれかとするが、「その他」の区分、定義については付記のとおりとする。
- (2) 投稿原稿の受理日は、編集委員会に到着した日とする。
- (3) 投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (4) 投稿原稿数の関係で、紀要に掲載できない場合には、拓殖大学政治経済研究所長（以下「所長」という）より、その旨を執筆者に通達する。

5. 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。
- (2) 図および表は、コンピューター等を使って、きれいに作成すること。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

6. 注・参考文献

(1) 注は、本文中に（右肩に片パーレンで）通し番号とし、後注方式により本文の最後に一括して記載する。

ただし、脚注が相応しいと判断する場合、それも可とする。また、引用、参考文献の表記についても同様とする。

(2) 英文表記の場合は、例えば、*The Chicago Manual of Style* 等を参考にする。

7. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望するものは、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆予定表を決められた日までに研究所に提出する。

8. 原稿の提出

投稿原稿と一緒に、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』投稿原稿表紙に必要事項の記入、「拓殖大学機関リポジトリへの公開等の許諾」に捺印し、原稿提出期日までに添付する。

9. 原稿の審査・変更・再提出

(1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。

(2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。

(3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。

(4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその旨を執筆者に通知する。

10. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4版用紙（縦版、横書き）にプリントした完成原稿1部と電子媒体を提出すること。

電子媒体の提出時には、コンピューターの機種名と使用OSとソフトウェア名及びバージョン名を明記すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿原稿のデータを保管しておくこと。

11. 校正

投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長が三枚を行う。

この際の校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。

校正が、決められた期日までに行われない場合には、紀要に掲載できないこともある。

12. 改廃

この要領の改廃は、政治経済研究所会議の議を経て、所長が決定する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付記：「その他」の区分・定義について

①	判例研究：	裁判事案の判決（要旨）の紹介とその解説及び批評等。
②	解説論文：	他の専門分野の人々にも分かるように、研究内容を解説したもの。
③	講演：	研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。
④	シンポジウム：	研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。紙上のシンポジウムを含む。
⑤	書評：	専門領域の学術図書についての書評。
⑥	随想：	自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。
⑦	通信：	個人、特定の団体に向けて書かれた通信文。教育・研究に関する主題に限る。
⑧	報告：	学界展望など。研究所からの通知を含む。
⑨	資料：	上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。

以上

執筆者紹介（目次掲載順）

守山 正（もりやま・ただし）	政経学部教授	刑事政策，刑法，犯罪学
長島 光一（ながしま・こういち）	政経学部講師（非常勤）	民事訴訟法，環境法
奥田 進一（おくだ・しんいち）	政経学部教授	民法，環境法
小木田敏彦（こぎた・としひこ）	政経学部講師（非常勤）	歴史地理学，制度派経済学

本誌のタイトル『拓殖大学論集』は，昭和30年（1955年）の第9号を「創立55周年記念」とするに際して，本学第10代総長・政治学博士・矢部貞治によって揮筆されたものです。

拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 第20巻第1号 ISSN 1344-6630

(拓殖大学論集 307) ISSN 0288-6650

2017年9月25日 印刷

2017年9月30日 発行

編集 拓殖大学政治経済研究所編集委員会

編集委員 浜口裕子 岡崎哲郎 奥田進一 小竹聡 椎名規子 服部哲也 山本尚史 益田直子

発行者 拓殖大学政治経済研究所長 浜口 裕子

発行所 拓殖大学政治経済研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595

印刷所 ㈱外為印刷
